

平成26年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成26年9月4日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計課長	相原 浩君	町長戦略課長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健康増進課長	米山 民恵君	地域防災課長	後藤 喜昭君
建設課長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総務課長補佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 2番 阿部 司君 3番 渡辺 悦郎君

散 会 午後1時19分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第6号 平成25年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第5 報告第7号 平成25年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第8号 平成25年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第7 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第9 議案第30号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（一色工区）」
- 日程第10 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成26年第4回小山町議会9月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 阿部 司君、3番 渡辺悦郎君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの27日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月30日までの27日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第6号から議案第44号までの27議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成26年第4回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告3件、同意2件、協定の締結1件、町道路線の認定1件、条例の制定3件、一部改正2件、補正予算7件、決算の認定7件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、合計27件であります。

はじめに、報告第6号 平成25年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。平成25年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 平成25年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第8号 平成25年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

次に、同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。平成26年12月31日をもって任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第30号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（一色工区）」についてであります。

本案は、町道3975号線の御殿場市境から県道須走小山線付近までの工事を委託することに伴い、工事細目協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号 町道路線の認定についてであります。今回対象となる路線は、開発行為による宅地分譲で町に帰属された1路線について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、小山町パークゴルフ場を町民の健康増進を図る施設として明確に位置づけるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。本案は、小山町立図書館に指定管理者制度を導入するに当たり、これに対応した条例とするために、全部改正し、条例を制定するものであります。

次に、議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、総合文化会館に指定管理者制度を導入するに当たり、これに対応した条例とするために、全部改正し、条例を制定するものであります。

次に、議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、静岡県内の全市町で構成する静岡県後期高齢者医療広域連合の議会において、保険料の軽減措置と保険料の減免制度の区分を明確にするため、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の「減額又は免除」を「減免」に改める改正が行われました。このことに伴い、同条例の引用部分の文言を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年4月1日から実施する指定ごみ袋制度の開始に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号から議案第43号までについては、一般会計のほか6つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2億5,325万9,000円を追加し、歳入歳出総額を92億5,706万6,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1,971万8,000円を追加し、歳入歳出総額を20億871万8,000円とするものであります。

次に、議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出総額を533万5,000円とするものであります。

次に、議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成25年度決算により、歳入の繰越金を5万9,000円減額するとともに、後期高齢者医療保険料を同額で減額するもので、歳入歳出総額を2億1,003万1,000円とするものであります。

次に、議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成25年度決算により、歳入の繰越金が60万2,000円減額し、一般会計繰入金金を60万2,000円増

額するものであります。

次に、議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,286万5,000円を追加し、歳入歳出総額を17億1,286万5,000円とするものであります。

次に、議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出を101万4,000円増額し、資本的収入を150万円増額するとともに、資本的支出においては520万円を増額するものであります。

次に、認定第1号から認定第7号までと議案第44号の平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の8件について、御説明を申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の2ページをお開きください。

平成25年度一般会計の決算額は、歳入総額98億2,721万円で、前年度対比9.7%の増、歳出総額93億8,036万7,000円で、7.2%の増となり、歳入歳出差し引き残高は4億4,684万3,000円となりました。

この差し引き額には、町道3975号線橋梁及び道路整備事業ほか1件の通次繰越の充当財源、公共施設白書等作成業務ほか8件の繰越明許費の充当財源、地下水利用調査事業ほか9件の事故繰越の充当財源、合わせて1億1,494万2,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると3億3,190万1,000円が実質収支額となり、純繰越金となりました。

これから、前年度の実質収支額1億4,832万円を差し引いた単年度収支額では1億8,358万1,000円の黒字となりました。

また、実質収支額を標準財政規模（52億3,767万8,000円）で除した実質収支比率は6.3%となりました。歳入、歳出増額の主な要因は、国の補正予算に伴う地域の元気臨時交付金や法人からの寄附金を基金へ積み立てたことによるものであります。

歳入については、前年度と比較すると、全体で8億6,718万7,000円増加しました。増加したものは、国の補正予算による地域の元気臨時交付金や、新東名関連町道整備事業等に対する交付金による国庫支出金が2億6,562万6,000円の増、きたごうこども園建設等のための森林整備加速化・林業再生事業補助金の増額により県支出金5億4,165万4,000円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、前年度からの繰越金が1億205万9,000円の減、道の駅「ふじおやま」と町民いこいの家を指定管理者制度に移行したことから、使用料及び手数料が8,231万6,000円の減が主なものであります。

歳出について前年度と比較すると、全体で6億2,605万4,000円の増加となりました。目的別の主なものは、総務費が財政調整基金をはじめとする基金の積み立てにより5億6,598万2,000円、民生費がきたごうこども園建設等により3億2,391万円の増、農林水産費が間伐材等加工流通施設

整備等への補助金により2億6,184万4,000円の増となりました。

一方、減少した主なものは、学校施設の耐震化事業の完成による教育費が4億4,654万6,000円の減、災害復旧費が平成22年の台風災害から4年目となったことから3億2,583万7,000円の減となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が35億1,768万円で全体の37.5%、投資的経費が19億7,490万6,000円で全体の21%となりました。なお、義務的経費のうち、人件費は18億2,696万3,000円で、前年度対比で6,753万5,000円の増、扶助費が8億792万円で、前年度対比1,965万6,000円の減、公債費は8億8,279万7,000円で、対前年度比2,069万1,000円の増となりました。

投資的経費では、災害復旧事業費が5,926万円で、前年度対比3億2,583万7,000円の減となり、普通建設事業費は19億1,564万6,000円で、前年度対比5億2,061万9,000円と大幅な増となりました。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢による一体的な取り組みの政策が効果し、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広まっております。また、企業収益の増加から、設備投資も持ち直しつつあり、雇用や所得環境も改善傾向となっております。

小山町においては、歳入の根幹である町税が6年ぶりに増加となりました。また、歳出では、平成22年の台風からの災害復旧事業を完了し、平成25年度は町制施行101年目として、新たな一歩を踏み出す年となり、保育園の耐震化事業やデジタル行政無線機整備事業に取り組み、「安心・安全なまち」を目指してきました。

また、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点の構想を打ち出し、新しいまちづくりに取り組み、「金太郎のような元気なまち」を目指すとともに、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行にも努めてまいりました。

以上、平成25年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は22億648万5,000円で、前年度に比べ1億7,925万3,000円の増であります。歳出総額は19億8,307万円で、前年度に比べ1億2,085万5,000円の増であります。本会計の実質収支額は2億2,341万5,000円であります。

次に、認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は584万9,000円、歳出総額は497万円となりました。

次に、認定第4号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,798万2,000円で、前年度に比べ592万2,000円の増、歳出総額は1億9,754万円で、前年度に比べ1,048万1,000円の増、実質収支額は44万2,000円であります。

次に、認定第5号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。  
歳入総額は1億7,366万5,000円、歳出総額は1億7,126万6,000円で、実質収支額は239万9,000円であります。

次に、認定第6号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。  
歳入総額、歳出総額とも4円であります。

次に、認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。  
歳入総額は15億9,301万4,000円で、前年度に比べ5,816万3,000円の増、歳出総額は15億4,183万6,000円で、前年度に比べ3,968万1,000円の増、実質収支額は5,117万8,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の水道事業収益2億606万2,000円に対し、水道事業費用は2億155万4,000円となり、当年度の純利益は58万4,000円であります。また、資本的収入及び支出は、収入額3,002万8,000円に対し、支出額は1億4,320万6,000円となりました。なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました27議案につきましての提案説明は終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を除きまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたします。

また、認定第1号から認定第7号までの平成25年度各会計歳入歳出決算及び議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、9月5日の決算補足説明にて関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 報告第6号 平成25年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第4 報告第6号 平成25年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長(室伏博行君) 報告第6号 平成25年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成24年度から平成25年度までの2か年にわたる継続費を設定し、実施いたしましたデジタル行政無線機整備事業についてであります。

総額1億9,546万2,000円を支出して、継続事業が終了し、決算しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第5 報告第7号 平成25年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第5 報告第7号 平成25年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第7号 平成25年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成25年度の小山町の健全化判断比率についてであります。8月5日に算定した基礎数値及び4指標について、監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど代表監査委員から平成25年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

平成25年度の小山町の標準財政規模は52億3,767万8,000円で、平成25年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて3億3,278万円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計を加え、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成25年度の実質収支額等の合計は9億8,459万5,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成23年度から25年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値をあらわしたものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、下水道事業特別会計及び水道事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち、公債費に準ずる算定額と、債務負担行為のうち、土地の購入費用などの公債費に準ず

る算定額や、御殿場市小山町広域行政組合などへの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずる算定額などを含めた合計額から、それらに充てた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は11.5%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高83億4,049万8,000円や、債務負担行為に基づく支出予定額の2,043万3,000円のほかに、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高8億3,203万6,000円や、地方交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は101.7%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第6 報告第8号 平成25年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第6 報告第8号 平成25年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 報告第8号 平成25年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第7号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することが義務づけられたことによるものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかをあらわす指標であります。

それでは、はじめに、下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。

お手元の歳入歳出決算書の442ページにあります下水道事業特別会計実質収支に関する調書をお開きいただき、参考にさせていただきたいと思っております。

平成25年度決算の歳入総額1億7,366万5,000円から歳出総額1億7,126万6,000円を差し引いた

実質収支額は239万9,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、水道事業会計の資金不足比率についてであります。水道事業会計決算書、別冊になりますが、13ページの貸借対照表をお開きいただき、ご覧いただきたいと思っております。

金額は1,000円単位に四捨五入した金額で御説明いたします。

中段よりやや下側になりますが、流動資産合計4億4,038万7,000円から、下段にあります流動負債合計6,600万6,000円を差し引きますと、3億7,438万1,000円の黒字でありますので、下水道事業特別会計と同様に、資金不足比率は算定されないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第7 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第7 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

このうち平成23年10月1日から委員をお願いしております米山恒久さんが9月30日で任期満了になります。米山さんは固定資産の知識が豊富であり、人格、識見ともにすぐれた方であり、再度選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決する

ことに決定しました。

これから採決します。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第8 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第8 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱に基づき、基本的人権の擁護、自由人権思想の普及、高揚を目的として活動を行っております。

小山町の定員は5人で、現在、小学校区ごとに1人ずつ、男性3人、女性2人が委嘱されております。

このうち、足柄地区の小見山泰男さん、北郷地区の芹澤勝さん、須走地区の相野谷光子さん、明倫地区の湯山久さんの4人の方が、平成26年12月31日で任期満了となります。

小見山泰男さんは4期12年、芹澤勝さんは2期6年、相野谷光子さんと湯山久さんは1期3年にわたり御尽力をいただいております。人格、識見ともに高く、広く地域社会の実情に通じ、人権擁護委員としてふさわしい方々でありますので、引き続きお願いするものであります。

人権擁護委員法の規定から、候補者の推薦に当たり議会の同意をお願いするものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定し

ました。

---

日程第9 議案第30号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（一色工区）」

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第9 議案第30号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（一色工区）」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第30号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（一色工区）の締結案件であります。

締結の内容は、現在計画されております新東名高速道路の西側を並走します町道3975号線の御殿場市境から県道須走小山線付近までの一色工区、延長984メートルの工事を、中日本高速道路株式会社東京支社へ委託するものであります。

協定額は2億6,286万4,000円であります。

委託期間は、平成29年3月31日までとしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時55分 休憩

---

午前11時06分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 議案第31号 町道路線の認定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第10 議案第31号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第31号 町道路線の認定についてであります。

今回、町道認定をお願いしますのは、菅沼地内の開発行為による宅地分譲地内において、都市計画法第32条の規定に基づく協議により、道路が町に帰属されたため、町道1678号線として認定するものであります。

道路幅員は6メートルから9.7メートルで、延長は58.3メートルであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11 議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第11 議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、町民の健康保持と増進を図る拠点の施設として、健康増進及びスポーツレクリエーション活動を推進する拠点の施設としての体育施設と明確に区分するため、小山町体育施設の設置及び管理に関する条例から、小山町パークゴルフ場を削除し、新たに小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

第1条で趣旨を、第2条の設置でパークゴルフ場の名称及び位置を、また、第3条の管理運営委任でパークゴルフ場の管理運営を教育委員会に委任することを規定しております。第4条では休場日を、第5条では開場時間を、第6条から第8条までは利用の許可関係を、第9条から11条まででは使用料関係を規定しております。第12条では指定管理者による管理運営を、第13条では指定管理者が行う業務を、第14条では指定管理者が管理運営を行う場合の利用料金制を規定して

おります。第15条では権利譲渡等の禁止を、第16条では設備の設置等の禁止を、第17条では原状回復の義務を、第18条では損害賠償の義務を、第19条では規則への委任を規定しております。また、附則では小山町体育施設の設置及び管理に関する条例及び小山町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正について規定しております。

この条例の施行期日は平成27年4月1日からとしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第12 議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、小山町立図書館に指定管理者制度を導入するに当たり、これに対応した条例とするために、全部改正を行うものであります。

第1条で趣旨を、第2条の設置で図書館の名称及び位置を、第3条で図書館の業務を、第4条で図書館の職員を規定しております。第5条では図書館の休館日を、第6条では開館時間を、第7条では利用の制限等を、第8条では指定管理者による管理運営を、第9条では指定管理者が行う業務を規定しております。第10条では原状回復の義務を、第11条では損害賠償の義務を、第12条では図書館の適正かつ円滑な運営を図るために、小山町文化会館等運営協議会を設置することを規定しております。また、附則では、文化会館等運営協議会委員の報酬を規定するために、小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、体育施設でも文化会館等運営協議会を利用するために、小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を規定しております。

この条例の施行期日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（高畑博行君） この小山町立図書館の指定管理者制度導入に関しては、文教厚生委員会の協議会でも、私達議員の議員懇談会の席でも御説明をいただきました。

その中で、図書館、総合文化会館及び体育施設を一括した指定管理者とし、指定管理者は公募をすると、1団体でもグループでも可だというふうな御説明を、もう既にいただいているわけですが、私、自分の所属する委員会に付託される事項でありますので、その詳細については、その席上で議論させていただきますけれども、今日、この本会議の席上で2点ほど質問をさせていただきますと思います。

まず1点目は、図書館という性質上、これ、例えば道の駅だとかほかの指定管理とはやっぱり違っていて、図書館というのはその自治体、特に公立図書館の場合、文化の発信の拠点だというふうに思っています。そのときに、例えば図書館の性質上、ここで利益を上げるといいますか、それが果たしてあるだろうかというふうな疑問があるわけです。単なる本の貸出業務だけでなく、図書館というのは、例えば読み聞かせの活動をやるだとか、いろいろな幅広い活動が考えられるわけですが、果たして図書館の指定管理というのがどうなんだろうかというふうな根本的な、ちょっと疑問を持っております。

ちょっと調べてみましたら、この指定管理を図書館で行うのに、相当議論をしている自治体が幾つかございます。業務委託の形でやっている自治体もあるようです。そこら辺のお考えを、まず1点目、お伺いしたい。

それから、第6条に、開館時間が午前9時から午後6時までというふうなことがあるわけですが、調べてみましたら、例えば隣の御殿場市なんかは9時まで開けてくれているわけです。例えば勤労者、勤め人なんかにとってみれば、インターネットで調べられないものに関しては、やっぱり図書館に足を運んで、どうしても調べたいというふうなことがあるわけですが、この時間ですと、どうしてもやっぱり無理なのかなと。ここの時間設定の面でも、この場で御質問をさせていただきます。

2点、よろしく願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） 高畑議員の御質問に回答申し上げます。

まず、図書館の指定管理はどうかということでもあります。

確かに、いろいろな、今回、指定管理者制度を導入するに当たり、短い時間ではありましたが、全国各地のいろいろなところを調査したときに、図書館の指定管理については様々な意見があるというのは承知しておりますし、反対の意見もあるということも承知しております。

また、学者間でも、今回、九州の有名な武雄市の図書館については、随分反対の意見もあるということも承知しております。しかし、今回、文化会館と一体施設であることや、文部科学省で

も指定管理者で整理できるということ、また、隣のまちで、山中湖村で指定管理者制度を導入して、図書館がもう10年以上たっていることなどから、今回、指定管理者として、一体として整理をしようとするものであります。

しかしながら、議員御指摘の、御心配の小山町の文化の発信地、中核となる場所がなくなるといふ議論は、私ども、今回の指定管理者制度を導入するに当たり、議論をしたところであります。そのために、余りほかには例はないわけですがけれども、小山町文化会館等運営協議会での意見の申し入れ、あるいは図書の購入については指定管理者にお任せしますがけれども、その選書については教育委員会の承認などの制度を取り入れるとともに、リファレンスや指定管理者の指導をできる職員の配置を、今、検討しています。

そのような、先ほど、高畑議員の御指摘の疑念は絶対持っていただくと困るといふ部分を考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、次に、閉館時間18時となっていることに対する考えであります。

現在、条例では17時までとなっておりますけれども、委員会が特に必要があると認めて、金曜日、土曜日は19時、それからそれ以外の曜日は18時としております。

今回、条例を制定するに当たり、何時にしようかということで、やっぱり議論をしたわけですがけれども、とりあえずいふと大変申しわけございません、整理した中で、18時というふうに規定をしてあります。

指定管理者の、今、募集要項、ほぼ整理をし終わりつつあるわけですがけれども、その中では、やはり金曜日、土曜日については19時ということで明示をして募集をする予定になっております。

先ほど、高畑議員の御指摘の中で、御殿場市は21時というふうにありましたけれども、裾野市では17時ということで、まちまちであります。

ちなみに24年度と25年度の図書館の利用状況の中で、金曜日、土曜日の18時から19時の利用者を見てみますと2割減、24年から25年を比べて2割減になっているという現状もあります。

そのため、いろいろな議論の中で、本当に19時がいいのかとか、御殿場市並みがいいのかという議論はあったわけですがけれども、経費との兼ね合いもありますので、民間の発想で、今後指定管理者にその辺の議論をしていきたいなと思っております。

そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、会議規則第39条第1

項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第13 議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、総合文化会館に指定管理者制度を導入するに当たり、これに対応した条例とするために、全部改正を行うものであります。

第1条で趣旨を、第2条の設置で文化会館の名称及び位置を、第3条で文化会館の業務を、第4条で文化会館の管理運営を教育委員会に委任することを規定しております。第5条では文化会館の休館日を、第6条では開館時間を、第7条から第9条まででは利用の許可関係を、第10条から第12条まででは使用料関係を規定しております。第13条では指定管理者による管理運営を、第14条では指定管理者が行う業務を、第15条では指定管理者が管理運営を行う場合の利用料金制を規定しております。第16条では権利譲渡等の禁止を、第17条では設備の設置等の禁止を、第18条では原状回復の義務を、第19条では損害賠償の義務を、第20条では文化会館の適正かつ円滑な運営を図るために、小山町文化会館等運営協議会を設置することを規定しております。

この条例の施行期日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（高畑博行君） この小山町総合文化会館の指定管理に向けての条例改正案ですけれども、これも先ほどの図書館同様、やっぱり総合文化会館というのは、その我が町の文化の発信拠点だと思います。その意味では、例えば文化会館が担う事業、例えば自主文化事業、講演会、イベントと、利潤の第一主義で、もし行った場合に、人が集まってもうかる、そういうイベントや事業を多くやっぱり導入するんじゃないだろうか。例えば、具体的にいえばお笑いのイベントみたいなものを打てば、人は集まる。クラシックだとかちょっとやっぱり一見重たい感じの事業をやると集客は非常に下がってしまう。そういうことが多分あると思うんですが、その町の文化水準を一定程度上げていく、保持していくという意味においては、こういういろいろなイベントや自主事業、やっぱりちょっと譲れないところはあるなというふうに思うわけです。

人集めだけの利潤第一主義みたいなものに走らないように、20条にある運営協議会で、中身に対しては細かくチェックし、指定管理者に対して物を言っていくと、そんなような理解でよろしいんでしょうか。そこをお尋ね申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） 高畑議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁の図書館にも申しあげましたように、いわゆる文化の発信地という部分は崩していけないというのは、その大前提にありますし、今の御指摘のとおり、小山町文化会館等運営協議会は、そのために設置をわざわざするというので、条例で設置を規定したものであります。

ちなみに、自主文化事業については、指定管理者制度の中で芸術文化鑑賞事業として整理をしているわけですが、従来、町の方針として広く芸術、文化に触れる機会の創出という基本的な考え方については、崩しては絶対いけないと考えています。

先ほど御指摘があったように、協議会もそうですけれども、また、毎月担当者同士の打ち合わせ会を規定しております。その中でも細かいことについて話し合いながら、町の方針等について徹底をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第14 議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第15 議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年4月から運用が開始されます新ごみ処理施設の稼働に合わせ、御殿場市と統一するごみの分別区分及び指定ごみ袋制度の実施が決まっております。この制度の実施に伴い、当条例第6条第2項を新たに加えることにより、ごみを出す方に指定袋による一般廃棄物の排出を義務づけるものであります。また、同条第4項につきましては、ごみを出すときに、ごみの飛散、流出、悪臭に注意し、集積場を常に清潔に保つなど、ごみを出す方の義務を明確化するために改正するものであります。

併せまして、第6条第3項及び第7条につきましては、文言の整理を行いました。

なお、この条例の施行は平成27年4月1日からとしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第16 議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,325万9,000円を追加し、予算の総額を92億5,706万6,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、6ページの繰越明許費の補正であります。

総務費、総務管理費の交差点改良に伴う改修事業は、静岡県が施行する役場前、県道沼津小山

線交差点改良に伴い、本庁舎の改修を行うもので、平成27年度にまたがっての事業となるため、繰り越しするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の防衛施設道路整備事業は、防衛省との協議の中で、国庫補助金が2か年の債務負担行為となったことから、平成27年度補助金分の事業費を繰り越しするものであります。

次に、7ページの債務負担行為の補正であります。

街路灯等へのLED照明導入促進事業は、街路灯等をLED照明化する費用に対して、平成27年度から10年間リース契約を結ぶため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、生涯スポーツ人材育成事業は、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、生涯スポーツ事業の企画立案等で即戦力となる人材を育成するもので、平成26年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

7月に決定しました臨時財政対策債の発行可能額に合わせて限度額を減額するものであります。次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

はじめに、10款1項1目地方特例交付税を295万2,000円増額し、11款1項1目地方交付税を1,393万9,000円減額しますのは、7月25日に平成26年度普通交付税大綱が閣議に報告されたとともに、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定においては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.928でありましたが、今年度は0.951になったところであります。

次に、15款1項1目民生費国庫負担金を1,284万7,000円増額しますのは、児童発達支援事業と放課後児童通所支援事業の利用者が平成26年度になって増加していることから、事業費の2分の1相当額を増額するものであります。

次に、11ページの15款2項9目ががんばる地域交付金を1,369万円増額しますのは、国の経済対策として、平成25年度補正予算で創設された交付金で、8月8日に限度額の決定がされたことから、計上するものであります。

次に、12ページの16款1項1目民生費県負担金を642万3,000円増額しますのは、国庫負担金のところで御説明いたしました児童発達支援事業と、放課後児童通所支援事業の利用者の増加に伴い、事業費の4分の1相当額を増額するものであります。

次に、同じく2項1目総務費県補助金を1,750万円減額しますのは、湯船原地区での工業立地詳細調査について、町で施工し、県からの補助を受けるものから、県での施工に変更となったことから2,500万円減額するものと、三来拠点地区の調査に補助を受ける750万円の増額であります。

次に、同じく 4 目農林水産業費県補助金を1,023万6,000円増額しますのは、農地管理システムの改修に係る経費に対して100%の補助を受ける、農地台帳システム整備事業補助金223万6,000円と、高性能林業機械等の導入に対する森林整備加速化・林業再生事業補助金を800万円計上するものであります。

次に、5 目商工費県補助金を250万円減額しますのは、三来拠点地区調査に対する補助金を、内陸フロンティア推進区域調査事業費補助金に切りかえたことによる減額であります。

次に、13ページの同じく 9 目特別対策事業補助金を174万7,000円増額しますのは、生涯スポーツ事業の企画立案等で即戦力となる人材を育成する事業に対して、県の緊急雇用創出事業を活用して100%の補助をいただくものであります。

次に、17款 2 項 1 目不動産売払収入を898万2,000円増額しますのは、役場本庁舎前の県道沼津小山線拡幅工事に伴い、町有地を静岡県に売却することによる増額であります。

次に、14ページの18款 1 項 1 目一般寄附金を880万円増額しますのは、須走地域振興のため、須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、同じく 4 目農林水産業費寄附金を310万円増額しますのは、町道4007号線に係る改良工事測量設計のために、高根財産区様から御寄附をいただくものであります。

次に、15ページの19款 2 項 3 目須走地域振興基金繰入金を2,805万4,000円増額しますのは、須走口登山道入口石碑周辺緑化工事、須走小学校入口休憩所水飲み場設置工事、消防第7分団車庫屋外照明設備設置工事、須走小学校多目的教室建設工事等の財源に充てるため、繰り入れするものであります。

次に、同じく 4 目緊急地震対策基金繰入金を201万1,000円増額しますのは、防災ファクス整備事業及び災害対策本部強化事業の財源として繰り入れをするものであります。

次に、20款 1 項 1 目繰越金を 1 億6,190万円増額しますのは、平成25年度の決算により実質収支額が 3 億3,190万円になったことによるものであります。

次に、16ページにかけまして、21款 5 項 1 目総務費受託事業収入を1,200万円増額しますのは、静岡県企業局が開発する湯船原工業団地の用地事務を町が受託して行うためのものであります。

同じく 6 項 1 目雑入を1,487万円増額しますのは、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が定期の予防接種となったことから、予防接種負担金を101万6,000円増額、平成24年度の森林整備地域活動支援について、計画の策定まで至らなかったことによる交付金の返還144万4,000円、再生可能エネルギー等事業化計画策定調査等に公益財団法人日本環境協会からの補助金999万円、富士山五合目の電化による電気料及び施設使用料について、山小屋 2 軒分を町で徴収し、一括してNPO法人に支払うこととなったための電気料等であります。

次に、同じく 2 目弁償金を2,914万円計上しますのは、県道沼津小山線の交差点改良に伴う役場本庁舎前県道の拡幅による物件補償費であります。

次に、22款 1 項 7 目臨時財政対策債を3,400万円減額しますのは、普通交付税の交付額とともに

決定されました発行可能額に合わせて減額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、17ページから御説明申し上げます。

2款1項1目一般管理費のうち説明欄（1）職員人件費を25万円減額しますのは、4月以降の人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正について、通常、給与改定等と同時に12月補正において一括提案しているところではありますが、12月補正前までに予算に不足が生じるところがあるため、この一般管理費のほか6つの科目において調整するものであります。

次に、18ページの説明欄（2）一般行政事務費を3,130万円増額しますのは、役場本庁舎前の県道沼津小山線拡幅工事に伴う建物棟の解体及び改修事業費3,000万円が主なものであります。

次に、2款1項4目財産管理費のうち、説明欄（2）財産管理費を380万円増額しますのは、足柄峠付近の町有地の境界を復元する測量費用であります。

次に、同じく説明欄（3）基金管理費を5,880万円増額しますのは、将来のための財政調整基金への積み立て5,000万円と、先ほど歳入で説明いたしました彰徳山林会様からの寄附金を、須走地域振興基金に積み立てる880万円であります。

次に、19ページの2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄（4）須走支所管理費を424万1,000円増額しますのは、須走地域振興基金を財源として、須走口登山道入口緑化工事の300万円が主なものであります。

次に、20ページの2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄（2）企画調査費を245万6,000円増額しますのは、第4次総合計画の後期計画策定の委託料345万6,000円が主なものであります。

同じく21ページにかけまして、説明欄（5）企業立地振興費を744万6,000円増額しますのは、先ほど歳入で御説明いたしました、静岡県企業局から委託され、用地事務を行うための時間外勤務手当、臨時職員賃金、静岡県行政書士会への業務委託のほか、新東名高速道路小山パーキングエリア周辺と、東名高速道路足柄サービスエリア周辺地区の開発可能性調査委託料、合わせて1,080万円、湯船原地区工業立地詳細調査については、県で施工することになったため、負担金2,500万円を計上するものが主なものであります。

次に、2款7項3目広域行政組合管理費のうち説明欄（2）広域行政組合管理費を410万円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うものであり、平成25年度決算に伴う負担金の精算に合わせて行うものであります。

次に、22ページの3款3項1目児童福祉総務費のうち、説明欄（5）児童発達支援事業費を2,526万2,000円増額しますのは、歳入でも説明いたしましたが、未就学児を対象に行う児童発達支援事業費1,287万9,000円の増額と、小学生以上から高校生までの学校に通っている障がい児を対象に行う放課後児童通所支援事業費1,234万8,000円の増額が主なもので、利用者が平成26年度から増加していることから増額するものであります。

次に、23ページの4款1項2目予防費のうち説明欄（2）感染症予防費を485万1,000円増額しますのは、水ぼうそうワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が、定期の予防接種となったこ

とから、個別接種の委託料を467万3,000円増額するものが主なものであります。

次に、25ページの4款3項2目塵芥処理費のうち、説明欄(3)広域行政組合RDFセンター負担金を873万3,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号の前年度決算に伴う負担金の精算と、2月の大雪等により処分できずに年度繰越したRDFの処分、保管に伴う補正額との差し引き精算であります。

次の説明欄(4)広域行政組合ごみ処理施設建設事業負担金を2,297万2,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号の前年度決算に伴う負担金の精算と、今年度の循環型社会形成推進交付金の交付決定が増額となったことによる精算であります。

次に、26ページにかけまして、5款1項1目農業委員会費のうち、説明欄(2)農業委員会運営費を226万8,000円増額しますのは、県の補助金を活用し、農地管理システムを改修する委託料223万6,000円の増額が主なものであります。

次に、27ページの5款2項1目林業総務費のうち、説明欄(3)森林整備事業費を908万4,000円増額しますのは、歳入でも説明いたしました高性能林業機械の導入に対する森林整備林業再生事業補助金800万円が主なものであります。

次に、同じく2目、林道費のうち、説明欄(3)林道整備事業費を310万円増額しますのは、高根財産区様から御寄附をいただき、町道4007号線に係る改良工事のための測量設計を行う委託料であります。

次に、28ページの7款2項5目防衛施設道路整備事業費のうち、説明欄(2)防衛施設道路整備事業費を118万4,000円増額しますのは、防衛省からの内示に合わせて事業費を増額するものであります。

次に、7款4項2目都市計画費のうち説明欄(3)都市計画道路整備事業費を159万1,000円増額しますのは、都市計画道路大胡田用沢線の都市計画区域変更に係る委託料であります。

次に、30ページの8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を428万3,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うものであり、前年度決算に伴う負担金の精算と、平成26年度に整備予定の消防ポンプ自動車導入事業の起債を変更したことに伴う負担金の減額であります。

次に、同じく2目非常備消防費のうち説明欄(5)消防団施設整備費を105万円増額しますのは、須走地域振興基金を財源として、消防第7分団車庫に屋外照明を設置するものであります。

次に、同じく6目無線設備管理費のうち説明欄(2)移動系無線設備管理費を512万3,000円増額しますのは、歳入のところで御説明いたしましたが、緊急地震対策基金を財源として、防災ファクス整備事業と災害対策本部強化事業を静岡県が整備するデジタル防災通信システムに併せて実施するものであります。

次に、33ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(5)小学校施設整備費を4,250万円増額しますのは、北郷小学校のクリーンヒーター修繕等の修繕料250万円の増額と、小学校トイレを

ユニバーサル化する工事費1,200万円、設計委託料100万円及び歳入で説明いたしました須走地域振興基金を財源として、須走小学校多目的教室建設工事の2,700万円であります。

次に、9款3項1目学校管理費のうち説明欄(2)中学校管理運営費を3,001万1,000円増額しますのは、PCB廃棄物処分に要する手数料が主なものであります。

次に、35ページの9款6項1目保健体育総務費のうち説明欄(2)社会体育振興費を174万7,000円増額しますのは、歳入で説明いたしました緊急雇用創出事業補助金を活用して、生涯スポーツ事業の企画立案等で即戦力となる人材を育成する委託料であります。

最後に、12款1項1目予備費を7,088万4,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(鷹嶋邦彦君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第17 議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長(羽佐田武君) 議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,971万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億871万8,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

はじめに、歳入から説明いたします。

11款1項2目その他繰越金は、平成25年度の決算剰余金として確定した2億2,341万4,000円から地方自治法第233条の2により、国民健康保険保険給付等基金に積み立てた4,000万円及び当初予算で見込んでおりました1億6,369万6,000円を除いた1,971万8,000円を増額するものであります。

6ページをお願いいたします。

次に、歳出について説明します。

1款1項1目一般管理費の説明欄(2)一般管理費の7節賃金の臨時職員賃金を105万円増額しますのは、人事異動による正規職員の減員に対し臨時職員を雇用するもので、予備費充用により対応しました上半期に続き、下半期も臨時職員を雇用するものであります。

次に、6ページ中段の11款1項3目償還金、説明欄(2)、23節償還金利子及び割引料、国庫支出金超過交付金還付金を3,291万5,000円増額しますのは、一般被保険者に係る保険給付に対する平成25年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算で、国に返還する額について前年度繰越均等を財源として増額するものであります。

次に、7ページにかけまして、12款1項1目予備費を1,424万7,000円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第18 議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第18 議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長(田代順泰君) 議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ10万円を減額し、予算の総額を533万5,000円

とするものであります。

5ページをお開きください。

はじめに、歳入についてであります。

3款1項1目基金繰入金を135万円減額しますのは、後ほど説明いたしますが、繰越金及び貸付元金収入の増額並びに貸付金の減額により、基金からの繰り入れを減額するものであります。

その下、4款1項1目繰越金を87万8,000円増額しますのは、前年度の繰越金の確定に伴うものであります。

その下、5款1項1目貸付元金収入を37万2,000円増額しますのは、償還開始期日の前倒しや償還額の増額の申し出への対応などのためであります。

次に、6ページ、歳出についてであります。

1款1項1目貸付事業費を57万6,000円減額しますのは、当初貸し付け見込み総人数が16人であったものが15人になったことや、大学生への貸し付けを見込んでいたものが高校生になったことにより減額するものであります。

その下、3款予備費を47万6,000円増額しますのは、今回の補正に合わせて歳入歳出の調整をするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第19 議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第20 議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第21 議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,286万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,286万5,000円とするものであります。

はじめに、歳入について説明いたします。

5ページの3款1項2目2節過年度分の説明欄1地域支援事業支援交付金を16万6,000円増額しますのは、平成25年度の精算に伴い、過年度分として追加交付されるものであります。

次に、7款1項1目1節繰越金の説明欄1前年度繰越金を4,269万9,000円増額しますのは、平成25年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について説明します。

6ページの5款1項2目23節償還金を775万9,000円増額しますのは、平成25年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県・社会保険診療報酬支払基金からの負担金や交付金の超過分を返還するために増額するものであります。

次に、5款2項1目28節の繰出金を91万9,000円増額しますのは、平成25年度の精算に伴い、介

護給付費、地域支援事業費及び事務費について一般会計からの町負担分の超過分を返還するために増額するものであります。

次に、7ページにかけまして、6款1項1目予備費を3,418万7,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第22 議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

予算書3ページをお開きください。

はじめに、収益的支出についてであります。

1款1項4目業務費を101万4,000円増額しますのは、本年4月から職員が1名減となり、臨時職員で対応することとなったことに伴い、その賃金については予備費充用で対応しましたが、年間を通しての予算を確保するため増額するものであります。

次に、資本的収入についてであります。

1款4項1目工事負担金を150万円増額しますのは、第二東海自動車道路横浜名古屋線建設の工事用道路建設に伴い、町道中島日影線配水管移設工事が必要となったため、事業者であります中日本高速道路株式会社から工事負担金を受け入れるものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項2目配水施設費のうち委託料を370万円増額しますのは、上野地先の一部の給水エリア拡大に伴い、上水道事業変更届作成のための委託料であります。

次に、工事請負費150万円を増額しますのは、資本的収入で御説明いたしました工事負担金に対する町道中島日影線配水管移設工事費であります。

なお、これに伴い不足する財源は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填をいたします。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月5日金曜日 午前9時30分開議

認定第1号から認定第7号までの平成25年度会計決算7件と議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計8件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時19分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成26年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成26年9月5日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前9時30分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計課長	相原 浩君	町長戦略課長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健康増進課長	米山 民恵君	地域防災課長	後藤 喜昭君
建設課長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総務課長補佐	鈴木 辰弥君
監 査 委 員	池谷 浩君		

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 2番 阿部 司君 3番 渡辺 悦郎君

散 会 午後0時03分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 議案第44号 平成25年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前 9 時 30 分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第 1 認定第 1 号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第 2 認定第 2 号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第 3 認定第 3 号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第 4 認定第 4 号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第 5 認定第 5 号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第 6 認定第 6 号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第 7 認定第 7 号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第 8 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第 1 認定第 1 号から日程第 7 認定第 7 号までの平成25年度会計決算 7 件と、日程第 8 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の、計 8 件を一括議題とします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成25年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月11日の本会議において行いますので、御了承願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び企業会計を行います。なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） おはようございます。平成25年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。なお、これからの補足説明につきましては、私を含めた各部長は、決算額について1,000円未満を切り捨てて説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の12、13ページをお開きください。1款町税であります。平成25年度の町税全体の収入済額は39億9,606万7,000円で、収納率は97.17%で、歳入に占める割合は40.7%となりました。平成24年度と比較いたしますと、町税全体で6,941万2,000円、率にいたしまして1.77%の増となっております。

項目ごとに見ますと、1項町民税につきましては、個人、法人を合わせて収入済額は15億4,483万9,000円と、前年度対比で5.9%、金額にいたしまして8,663万7,000円の増額となっております。そのうち、個人は534万2,000円の減額、法人につきましては9,198万円の増額であります。

個人町民税の減額の主な要因は、納税義務者の減少によるものであります。

一方、法人町民税増額の要因は、各種経済政策に市場が反応し、個人消費が持ち直したことにより、企業収益の改善が見られることや、円安の輸出押し上げ効果などにより企業収益が製造業を中心に改善している状況を受け、法人の事業実績が向上している状況となったことが考えられます。

なお、個人町民税の収入済額のうち、滞納繰越分は1,166件の徴収で963万2,000円となっております。

次に、2項1目の固定資産税の1節現年課税分ではありますが、収入済額は22億2,775万5,000円で、前年度と比べますと1,602万4,000円の減額となっております。収入調定ベースで見ますと、土地につきましては、時点修正の算定において、標準宅地の価格が前年に比べ2.25%下落しましたが、課税の公平の観点からの措置がされており、前年度とほぼ同額となっております。

家屋につきましては、大規模家屋の建築もなく、前年度とほぼ同様な家屋数、課税標準額となりました。また、償却資産につきましても、企業の大きな設備投資もなく、土地・家屋・償却資産のいずれもが前年度と比較してわずかに減額となりました。

滞納繰越分につきましては、615件で1,391万4,000円の徴収額となっております。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税分として前年度対比1.5%、58万3,000円の増の3,949万5,000円であります。前年度と比べますと、収入調定ベースでは軽四輪乗用車が96台増加となっております、また滞納繰越分は11件の徴収で6万1,000円であります。

次に、14、15ページをお開きください。4項の町たばこ税であります。収入済額は1億5,112万4,000円で、前年度より1,473万5,000円の増額となっております。これは従来からの健康意識の高まりや、喫煙を取り巻く環境の変化により、喫煙者が減少傾向にあり、販売本数も減少していますが、平成25年度から、県たばこ税の一部が町たばこ税に移譲されたことが増額の主な要因と考えられます。

次に、2款地方譲与税の収入済額9,691万6,000円ではありますが、前年度対比5.0%の減となっております。減少幅の大きなものは自動車重量譲与税で、前年度対比約6.0%の減となっております。これは、自動車重量税の収入額の総額から1,000分の407を町道の延長及び面積により、国が地方に交付するものですが、近年、エコカー減税が適用されるハイブリッドカーなどの割合が増加していることから、譲与税が減額となっております。

次に、18、19ページをお願いいたします。6款1項1目地方消費税交付金の2億2,149万2,000円は、平成6年の税制改正により創設され、消費税の25%相当の2分の1が市町村に交付されるもので、対前年度比1.9%の減となっております。

同じページの7款1項1目ゴルフ場利用税交付金2億3,615万円ではありますが、平成25年度のゴルフ場利用者は前年度と比べ1万4,792人減の40万611人であります。5年前の平成21年度と比較しますと、利用者数で約10万人、交付金ベースでは約5,800万円の減となっております。

その下の8款1項1目自動車取得税交付金の3,615万3,000円は、前年度に比べ380万円の増額となっております。

続いて、20、21ページをお開きください。9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,858万6,000円ではありますが、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用している演習場内の弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるもので、前年度に比べ202万4,000円の減額であります。

次に、10款1項1目地方特例交付金の933万1,000円ではありますが、前年度に比べ68万4,000円の減額でありました。これは恒久的な減税による地方税の減収を補填するために措置された国からの交付金ではありますが、平成24年度から個人住民税による住宅借入金等特別税額控除の減収補填分のみとなったことから減額となったものであります。

次に、その下の11款1項1目地方交付税3億7,085万9,000円ではありますが、昨年度と比較いたしますと1,161万1,000円の増額となりました。普通交付税は2億7,190万2,000円で、単年度財政力指数は0.928となり、前年度から0.002ポイント減少し、4年連続で地方交付税の交付団体となりました。

次に、32、33ページをお開きください。15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金の収入済額3億3,951万5,000円は、琵琶首用排水路整備事業ほか1件の事業と、保育園の運営に関する事業など、5つの特定事業に対する防衛省からの交付金であります。

昨年度は、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施の受け入れに伴います特別分、通称SACO分は8,991万円でありました。

次に、40、41ページをお開きください。16款2項10目特別対策事業補助金9,836万7,000円ではありますが、国の緊急雇用対策として実施した事業に対する補助金でありまして、スコリア土壌森林内緊急整備事業ほか17業務に充当し、44人を新規に雇用したものであります。

次に、44、45ページの下段をお願いいたします。17款2項1目不動産売払収入8,569万6,000円の主なものは、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入でありまして、林業組合への払い下げなど16件の町有地売払収入であります。面積にして11万2,631.55平方メートルを売却しております。

52、53ページをお願いいたします。下段の19款2項5目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億6,500万円は、平成23年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる防衛9条交付金が保育園等の運営経費にも充当できることとなったことから、一旦この基金に積み立て、臨時保育士賃金などに充当するために繰り入れたものであります。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

76、77ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち備考欄（3）行財政改革推進費368万2,000円の主なものは、79ページにあります13節定員適正化計画策定業務199万5,000円で、平成25年度、26年度の2か年をかけて適正な職員数の定員管理をはじめ、これからの行政改革の方向性を策定するための平成25年度分の決算額であります。

次に、90、91ページをお願いいたします。2款1項7目電算管理費のうち備考欄（2）電算管理費の3,899万1,000円の主なものは、93ページにあります備考欄14節総合行政システム機器使用料ほか11件の機器及びシステムの使用料であります。

次に、94、95ページ9目諸費のうち備考欄（2）臨時職員福利厚生費3,539万5,000円の主なものは、社会保険に加入する臨時職員月平均89人の社会保険料である4節臨時職員社会保険料2,950万1,000円であります。

続いて、98、99ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費のうち備考欄（2）課税事務費7,005万円の主なものは、町民税、固定資産税、軽自動車税の課税事務及び収納事務のための13節電算処理1,327万2,000円と、次のページ23節過年度町税過誤納金還付金2,828万6,000円あります。この還付金の主なものは、ゴルフ場のクラブハウスに対する課税誤りのための還付金であります。

次に、114、115ページをお開きください。2款7項1目企画渉外総務費は全体で1億4,266万2,000円の決算となりました。その主なものは、116、117ページの備考欄（2）企画調査費の1,010万5,000円、119ページの備考欄（3）生活交通対策費の866万7,000円、その下、備考欄（4）富士山総合施策費の1,106万6,000円と、121ページの備考欄（5）企業立地振興費3,016万6,000円あります。

117ページにお戻りください。まず、備考欄（2）企画調査費の主なものは、13節地域整備計画事業で、成美地域金太郎計画2020策定、菅沼地域まちづくり計画策定などに対する委託料726万1,000円あります。

次に、119ページの備考欄（3）生活交通対策費の主なものは、町の巡回バスの再編を検討する13節地域公共交通連携計画等策定事業の535万5,000円あります。

その下、備考欄（4）富士山総合施策費の主なものは、19節富士山世界文化遺産まちづくり事業補助金350万円と、その下、2市1町フレンドシップ富士山世界遺産まつり交付金の300万円で、昨年6月22日に世界遺産登録された富士山を広くPRするため、須走地区で行われた富士山世界遺産まちづくり事業に対する補助金と、御殿場市、裾野市、小山町の2市1町の事業として平成26年1月12日に富士スピードウェイで行われた富士山世界遺産まつりに対する交付金であります。

次のページ備考欄（5）企業立地振興費の主なものは、13節湯船原地区開発調査514万5,000円工場立地用地調査299万3,000円、区画整理事業関連調査1,669万5,000円、総合特区地区計画策定事業200万円で、富士のふもとに未来拠点として位置づけした湯船原地区、仮称小山パーキングエリア周辺地区、足柄サービスエリア周辺地区に対する委託調査費等であります。

次に、178、179ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費のうち備考欄（3）環境保全費2,144万5,000円の主なものは、合併処理浄化槽52基の設置に対する19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金1,990万2,000円と、太陽光発電システム等34基の設置に対する、同じく19節太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金150万円であります。

次に、備考欄（4）ごみ減量・リサイクル推進事業費360万5,000円の主なものは、次のページ19節資源リサイクル活動奨励交付金210万4,000円で、子供会や婦人会など、30団体が年間に新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみ263トンの回収に対する奨励費として交付したものであります。

182、183ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費のうち備考欄（2）塵芥収集事業費4,606万7,000円の主なものは、不法投棄監視パトロールのための7節臨時職員賃金526万7,000円と、町内を4地区に分けて家庭から出されるごみの収集運搬に係る経費である13節塵芥収集運搬3,965万8,000円であります。

平成25年度の家庭ごみの収集量は4,787トン、町民1人当たりの収集経費は1,986円、町民1人1日当たりの排出量は658グラムとなりました。

最後に、324、325ページをお開きください。11款1項1目元金のうち備考欄（2）公債費（元金）7億7,215万8,000円は、199本の借入れに対する償還金であります。

その下、2目利子のうち備考欄公債費（利子）23節町債償還金利子1億1,044万7,000円は、224本の借入れに対する利子の償還分であります。

以上で、企画総務部関係の説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 平成25年度小山町一般会計決算の住民福祉部関係の説明を行います。

はじめに、歳入の主なものについて説明します。

決算書の24、25ページの下段をお開きください。14款1項2目1節健康福祉施設使用料のうち備考欄1番目の健康福祉施設使用料165万1,000円につきましては、健康福祉会館会議室等の使用料で、延べ2,230回、使用者は延べ3万9,447人であります。

次に、28、29ページをお願いいたします。上段の14款2項1目2節の戸籍住民基本台帳手数料918万6,000円は、戸籍、住民票等の交付手数料で、2万7,055件分の手数料であります。

次に、下段の15款1項1目1節社会福祉費負担金1億2,860万7,000円の内訳につきましては、備考欄1番目の障害者自立支援給付費負担金1億1,455万8,000円は、障害介護給付費等の2分の1を、備考欄2番目の障害者自立支援医療費負担金1,005万4,000円は、更正医療費4名分の2分の1を、備考欄3番目の国民健康保険基盤安定負担金の399万4,000円は、国民健康保険税の軽減分支援分として2分の1をそれぞれ国庫負担金として収入したものであります。

次に、30ページ、31ページをお開きください。中段の15款2項1目1節社会福祉費補助金783

万円のうち備考欄1番目の地域生活支援事業補助金763万2,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金であります。

次に、32、33ページをお開きください。上段の15款2項5目1節消防費補助金の備考欄演習場周辺民生安定施設整備事業費補助金1億215万8,000円と、3段目の同補助金逡次繰越1,990万4,000円は、防災行政無線機のデジタル化に伴う整備費の4分の3を国庫補助金として収入したものであります。

また、2番目の演習場周辺消防施設設置事業費補助金746万9,000円につきましては、消防第7分団ポンプ自動車購入に係る補助金であります。

次に、34、35ページをお開きください。中段の下、15款3項2目1節社会福祉費委託金441万8,000円は、備考欄の1番目の基礎年金事務委託金382万4,000円が主なもので、法廷受託事務である国民年金事務に係る委託金であります。

次に、下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金8,608万4,000円のうち、備考欄2番目、障害者自立支援給付費負担金5,762万7,000円は、障害介護給付費等の4分の1を県負担金として、備考欄3番目の障害者自立支援医療負担金502万7,000円は、更正医療費4名分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

次に、4番目の国民健康保険基盤安定負担金2,325万4,000円と次のページ、36ページ、37ページの上段、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保健基盤安定負担金1,736万9,000円は、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料での低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金等として収入したものであります。

次に、中段下の16款2項2目1節社会福祉費補助金1,974万3,000円のうち備考欄1番目の地域生活支援事業補助金381万6,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金で、備考欄3番目の重度障害者（児）医療費補助金1,543万8,000円は、重度障害者（児）医療費助成額の2分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、38、39ページをお開きください。上段16款2項3目1節保健衛生費補助金2,183万8,000円のうち、備考欄1番目のこども医療費補助金1,795万7,000円は、中学生以下の児童生徒の入院、通院に係る医療費に関し、入院分につきましては、未就学児は2分の1、小中学生は3分の1、通院につきましては、1歳未満児は2分の1、1歳以上未就学児までは3分の1、小中学生は4分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、6番目の災害医療推進事業費補助金168万4,000円につきましては、富士小山病院が県地域医療再生基金の補助金を受け、災害時医療機器等の整備を行ったことに伴い、補助基準額の2分の1を町が県補助金として収入し、富士小山病院に補助したものであります。

続きまして、40、41ページをお開きください。上段の16款2項7目1節消防費補助金のうち、備考欄2番目の緊急地震・津波対策交付金8,000万円は、町が緊急事業として取り組む地震・津波対策を平成25年度から27年度にわたり計画的に実施するための静岡県からの交付金であり、小山

町緊急地震対策基金条例に基づき、基金へ積み立てるものであります。

次に、54、55ページをお開きください。下段の21款3項1目1節老人福祉費納付金590万8,000円は、養護老人ホーム2施設に入所している入所者からの納付金16名分であります。

次に、56、57ページをお開きください。中段の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入935万5,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査の委託料として受け入れたものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明をいたします。

88、89ページをお開きください。2款1項6目自治振興費の主なものは、備考欄（3）防犯推進費、次ページの90、91ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の一番下、防犯灯維持交付金379万7,000円で、町内各区で維持管理していただいている防犯灯2,130基の電気料に対する交付金であります。

次に、100ページ、101ページをお開きください。下段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものは、次のページ、102、103ページをお開きください。備考欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の13節の電算処理383万6,000円で、住民情報業務処理委託及び印鑑登録管理業務委託であります。

その下の戸籍副本データ管理システム構築152万2,000円は、東日本大震災において津波等の被害で戸籍データが消滅しましたが、法務局で保管している副本データにより、戸籍が再製できたことを機に、災害に備え副本データを遠隔地に送信し保管する副本データ管理システムを新たに構築したものであります。

また、同じく備考欄の14節戸籍総合システム使用料761万円と住基ネットワークシステム機器等借上料266万8,000円は、システムの使用料と借上料で、戸籍住民基本台帳事務費につきましては電算関係の経費が主なものであります。

次に、130、131ページをお開きください。2款9項1目交通安全対策費の主なものにつきましては、上段の備考欄（3）交通指導員活動費、1節の交通指導員報酬240万円で、交通指導員25名分の報酬及び19節負担金補助及び交付金、交通安全指導員設置費負担金269万2,000円は、一般財団法人静岡県交通安全協会の御殿場警察署管内の交通安全指導員4名分に係る設置費負担金であります。

次に、3款1項1目社会福祉総務費につきましては、132、133ページの（2）社会福祉総務費、13節委託料の地域生活支援業務292万8,000円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、助言、手続き、調査等、民生委員・児童委員協議会への委託料が主なものであります。

次に、下段、備考欄（4）の社会福祉協議会運営補助費の主なものは、次のページ、134、135ページをお開きください。備考欄上段、19節負担金補助及び交付金の社会福祉協議会職員交付金3,400万円で、社会福祉協議会の職員に対する人件費の交付金であります。

次に、3款1項2目障害者福祉費の主なものは、次の136、137ページをお開きください。備考

欄（3）重度心身障害者（児）援護費の20節の扶助費、重度障害者（児）医療費扶助の3,547万4,000円で、重度心身障害者（児）に係る医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者は319人でありました。

次に、その下段の備考欄（5）自立支援給付費につきましては、20節の扶助費、障害介護給付費2億2,589万4,000円は、身体障害者入所支援、知的障害者入所支援、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

次に、138、139ページ上段の備考欄（7）地域生活支援事業費の13節の委託料、地域活動支援センター事業1,480万9,000円は、障害者自立支援法の規定により町が実施する事業で、障害者の活動機会及び社会との交流促進等の事業費であります。

2番目の障害者相談支援事業574万7,000円は、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業であります。

次に、下段の3款1項3目健康福祉会館管理費につきましては、備考欄（2）健康福祉会館管理運営費、11節の需用費、光熱水費556万9,000円、修繕料128万9,000円、次のページ、140、141ページをお開きください。13節の空調設備保守点検149万3,000円、日常清掃195万5,000円、休日・夜間警備187万6,000円が主なものであります。

次に、142、143ページをお開きください。3款1項5目国民年金事務取扱費706万7,000円につきましては、法廷受託事務である国民年金に係る職員1名の人件費及び国民年金受託事務費であります。

備考欄（2）国民年金受託事務費の主なものは、13節異動報告磁気媒体対応システム改修73万5,000円は、国民年金機構へ定期的に送っている報告書を紙媒体から電子媒体に切りかえるためのシステム改修費であります。

次の144、145ページをお開きください。23節の償還金利子及び割引料74万円は、平成24年度国民年金事務費交付金に係る返納金であります。なお、国民年金の加入被保険者数は平成26年3月末現在3,579人で、保険料の収納率は64.3%であります。

中段の3款2項1目老人福祉総務費の主なものは、備考欄（2）老人福祉対策費のうち、次のページ、146、147ページをお開きください。中段の19節負担金補助及び交付金のシルバー人材センター運営助成金856万円、単位老人クラブ活動運営交付金316万8,000円、養護老人ホーム建設事業交付金920万円が主なもので、養護老人ホーム建設事業交付金につきましては、平成23年度に開設しました養護老人ホーム平成の杜の建設に伴う元金・利子に対する交付金であります。

次に、148、149ページをお開きください。備考欄中段（4）の老人保護措置費の20節扶助費、老人措置費4,292万7,000円は、県内の老人ホーム2施設へ入所している町民16名に係る措置費であります。

次に、150、151ページをお開きください。中段の3款2項3目後期高齢者医療費の主なものは、備考欄（2）後期高齢者医療事業費の13節委託料の2番目、健康診査業務1,417万4,000円で、後

期高齢者の健康診査費用で、受診者は1,168人、受診率は45.29%であります。

次に、152、153ページをお開きください。備考欄（3）後期高齢者医療負担金につきましては、19節の静岡県後期高齢者医療広域連合へ支出する運営費666万8,000円と、静岡県後期高齢者医療、医療給付費負担金1億6,058万1,000円が主なものであります。

次に、166、167ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、次のページ、168、169ページ備考欄（2）保健衛生管理費につきましては、11節需用費の修繕料は1,056万4,000円で、主なものは明倫地区町有診療施設シロアリ被害に係る修繕料、また、20節扶助費は精神障害者医療費助成265万6,000円で、精神障害者の家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すため、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を13人の対象者に延べ104か月分助成したものであります。

同じく備考欄（3）救急医療対策事業費の主なものは、次のページ、170、171ページをお開きください。19節の御殿場市救急医療センター負担金5,165万円で、平成25年度の実績につきましては、年間利用者が1万5,402人で、そのうち小山町民の利用者は2,517人で、全体利用者の16.3%であります。

同じく19節の医療施設耐震化整備事業負担金1,300万円は、二次救急医療施設であります御殿場市の富士病院の耐震化増改築事業に伴う補助金で、3年間にわたり補助しているもので、平成25年度が最終年度であります。

次に、4款1項2目予防費につきましては、備考欄（2）感染症予防費の次のページ上段、13節の委託料が主なもので、個別接種4,680万7,000円は、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌をはじめ、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ6,901人であります。

次に、その下段の4款1項3目健康づくり推進費は、成人歯科健診や胃がん、子宮がん、前立腺がんなどの各種がん検診と、健康相談、健康教室など町民の健康づくりのための経費で、その主なものは、次のページ、174、175ページをお開きください。中段の備考欄（3）生活習慣病予防費の13節委託料の保健事業は3,380万円で、そのうちがん検診に要した費用は3,247万円、受診者数は延べ9,138人であります。

次に、下段の4款1項4目母子保健事業費は、乳幼児や妊婦健診などの母子保健の充実を図るための経費で、その主なものは次のページ、176、177ページをお開きください。上段の備考欄（2）母子保健事業費、20節扶助費の出産祝金支給460万円で、第2子30人、第3子26人、第4子5人の計61人に支給しました出産祝金と、中段の備考欄（3）こども医療費助成費の20節扶助費のこども医療費助成7,613万5,000円で、中学3年生までの通院、入院の全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万3,526件を助成したものであります。

次に、8款消防費について説明します。256、257ページをお開きください。上段、8款1項1目常備消防費、備考欄（2）広域行政組合常備消防費負担金2億8,649万3,000円につきましては、御殿場市・小山町広域行政組合常備消防費の負担金であります。

中段の2目非常備消防費は、消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した経費で、その主なものを説明します。備考欄(2)消防団運営費の1節消防団員報酬618万円は、消防団員178名分の報酬であります。

また、9節費用弁償の1,456万1,000円は、消防団員の捜索・警戒・訓練等に出動したときの経費で、その内訳は、捜索活動1回と台風18号の風水害警戒1回、2月に発生した大雪に係る出動5日間、延べ119人が出動し、年間出動団員述べ数9,637人分であります。

次に、11節需用費の消耗品313万1,000円につきましては、消防団員に係る制服、活動服、防火服及び消防ホースの購入費用であります。

次に、260、261ページをお開きください。上段の備考欄(3)消防団消防施設維持管理費につきましては、消防団第3分団車庫が建築後42年を経過し老朽化したことに伴い、建てかえに係る設計業務委託と、隣接地の用地購入が主なもので、13節委託料166万9,000円は車庫建設設計業務委託料、17節公有財産購入費765万7,000円は車庫詰所用地の購入費であります。

次に、18節備品購入費2,026万5,000円は、14年を経過した第7分団の消防ポンプ自動車を購入したものであります。

次に、備考欄(4)消防団福利厚生費の8節報償費の消防団員退職報償金213万5,000円は、消防団員8名の退職報償金であります。

19節負担金補助及び交付金、退職報償金負担金360万9,000円は、消防団員等公務災害補償等共済基金への退職報償金掛金であります。

次に、5目災害対策費について説明します。264、265ページをお開きください。上段、備考欄(2)地震対策費11節需用費の消耗品220万8,000円は、非常食購入事業89万2,000円、防災資機材購入事業49万6,000円、防災備蓄用おむつ等購入事業29万9,000円が主なものであります。

次に、修繕料502万3,000円は、避難地標識付替え事業258万円、全国瞬時警報システムであるJアラート自動起動装置改修事業241万5,000円が主なものであります。

15節工事請負費の災害対策本部体制強化整備事業1,218万円は、静岡県デジタル防災通信システム整備事業に合わせ、役場本庁と小山町総合文化会館の2か所で小山町災害対策本部を開設できるようにするため、静岡県管理の防災情報機器は文化会館に設置し、光専用回線を経由して役場本庁へ小山町管理の防災情報機器を設置した工事請負費であります。

次に、8款1項6目無線設備管理費について説明します。268、269ページをお開きください。上段、備考欄(3)同報系無線設備管理費、11節需用費の修繕料168万9,000円は、同報無線受信局移設修繕事業87万1,000円が主なものであり、13節委託料、無線機器保守点検197万6,000円は、防災行政無線局(固定系)保守点検委託料、18節備品購入費196万8,000円は無線放送施設戸別受信機50台分の購入費用であります。

次に、備考欄(4)デジタル行政無線機整備事業、18節備品購入のデジタル行政無線機1億3,621万1,000円と、その下のデジタル行政無線機(通次繰越)2,653万8,000円は、防災行政無線機のデ

デジタル化に伴い、無線機統制台2台、半固定型無線機14台、車載型無線機50台、携帯型無線機65台を整備した備品購入費であります。

19節負担金補助及び交付金の中継所共同整備負担金3,271万2,000円につきましては、防災行政無線機のデジタル化に伴い、静岡県と共同で設置した樹空の森の御殿場中継所及び小山町湯船ハイテクパーク付近に設置した小山中継所の共用中継基地局整備に係る負担金であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書22、23ページをお開きください。13款1項1目1節農業費分担金1,429万6,000円の内訳ですが、吉久保大倉開田排水路改修工事ほか4件の町単土地改良事業に対して徴収した分担金と、所領ほか4地区で事業を実施しています県営中山間地域総合整備事業の分担金で、地権者から徴収したものであります。

次に、3目1節農林水産施設災害復旧費分担金727万8,000円は、平成22年過年災で被災したわさび田を含む農地5件の復旧事業に対して、関係地権者6名から徴収したものであります。

次に、26、27ページをお開きください。14款1項5目3節住宅使用料5,116万2,000円は、備考欄現年度分4,881万2,000円が主なもので、町営住宅375戸からの家賃収入であります。収納率は90.9%となっています。

次に、30、31ページをお開きください。15款2項4目1節道路橋梁費補助金6,659万8,000円の主なものは、町道1063号線道路改良舗装工事、町道3975号線橋梁整備工事（（仮称）須川橋下部工）に対する社会資本整備総合交付金であります。

次のページ、32、33ページをお開きください。15款2項7目1節農林水産施設災害復旧費補助金6,231万3,000円は、平成22年災害で被災し、平成25年度に繰越明許しました須川沿いの農地2件及び農業用施設2件の事業完了に伴う国庫補助金であります。

次に、38、39ページをお開きください。16款2項4目2節林業費補助金の主なものは、備考欄の下段、森林整備加速化・林業再生事業補助金4億3,363万7,000円で、富士小山工業団地内の製材工場、上野地内に建設しました原木流通センター及びきたごうこども園建設に対する県補助金であります。

次に、16款2項5目2節観光費補助金1,210万円は、富士山須走口五合目電化工事の平成25年度実施事業出来高に対する県補助金であります。

次に、56、57ページをお開きください。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入6,353万1,000円は、労働金庫への平成15年度から平成23年度までの貸し付け24件分の預託金を収納したものであります。

次のページ、58、59ページをお開きください。21款5項6目1節道路橋梁費受託事業9,607万円

は、町道2076号線道路改良舗装事業に対する医療法人社団青虎会からの受託費であります。

次のページ、60、61ページをお開きください。21款6項1目2節雑入のうち備考欄中段16行目、町民いこいの家利用料475万8,000円は、平成25年度から指定管理者制度を導入しましたあしがら温泉の温泉施設利用料の6%と物品等販売額の5%を施設利用料として指定管理者から収納したものであります。

その下、道の駅地域振興センター利用料2,226万3,000円は、同じく指定管理者制度を導入しました道の駅「ふじおやま」の総販売額の5%を施設利用料として指定管理者から収納したものであります。

中段23行目、道の駅観光交流センター施設利用料2,168万4,000円は、道の駅「すばしり」の総販売額の5%を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。対前年度比11.1%の増となっております。

以上が歳入関係であります。

次に、歳出関係であります。

決算書は194、195ページをお開きください。

5款1項5目土地改良事業費のうち備考欄(4)町単独土地改良事業費1,571万8,000円の主なものは、次のページになりますが、196、197ページをお開きください。15節町単土地改良事業339万9,000円は、吉久保地先の大倉開田排水路改修工事ほか1箇所を実施したものであります。

その下、19節東富士演習場周辺土地改良事業費負担金865万4,000円は、富士裾野東部土地改良区が実施した防衛省補助土地改良事業の補助残に対する負担金であります。

次のページ、198、199ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費、備考欄(2)中山間地域総合整備事業費、19節県営中山間地域総合整備事業負担金2,997万3,000円は、大胡田、所領の2地区でほ場整備工事を実施したため、県への負担金として事業費の15%に相当する額を支出したものであります。

次のページ、200、201ページをお開きください。5款1項9目中山間地域直接払推進事業費、備考欄(2)中山間地域直接払推進事業費、19節直接払交付金762万7,000円は、町内の中山間地域10集落、対象面積約38ヘクタールの農地について、耕作放棄地の抑制と多面的機能の維持増進に資する活動に対して支出した交付金であります。

次に、204、205ページをお開きください。5款2項1目林業総務費、備考欄(3)森林整備事業費、13節スコリア土壌森林内緊急整備事業3,708万2,000円は、国の緊急雇用創出事業を活用し、スコリア土壌地域の森林に丸太柵工など対策工法を施工したものです。下段になりますが、19節森林整備加速化・林業再生事業補助金3億1,014万8,000円は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、県補助金を活用した富士小山工業団地内の製材工場及び上野地内の原木流通センター建設に対する補助金であります。

次のページ、206、207ページをお開きください。5款2項2目林道費、備考欄(3)林道整備

事業費、15節県単・町単林道事業1,050万円は、林道竹之下金時線・峯坂線の改良工事を実施したものであります。

次のページ、208、209ページをお開きください。5款2項3目治山事業費、備考欄（3）県単独治山事業費、15節県単治山事業1,365万円は、中島（高石）の流路工整備を実施したものであります。

次のページ、210、211ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費、備考欄（4）勤労者支援費、次のページになりますが、212、213ページをお開きください。備考欄、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金6,353万1,000円、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、平成15年度から平成23年度までの過年度分貸付金の預託金として労働金庫に24件分を預託したものであります。

同じく備考欄（6）定住人口拡大事業費、19節個人住宅取得利子補給金799万6,000円は、個人住宅取得者に対して継続76件、新規40件の利子補給金を交付したものであります。

次のページ、214、215ページをお開きください。6款2項1目観光費、備考欄（2）観光振興費、13節のうち、観光動向調査983万6,000円は、緊急雇用創出事業を活用し、町の観光振興に必要な商品、人材及び来訪者の動向を把握し、町の観光戦略を構築するためのデータベースを作成したものであります。

次のページ、216、217ページをお開きください。備考欄（4）富士山事業費、13節富士登山案内人配置業務295万3,000円は、緊急雇用創出事業を活用し、富士山の世界遺産登録に伴い、夏山シーズンに増加する登山者に対し、登山指導や五合目周辺の観光情報の提供を行う案内人を配置したものであります。

次に、220、221ページをお開きください。備考欄（8）富士山周辺整備事業費、15節富士山五合目電化事業2,689万円は、須走口五合目電化事業に係る平成25年度実施出来高に対する工事費を支出したものであります。

次に、230、231ページをお開きください。7款2項2目道路維持費、備考欄（3）公共施設地区対応事業費、15節道路維持補修事業3,832万5,000円と、安全施設整備事業468万3,000円は、町内各区からの要望事項に対し175件を実施したものであります。

次のページ、232、233ページをお開きください。7款2項3目町道整備事業費、備考欄（2）町道整備事業費、15節道路改良舗装事業2,447万5,000円は、町道4026号線舗装工事ほか3件の工事を実施したものです。

その下、（3）清掃センター周辺整備条件事業費、15節道路改良舗装事業3,039万4,000円は、桑木地内町道2362号線道路改良舗装工事を実施したものであります。

次のページ、234、235ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費、備考欄（3）新東名関連町道整備事業費、15節道路改良舗装事業7,175万円は、町道3975号線須川橋下部工整備工事を実施したものであります。

次に、238、239ページをお開きください。7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費、備考欄（2）

急傾斜地崩壊防止事業費、15節急傾斜地崩壊防止事業1,571万4,000円は、平成24年度に引き続き実施しました菅沼地内、菅沼天神下急傾斜地の崩壊防止工事を実施したものであります。

次のページ、240、241ページをお開きください。7款3項1目河川費、備考欄（2）普通河川維持管理事業費（繰越明許）河川改修事業（繰越明許）2,822万6,000円は、須走地先、普通河川須走排水路の下流部の河川改修工事を実施し、完了したものであります。

次のページ、242、243ページをお開きください。7款4項2目都市計画費、備考欄（2）都市計画費、13節足柄サービスエリアスマートインターチェンジ検討調査589万7,000円は、足柄サービスエリアスマートインターチェンジ設置に向けた足柄サービスエリア周辺の地区整備計画検討業務並びにアクセス道路を検討するための将来交通量の推計調査及び概略設計業務を実施したものであります。

次のページ、244、245ページをお開きください。備考欄（3）都市計画マスタープラン策定事業費、13節都市計画マスタープラン策定業務381万1,000円は、平成25・26年度の債務負担行為を組んで実施しております現行の都市計画マスタープランの見直しに係る委託業務費で、平成25年度実施分に対する支払いです。

その下、（5）都市計画道路再検証事業費、13節都市計画道路再検証業務253万4,000円は、都市構造や交通需要の変化に伴い、町内の都市計画道路のうち長期間未着手の路線について、整備の必要性などを再検証したものであります。

同じく（5）都市計画道路概略設計業務（繰越明許）504万7,000円は、都市計画道路大胡田用沢線の用沢地内における路線測量及び詳細設計が完了したことによる支払いであります。

その下、（6）都市計画道路整備事業費、13節大胡田用沢線用地調査業務576万4,000円は、先ほど（5）で御説明いたしました路線測量及び詳細設計の成果に基づき、用地測量を実施したものであります。

次に、250、251ページをお開きください。7款5項1目住宅管理費、備考欄（2）町営住宅維持管理費、14節住宅用地借上料1,429万3,000円は、敷地を賃借しています11団地5万1,418.95平方メートルの土地に対する借上料であります。

次のページ、252、253ページをお開きください。備考欄、15節町営住宅解体事業613万8,000円は、大胡田団地解体工事を実施したものであります。

その下、浄化槽改修1,831万8,000円は、町営南藤曲団地M1棟に設置してありました単独浄化槽を合併浄化槽に改修したものであります。

23節南藤曲団地国費返還費517万8,000円は、平成13年度に国庫補助金を活用し、町営南藤曲団地の建設を前提として既設町営住宅の除去及び敷地整備事業を行いましたが、町営住宅長寿命化計画に基づき建設計画を縮小することとしたため、受入額が過大となり、補助金を返還したものであります。

次のページ、254、255ページをお開きください。7款5項2目建築指導費、備考欄（2）建築

指導費、13節測量826万2,000円は、宅地造成しました緑ヶ丘町有地及び宅地造成計画があります町住大胡田団地跡地の測量を実施したものであります。

15節緑ヶ丘町有地宅地分譲事業5,722万2,000円は、須走地内2箇所において合計14区画の宅地造成工事を行ったものであります。

その下、19節定住促進事業助成金1,181万円は、定住人口拡大を図るため、71件の助成を行ったものであります。

次に、318、319ページをお開きください。10款1項1目農地農業用施設災害復旧費のうち、備考欄(2)農地災害復旧費(繰越明許)農災県委託業務(繰越明許)477万9,000円は、平成24年度に県と災害復旧業務の委託契約を締結し、平成25年度に繰越明許しました須川沿いの農地2件の事業完成に伴い支出したものであります。

次のページ、320、321ページをお開きください。備考欄(3)農業用施設災害復旧費(繰越明許)の農災県委託業務(繰越明許)3,310万5,000円は、平成24年度に県と災害復旧業務の委託契約を締結し、平成25年度に繰越明許しました藤曲用水頭首工など農業用施設2件の事業完成に伴い支出したものであります。

以上で、経済建設部関係の一般会計決算についての補足説明を終わります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、教育部長 田代順泰君。

○教育部長(田代順泰君) 教育部関係決算の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の24、25ページをお願いします。

13款2項1目2節児童福祉費負担金の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料8,668万2,000円であり、平成25年度末では367人が在園しておりました。

次の行の受託児童保育負担金1,217万円は、他市町住民をお預かりした他市町負担金であり、平成25年度末では12人、延べ157人の保育園児に係るものであります。

次のページ、26、27ページをお願いいたします。中段の14款1項6目教育使用料の1節幼稚園使用料2,133万7,000円は、幼稚園の授業料で、月額6,100円、月平均291人、延べ3,498人分であります。

次に、その下段、2節生涯学習センター使用料の備考欄の1行目、生涯学習施設使用料283万5,000円は、総合文化会館の使用料で、利用者は述べ7万4,941人となっております。

次のページ、28、29ページをお願いします。下段の15款1項1目2節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金1億6,675万6,000円は、児童手当に対する国からの負担金であります。

次に、32、33ページをお願いします。中段の15款2項6目3節社会教育費補助金7,132万3,000円は、生涯学習施設リニューアル工事に対する防衛8条の補助金であります。

次に、36、37ページをお願いします。上段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の1

行目、児童手当負担金3,706万7,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

下段の16款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄の2行目、子育て支援事業費補助金1,566万6,000円は、地域子育て拠点支援事業に対する県からの補助金であります。

次の行、放課後児童クラブ補助金1,306万8,000円は、放課後児童クラブに対する県からの補助金であり、平成25年度末では5クラブ、計166人が在籍をしております。

次に、次のページ、38、39ページをお願いします。中段、16款2項4目2節林業費補助金、備考欄最終行、森林整備加速化・林業再生事業補助金については、先ほど経済建設部長から説明申し上げましたけれども、4億3,363万7,000円のうち1億2,348万9,000円は、きたごうこども園建設に対する県からの補助金であります。

次に、60、61ページをお願いします。21款6項1目2節雑入の備考欄の3行目、文化会館自主事業収入341万8,000円は、総合文化会館金太郎ホール等を会場として23公演を実施した事業収入で、延べ入場者数は8,346人で、集客率は76.7%となっております。

次に、歳出についてであります。152、153ページの3款3項1目児童福祉総務費からになります。

次のページ、154、155ページをお願いします。3款3項1目備考欄、(5)児童発達支援事業費の20節児童発達支援事業費876万7,000円は、幼児の障害児施設への通所に係る扶助費として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、平成25年度対象児は4人でありました。

その下の放課後児童通所支援事業費271万2,000円は、放課後デイサービスの利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものです。

同じページの3款3項2目備考欄(2)児童手当費の20節児童手当2億4,091万5,000円は、年3回、延べ2万1,757人への児童手当の支給額であります。

次のページ、156、157ページをお願いします。3款3項3目保育園費7億6,703万8,000円は、4保育園の管理運営に係る経費であります。

160、161ページをお願いします。備考欄中段、(5)保育園耐震化事業費4億4,387万4,000円は、きたごうこども園建設工事に伴うものであります。

次のページ、162、163ページをお願いします。3款3項4目子育て支援事業費8,816万2,000円は、子育てに関する各種支援に係る経費であります。主なものは、職員人件費のほか、次のページの備考欄(3)放課後児童クラブ費、13節放課後児童クラブ2,185万8,000円で、5つの放課後児童クラブへの委託料で、平成25年度末では166人の児童が利用をしております。

次に、270、271ページをお願いします。ここから9款教育費となります。

9款1項1目教育委員会費140万2,000円は、教育委員会の運営の経費であり、下段、9款1項2目事務局費1億937万4,000円は、教育委員会事務局に係る人件費、事務費が主なものとなっております。

次に、276、277ページをお願いします。9款2項小学校費1億7,035万7,000円は、小学校の管

理運営に係る経費であります。

備考欄（２）小学校管理運営費、７節非常勤講師賃金630万1,000円は、小学校１年生クラスの円滑な集団生活や学習指導のため６人の支援員を配置したものです。

その下の特別支援員賃金1,174万6,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童に対し、個々に応じた細やかな指導のため11人の支援員を配置したものです。

次に、286、287ページをお願いします。９款３項中学校費１億2,010万1,000円は、中学校の管理運営に係る経費であります。

備考欄（２）中学校管理運営費、７節特別支援員賃金681万5,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする生徒に対し、個々に応じた細やかな指導のため４人の支援員を配置したものです。

次に、294、295ページをお願いします。９款４項幼稚園費１億4,714万円は、幼稚園の管理運営に係る経費であります。

次に、300、301ページをお願いします。９款５項１目社会教育総務費8,083万4,000円は、社会教育委員ほか各種委員の報酬、職員の人件費が主なものとなっております。

次に、304、305ページをお願いします。備考欄下段、（４）文化財費の13節小山町所蔵文化財整理・保存事業1,039万5,000円は、緊急雇用創出事業により、豊門会館に収蔵されている文化財の調査、整理等を実施したものであります。

次のページ、306、307ページをお願いします。備考欄（５）ホテルの里づくり事業費の13節ホテル育成事業の490万8,000円は、ホテルの里の維持管理、カワニナの養殖を実施したものであります。

次のページ、308、309ページをお願いします。９款５項３目図書館費2,099万8,000円は、図書館の管理運営費に係る経費であります。

備考欄（２）図書館管理運営費の18節備品購入費の図書251万4,000円は、一般図書、児童図書など1,698冊を購入したもので、平成25年度末の蔵書数は10万6,804冊となりました。年度中の利用者は２万2,730人、貸し出し数は５万7,106冊でありました。

次のページ、310、311ページをお願いします。中段９款５項４目生涯学習センター管理費２億1,486万6,000円は、総合文化会館、総合体育館などの維持管理に係る経費であります。

次に、314、315ページをお願いします。備考欄（５）生涯学習施設改修事業費9,698万1,000円は、生涯学習施設リニューアル工事に伴うものであります。

次に、その下、９款５項５目自主文化事業費866万1,000円は、総合文化会館金太郎ホールなどでの自主事業公演に要した経費であります。

主なものは、次のページ、316、317ページの備考欄13節自主事業公演649万円であります。公演内容は、マンハッタン・ジャズ・クインテットジャパンツアー2013、町内小中学校の児童生徒の芸術鑑賞会、山本裕泰チェロリサイタル、宝くじ文化公演、DRUM TAOなど、23公演を実

施したものであります。

次に、その下、9款6項1目保健体育総務費853万8,000円は、社会体育の振興に係る経費であります。

以上で、教育部関係の補足説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、補足説明がない認定第6号 土地取得特別会計を除いた特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は、各部長の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 住民福祉部関係の特別会計決算の3会計について、順次説明します。

はじめに、認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明します。

決算書の329ページからになります。

最初に、本特別会計の事業概要について説明します。

国民健康保険の加入者状況は、年間平均で2,754世帯、被保険者は4,746人で、平成26年4月1日現在の人口1万9,716人に対して24.1%の加入率であります。

このうち、一般被保険者は4,269人で、前年度より64人減少し、退職被保険者は477人で12人増加しております。

平成25年度の医療費諸率に基づく医科の入院、入院外及び歯科等の医療費のうち、本町の1人当たりの医療費は、一般被保険者が33万7,000円で県下第4位、退職被保険者が33万5,000円で県下16位、合計すると33万7,000円となり県下で4位となっています。

医療費適正化対策等につきましては、平成20年度に始まり、平成25年度から第2期実施計画の5か年計画に基づき、保険者ごとに実施する特定健康診査・特定保健指導に重点を置き、脳卒中や心臓病などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や、その予備軍となる被保険者を特定健康診査で早期に発見し、予防・改善に向けて積極的な特定保健指導を推進しているところであります。

本町の特定健康診査の受診率は、平成26年5月末時点の速報値で48.3%、県平均は33.3%で、県平均より高い受診率となっております。

それでは、歳入の主なものについて説明します。

決算書336、337ページをお開きください。1款の国民健康保険税は4億2,875万3,000円で、歳入全体の19.4%であります。平成25年度国民健康保険税の現年度分の収納率は95.28%であります。

次に、340、341ページをお開きください。中段の4款国庫支出金は4億92万円、歳入全体の18.2%

で、4款1項1目療養給付費等負担金は一般被保険者に係る療養給付費等の保険者負担分について、国が定率（32%）で負担する3億4,297万5,000円で、その内訳は備考欄、療養給付費等負担金2億3,826万9,000円、後期高齢者支援金負担金7,169万7,000円、介護納付金負担金3,300万8,000円であります。

次に、342、343ページをお開きください。上段、4款2項1目財政調整交付金につきましては、産業の構造、住民所得や家族構成に起因する市町村間の財政力の不均衡を調整する交付金で4,548万6,000円、その主な内訳は、備考欄、普通調整交付金2,049万6,000円、普通調整交付金（後期高齢者支援金分）1,971万8,000円、普通調整交付金（介護納付金分）419万円であります。

次に、中段の5款療養給付費等交付金につきましては、被用者保険のOBの医療費は、全てOB自身の国民健康保険税と被用者保険の現役被保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われる退職者医療制度に基づく交付金1億4,844万9,000円で、歳入全体の6.7%であります。

その主な内訳は、備考欄、退職者医療費交付金9,387万4,000円、退職者後期高齢者支援金額相当額2,414万1,000円、退職者前期高齢者調整対象基準額2,710万9,000円であります。

また、下段の6款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者に係る財政調整の交付金5億760万7,000円で、歳入全体の23.0%であります。

次に、7款の県支出金につきましては、県ごとに地域の実情に応じて保健事業等の推進による医療費の適正化や保険税の平準化を通じた保険運営の広域化を進める財政調整交付金1億602万9,000円で、歳入全体の4.8%であります。

次に、344、345ページをお開きください。その主なものは、7款2項2目県財政調整交付金9,357万円で、内訳は、備考欄、普通交付金3,712万6,000円、普通交付金（後期高齢者支援金分）1,295万1,000円、普通交付金（介護納付金分）613万1,000円であります。

次に、下段の8款共同事業交付金は2億1,835万9,000円で、歳入全体の9.9%であります。8款1項1目高額医療費共同事業交付金は、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの1件80万円を超えるレセプトを交付対象とする高額医療費共同事業交付金3,501万7,000円、及び次のページの346、347ページ上段の8款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費の発生リスクの分散と市町保険者間の保険税平準化、財政安定化を図るため、1件10万円の基準を超えるレセプトを交付対象とする保険財政共同安定化事業交付金1億8,334万1,000円で、いずれも市町の拠出金により運営される事業であります。

次に、中段の10款の繰入金は2億2,710万6,000円で、歳入全体の10.3%であり、その内訳は10款1項1目保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金等の一般会計繰入金8,710万6,000円で、歳入全体の4.0%、次のページ、348、349ページ中段の10款2項1目国民健康保険保険給付等基金繰入金1億4,000万円で、歳入全体の6.3%となっています。

次に、下段の11款繰越金は1億6,501万7,000円で、歳入全体の7.5%であります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

358、359ページをお開きください。1款の総務費は4,013万4,000円で、歳出全体の2%であります。その内訳は、備考欄(1)職員人件費2,811万3,000円、一般管理費850万4,000円が主なものであります。

次に、362、363ページをお開きください。下段の2款保険給付費につきましては、13億5,344万円で、歳出全体の68.2%を占めております。

次に、364、365ページをお開きください。2款保険給付費の内訳では、上段2款1項1目備考欄(2)一般被保険者療養給付費、19節現物給付(一般分)10億5,975万5,000円、2款1項2目備考欄(2)退職被保険者等療養給付費、19節現物給付(退職者分)1億2,429万円、次の366、367ページをお開きください。2款2項1目備考欄(2)一般被保険者高額療養費、19節現物給付及び現金給付(一般分)1億3,691万1,000円、2款2項2目備考欄(2)退職被保険者高額療養費、19節現物給付及び現金給付(退職者分)1,563万8,000円が主なものであります。

次に、372、373ページをお開きください。3款の後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度の財源構成のうち、現役世代の各医療保険者からの支援(約4割)相当分を支出する2億4,836万6,000円で、歳出全体の12.5%で、2款保険給付費と3款後期高齢者支援金を合わせますと、歳出全体の80.7%となっています。

次に、376、377ページをお開きください。中段の6款介護納付金につきましては、全国一律の40歳以上65歳未満の第2号被保険者1人当たりの負担額に、各医療保険者に属する第2号被保険者見込み数を乗じて算定される納付金1億329万円で、歳出全体の5.2%となっています。

次に、7款の共同事業拠出金につきましては、歳入でも御説明しましたとおり、高額な医療費の発生による財政リスクを軽減し、国保事業運営の安定化を図るため、各市町保険者からの拠出金等を財源に、都道府県単位で費用負担調整の実施を目的とする事業に係る拠出金1億9,815万2,000円で、歳出全体の10%となっております。

次の378、379ページをお開きください。7款共同事業拠出金の主な内訳は、上段、7款1項1目備考欄(2)高額医療費協働事業拠出金は、1件80万円の基準を超える診療報酬明細書(レセプト)を交付対象とする共同事業拠出金3,322万4,000円、中段の7款1項2目備考欄(2)保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費の発生リスクの分散と、市町村保険者間の保険税平準化、財政安定化を図るため1件10万円以上のレセプトが交付対象となる共同安定化事業1億6,492万7,000円であります。

次に、380、381ページをお願いいたします。中段の8款保健事業費2,670万6,000円につきましては、医療費適正化対策及び特定健診等に係るもので、歳出全体の1.3%であります。

保健事業費の主なものは、8款1項1目備考欄(2)特定健康診査等事業費2,312万4,000円であります。

次に、384、385ページをお開きください。11款諸支出金は、前年度の療養給付費等負担金の確

定に基づく償還金等1,238万1,000円で、次の386、387ページをお開きください。諸支出金の主なものは、中段11款1項3目償還金1,170万8,000円で、備考欄（2）23節国庫支出金超過交付金還付金1,169万6,000円であります。

歳出の主なものは以上であります。

次に、390ページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書につきましては、1の歳入総額22億648万5,000円、2の歳出総額が19億8,307万円で、3の歳入歳出差引額は2億2,341万5,000円となり、区分5の実質収支額2億2,341万5,000円は、前年度に比べ5,839万8,000円の増額となっております。

前年度に比較し増額となっている理由としましては、平成25年度に年度中途の医療費の推移から予算に不足を生じる見込みとなり、基金1億4,000万円を繰り入れたことにより、実質収支額が増額となったものであります。

また、区分6の基金繰入額として保険給付費等基金へ4,000万円積み立てました。これは、決算剰余金の一部を条例の定めるところにより翌年度に繰り越さず、基金に編入ができるとする地方自治法第233条の2の規定により、小山町国民健康保険保険給付等基金条例に基づき、基金に編入したものであります。

小山町国民健康保険保険給付等基金につきましては、25年度中で1億4,000万円を取り崩しておりますので、決算剰余金から4,000万円の積み立て後、現時点での積立額は1億5,878万5,000円となっております。

歳入総額から前年度繰越金及び基金繰入金を除いた歳入額と、歳出総額から基金等積立金を除いた歳出額との差し引きである単年度収支は、8,127万3,000円の赤字となり、4年連続の赤字となっている状況であります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

決算書407ページからになります。

まず、本特別会計の概要について説明いたします。

後期高齢者医療制度への加入状況は、平成25年度末現在で2,640人となり、前年度より5人増加し、町人口の13.4%を占めております。

414、415ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明します。

上段の1款後期高齢者医療保険料は1億6,902万7,000円で、内訳は町内に住所を持つ75歳以上の後期高齢者で、後期高齢者医療保険料を、年金から天引きによる1項1目の特別徴収保険料1億2,181万5,000円、及び1項2目の普通徴収保険料4,721万1,000円であります。なお、収納率につきましては現年度分で99.6%であります。

次に、2款繰入金2,315万9,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は備考欄保険料軽減分2,005万9,000円、及び社保被扶養者軽減分309万9,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、3款繰越金は、前年度繰越金500万円であります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

418、419ページをお開きください。1款の後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,712万9,000円で、歳出全体の99.8%を占め、歳入で受け入れた額を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、2款の諸支出金41万円につきましては、備考欄(2)保険料還付金及び還付加算金であります。

422ページをお開きください。小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書であります。1款の歳入総額1億9,798万2,000円、2款の歳出総額1億9,754万円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は44万2,000円で、前年度に比べ455万9,000円の減額となっています。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

最後に、認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

決算書の455ページからとなります。

まず、介護保険特別会計の概要から説明します。

平成25年度末における介護認定者等の状況は、第1号被保険者となる65歳以上の方は4,998人で、町人口の25.4%となっています。

要支援または要介護の認定を受けている方は832人、そのうち65歳以上の人口に対する認定者数の割合は16.3%で、65歳未満で特定疾病により介護認定を受けている方は17人であります。

次に、認定された方のうち、介護サービスを使っている方は、平成26年3月分の給付状況で計720人、前年度と比較して52人増加し、要支援・要介護認定者の86.5%であります。

介護保険事業計画につきましては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、介護予防事業等の各種事業を推進しているところであります。

それでは、歳入の主なものについて説明します。

462、463ページをお開きください。1款の保険料につきましては3億2,485万3,000円で、歳入全体の20.4%であり、年度途中での死亡、転出者を含め、延べ5,467人分であります。

保険料の主な内訳では、1節の特別徴収保険料現年度分3億136万円は、年金から保険料を徴収している第1号被保険者保険料4,722人分で、2節の普通徴収保険料現年度分2,243万7,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者745人分であります。

次に、2款国庫支出金につきましては、3億4,352万6,000円で、歳入全体の21.6%であります。国庫支出金の内訳では、1項1目国庫支出金の介護給付費負担金2億6,252万5,000円は、介護保険制度に基づく国庫負担金で、1節の現年度分2億6,159万4,000円が主なもので、施設分15%と

在宅その他分20%に相当する額であります。

次に、2款2項1目国庫補助金に係る調整交付金7,055万9,000円は、第1号被保険者の年齢、所得階層を考慮して配分される国庫補助金で、保険給付費に見込交付率を乗じて得た額で、給付費の5%相当額であります。

次に、464、465ページをお開きください。3款支払基金交付金につきましては、4億2,938万8,000円で、歳入全体の27%であります。支払基金交付金の主なものは、3款1項1目1節の現年度分4億2,782万7,000円であります。これは、保険給付費の29%相当分に相当するものであります。

次に、4款県支出金につきましては、2億2,676万1,000円で、歳入全体の14.2%であります。県支出金の主なものは、4款1項1目県支出金の介護給付費負担金の1節現年度分は2億2,163万8,000円で、保険給付費に対する県の負担金で、施設分17.5%と在宅その他分の12.5%分の県負担金であります。

次に、466、467ページをお開きください。6款繰入金につきましては2億3,480万8,000円で、歳入全体の14.7%であります。繰入金の主なものは、6款1項1目介護給付費繰入金1億8,466万7,000円で、保険給付費に係る町負担分としての繰入金12.5%分であります。

次の468、469ページをお開きください。上段の6款1項4目その他一般会計繰入金4,511万6,000円で、人件費、認定審査会など、介護保険に係る町からの事務費繰入金等であります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

472、473ページをお開きください。1款の総務費は4,174万8,000円で、歳出全体の2.7%で、その主な内訳は、備考欄（1）職員人件費2,937万円、備考欄（2）一般管理費114万7,000円、次の474、475ページをお開きください。下段の1款3項1目介護認定審査会費の304万3,000円は、御殿場市と共同で設置しています介護認定審査会に係る経費で、開催日数131日、審査総件数3,020件に対する総費用額1,248万3,000円の小山町分に当たる785件、22.5%分の件数割での負担金と、次の476、477ページをお開きください。上段、1款3項2目認定調査費721万6,000円は、備考欄（2）7節の臨時職員賃金282万2,000円、12節役務費の主治医意見書作成手数料等346万3,000円が主なものであります。

次に、2款保険給付費の主なものについて説明します。下段の2款保険給付費14億7,045万8,000円は、歳出全体の95.4%で、前年度比7.7%の増加であります。その主な内訳では、1款1項1目居宅介護サービスに係る居宅介護サービス給付費5億1,637万2,000円は、前年度に比べ4.8%の増加で、受給者数は12人増の392人であります。

478、479ページをお開きください。中段の2款1項3目地域密着型介護サービス給付費に係る地域密着型介護サービス給付費1億6,663万2,000円は、前年度比13.7%の増加で、受給者数は12人増の68人であります。

次に、480、481ページをお開きください。上段の2款1項5目施設介護サービスに係る施設介護サービス給付費6億3,006万7,000円は、前年度比8.5%の増加で、受給者につきましては8人増

の198人であります。

次に、482、483ページをお開きください。上段の2款1項9目居宅介護サービス計画給付費は、利用者の負担がない介護給付の一つで、居宅介護支援事業者が居宅介護支援計画の作成にかかった費用に対して支払われます保険給付5,877万6,000円であります。

次に、下段の2款2項1目介護予防サービス給付費は、要支援被保険者への介護予防サービス給付費で、訪問介護、通所介護及び短期間施設入所施設の方が利用するサービス1,837万円であります。

次に、488、489ページをお開きください。2款4項1目高額介護サービス費は、要介護者が居宅サービスや施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った1か月の自己負担額の世帯の合計額が利用者の所得区分ごとに定められた上限額を超えた場合に、超えた部分について支給される高額介護サービス費1,687万円であります。

次に、492、493ページをお開きください。2款7項1目特定入所者介護サービス費は、低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、申請により居住費・食費は定められた負担限度額までの自己負担となり、限度額を超えた部分は介護保険から給付されるサービスで、4,948万7,000円であります。

平成25年度中に介護保険の被保険者で何らかの介護サービスを利用している方は、居宅、地域密着型、施設サービス受給者に予防給付を加え、合計720人であり、前年度比52人の増加で、居宅サービスの主な利用は、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等であります。

次に、494、495ページをお開きください。下段の4款地域支援事業費につきましては、2,634万1,000円で、歳出全体の1.7%であります。

次の496、497ページをお開きください。地域支援事業費の内訳は、上段の4款1項介護予防事業費595万7,000円は、4款1項1目備考欄(2)二次予防事業対象者施策事業費で、特定健診などをもとに地域包括支援センターで選んだ要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者、いわゆる二次予防事業対象者を対象としたサービス費256万3,000円と、次の4款1項2目備考欄(2)一次予防事業対象者施策事業費で、地域の全ての高齢者を対象としたサービスとして、これからも元気であるための介護予防に関する情報の提供や、介護予防に関する講演会、介護予防教室、生活支援などのサービス費339万3,000円あります。

次に、498、499ページをお開きください。中段の4款2項包括支援及び任意事業費2,038万4,000円につきましては、4款2項1目備考欄(2)包括支援事業費、13節委託料、地域包括支援センター事業1,750万円が主なもので、小山町地域包括支援センター業務を社会福祉法人寿康会に委託しているものであります。

次に、500、501ページをお開きください。5款諸支出金につきましては325万8,000円で、歳出全体の0.2%であります。諸支出金の主なものは、下段5款1項2目償還金、備考欄(2)償還金

で、前年度精算による国庫負担金、県負担金等の返還金231万円が主なものであります。

次に、504ページをお開きください。介護保険特別会計実質収支に関する調書につきましては、1 款の歳入総額は15億9,301万4,000円、2 款の歳出総額が15億4,183万6,000円で、3 款の歳入歳出差引額及び区分 5 の実質収支額は5,117万8,000円で、前年度に比べ1,848万2,000円の増額となっています。

平成26年 5 月末現在の介護給付費準備基金の積立額は5,869万8,000円となっています。

以上で、介護保険特別会計の決算の説明を終わります。

住民福祉部の特別会計 3 会計の補足説明は以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、認定第 5 号 下水道事業特別会計、議案第44号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の 2 件について補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） はじめに、認定第 5 号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を行います。

決算書の423ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

なお、金額につきましては1,000円未満を省略して説明を行います。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書の430、431ページをお開きください。1 款 1 項 1 目下水道使用料、1 節下水道使用料及び手数料のうち備考欄下水道使用料6,967万4,000円は、1 期当たり平均1,537件の使用者と、転居精算299件の使用者の下水道使用料であります。対前年度比5.8%の減となり、その収納率は97.6%となっております。

次に、2 節下水道使用料滞納繰越分67万3,000円は、平成20年度から24年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額で、その収納率は10.1%となっております。なお、不納欠損額117万円は、平成20年度分の使用料で、転居・転出先不明者など収納困難なものについて、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金190万円は、須走浄化センター長寿命化計画策定に伴う国からの補助金であります。

次のページ、432、433ページをお開きください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金9,870万5,000円は、一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金262万6,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出関係について御説明をいたします。

次のページ、434、435ページをお開きください。1 款 1 項 1 目下水道総務費のうち備考欄（2）下水道施設維持管理費、11 節光熱水費989万1,000円は、須走浄化センターの電気料、水道料及びマンホールポンプ15か所分の電気料に要した経費であります。

同じく11 節修繕料608万6,000円は、浄化センターの遠心脱水機、情報処理設備の修繕及びマンホールポンプ、スカム移送ポンプのオーバーホールに要したものであります。

次のページ、436、437ページをお開きください。備考欄上段13節須走浄化センター維持管理2,992万5,000円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料でございます。

同じく13節中段、須走浄化センター汚泥処理処分850万3,000円は、汚泥451トンの処理、運搬に要した経費であります。

次のページ、438ページ、439ページをお開きください。1款2項1目公共下水道費、備考欄(2)公共下水道費、13節須走浄化センター長寿命化計画策定業務委託397万9,000円は、先ほど収入でも御説明いたしましたが、須走浄化センター長寿命化計画策定のための業務委託料であります。

次のページ、440、441ページをお開きください。2款1項1目元金、備考欄(2)公債費(元金)、23節償還金元金6,558万9,000円は、須走浄化センターの建設及び管渠工事に伴う平成6年度から平成15年度までの起債元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

次に、2款1項2目利子、備考欄(2)公債費(利子)、23節償還金利子2,411万7,000円は、平成6年度から平成15年度までの起債に対する利子であります。

以上で、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を行います。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、金額につきましては、1,000円未満を省略して説明を行います。また、平成25年度の決算報告については、消費税込みの金額となります。

それでは、決算書4ページ、5ページをお開きください。(1)収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益の決算額2億555万4,000円は、水道料金・水道加入分担金が主なものであります。前年度より164万円の減額となりますが、主な要因は水道加入分担金は54万6,000円増加したものの、水道使用料が223万4,000円減少したことによるものであります。

第2項営業外収益の決算額50万7,000円は、預金利息及び雑収入によるものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用の決算額1億9,147万2,000円は、事業運営、施設の維持管理及び減価償却費等であり、前年度より1,133万7,000円の減額となっております。この主な要因は、量水器修繕、漏水等の修繕費及び固定資産除却費が減額となったことによるものであります。

第2項営業外費用の決算額1,008万1,000円は、企業債利息、雑支出、消費税及び地方消費税納税額であります。

次のページ、6ページ、7ページをお開きください。(2)資本的収入及び支出のうち収入、第1款第1項企業債の決算額1,000万円は、県道沼津小山線配水管布設工事と北郷水系配水管布設工事に対する借り入れであります。

第3項国庫補助金の決算額2,002万8,000円は、北郷水系配水管布設工事に対する防衛省からの

補助金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費の決算額1億3,361万3,000円の主なものは、水源施設整備工事として行いました三菱第1水源のポンプ及び滅菌器の交換と配水施設整備工事の北郷水系配水管布設工事、町道1440号線ほか2配水管布設工事であります。

欄外に記載をいたしました、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,317万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

次のページ、8ページをお開きください。8ページは水道事業損益計算書であります。下から3行目の当年度純利益であります、前年度は814万円の純損失となっておりますが、今年度は58万4,000円の純利益となり、下段の当年度未処分利益剰余金となっております。これは、先ほどの4ページ、5ページでも説明いたしましたが、営業収益は減少したものの、それ以上に水道事業費用が減少したことによるものであります。

次に、10、11ページをお開きください。水道事業剰余金計算書であります。剰余金のうち、資本剰余金の国庫補助金、当年度変動額1,907万7,000円は、防衛省からの補助金を受け入れたもので、資本剰余金の合計金額は29億7,896万円となっております。利益剰余金のうち、建設改良積立金の当年度変動額マイナス543万8,000円は、先ほど資本的収入及び支出でも御説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部に補填したもので、利益剰余金の合計金額は3億7,448万3,000円となっております。

次のページ、12ページをお開きください。水道事業剰余金処分計算書（案）について御説明いたします。当年度未処分利益剰余金について、当年度純利益58万4,000円を公営企業法の規定に基づき、減債積立金に5万8,000円、建設改良積立金に52万5,000円をそれぞれ積み立てる処分について議決をお願いするものであります。

次に、13ページをお願いします。水道事業貸借対照表ですが、これは企業の財政状況をあらわすものであります。

まず、資産の部であります。1の固定資産合計は、中段にありますように44億2,992万1,000円で、前年度比0.6%、2,492万4,000円の増額となっております。これは（1）有形固定資産、ハ構造物の配水管布設設備と、ニ機械及び装置のポンプ設備等による資産の増によるものであります。

次に、下から8行目、2の流動資産合計は4億4,038万7,000円で、前年度比4.1%、1,878万9,000円の減額となっております。これは、現金預金の減額が主なものであります。

次に、負債の部であります。下から2行目、3の流動負債合計は6,600万5,000円です。主なものは、未払金の6,570万5,000円で、これは工事請負及び業務委託の完了が年度末になっていることから、会計閉鎖期日であります3月31日現在において未払いとなったことによるものであります。

次のページ、14ページをお開きください。資本の部であります。5の剰余金のうち(2)利益剰余金は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、それに当年度未処分利益剰余金を合計しました3億7,448万3,000円となっております。この金額が当年度以降の財源となります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容につきましては、15ページからの小山町水道事業報告書を御参照いただきたいと思います。また、収入及び支出の詳細につきましては、23ページからの小山町水道事業会計決算附属明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計利益の処分及び決算の補足説明を終わります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。  
教育部長 田代順泰君。

○教育部長(田代順泰君) 認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

決算書では391ページからになりますが、はじめに、406ページの実質収支に関する調書からお願いをいたします。

歳入総額は584万9,000円、歳出総額は497万円で、その差し引き額87万9,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入についてであります。

ページを戻っていただき、398、399ページをお願いします。ページ中段の3款基金繰入金150万円は、貸し付けに当たり育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

次に、ページ下段の5款諸収入、1項貸付元金収入の328万8,000円は、貸付元金償還金11人分であります。

次に、歳出であります。

402、403ページをお願いします。1款貸付事業費496万8,000円は、大学生10人、専門学校生3人、高校生2人、計15人に貸し付けたものであります。

なお、育英奨学資金貸付基金の年度末の総額は840万6,016円となっております。

以上で育英奨学資金特別会計関係の補足説明を終わります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○監査委員(池谷 浩君) ただいまより、平成26年8月21日付、小監第26号にて小山町長に提出いたしました平成25年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、真田監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告させていただきます。

審査は7月3日より8月5日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書等の様式は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況、財政運営及び財産の管理状況について、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越しされた事業を除いて、所期の目的を達成しているものと認められました。

次に、会計経理事務について、毎月の例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財政運営について、おおむね所期の目的に沿って成果を上げているものと認められました。

町税の収入未済については、恒常的未収もあり、財源確保及び負担の公平から、更なる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入入れは公共事業費用として利用いたしましたが、慎重な運用をお願いいたします。

平成25年度の決算の内容でございますが、お手元の審査意見書4ページの決算収支額を御覧ください。

一般会計の実質収支は3億3,190万円、特別会計2億7,831万円、合わせて6億1,021万円の黒字であります。一時借入残高はありません。

決算の概要は、3ページから6ページに記載してございます。6ページの平成25年度一般会計の決算収支の状況を御覧ください。繰り越す財源より、前年度実質収支額を調整、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を考慮した結果、実質単年度収支額は2億6,819万円の黒字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源は前年度より4,210万円減少しておりますが、これは、繰越金の減少が主なものです。依存財源の増加9億928万円は、国庫支出金及び県支出金の増加が主なものでございます。

歳出の構成では、人件費、扶助費等の義務的経費は余り大きな差はありませんでした。投資的経費は普通建設事業費の増加が災害復旧事業費の減少を上回りました。

次に、財政力指数でございますが、平成25年度0.928となり、普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担行為額の状況を記載いたしました。平成25年度末、町債残高は

96億735万円で、平成25年度中は償還元金8億4,733万円に対し、起債は9億5,580万円に1億846万円増加いたしました。各事業債は700万円減少いたしましたけれども、臨時財政対策債などの特例による地方債1億7,790万円の増加が主なものでございます。

また、5ページに戻りますが、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様には負担をお願いしている中で、公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。今後においては、時効期限までに計画的継続的な収納措置を、各課横断的に図られるよう要望いたします。

特に町営住宅家賃について、住宅使用料の徴収未済額、これが年間住宅使用料収入を上回っております。平成25年度より策定した町営住宅長寿命化計画を実施し、良好な住環境の実現に向けて、より一層の効率的な維持管理、整備を進めていただきたいと思います。そのためにも、住宅使用料の徴収未済をなくすことが必要だと考えます。

一般会計の詳細資料を15ページから40ページに、特別会計の詳細資料は43ページから49ページに記載しております。

各会計の実質収支は、53ページのとおり黒字であります。国民健康保険税の歳入について、収入未済額は減少し、収納率は向上しておりますけれども、歳出について保険給付額が前年比1億1,988万円の大幅な増加をしております。この傾向は今後も続き、入院を要する高額な医療給付は増加し、国民健康保険特別会計への大きな負担となっております。基金の取り崩しも続いております。本年度1億円の減少となっております。保険税の見直しも含め、今後の課題として早急に取り組むことをお願いいたします。

財産の状況は54ページに記載してございます。基金の積み立ては8億3,983万円、前年比8,933万円の増加であります。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された小山町土地開発基金運用状況でございます。57ページ、58ページを御覧ください。審査の結果、不動産の売払い等はなく、計数に誤りがなく、基金の運用はおおむね条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された小山町水道事業会計決算について、審査の意見を申し上げます。

審査は7月16日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われ、決算報告書及び財務諸表は地方公営企業法施行令の会計の原則に準拠して作成されており、事業の経営成績と財政状況は適正に表示されておりました。また、その数値は正確であると認められます。

46年ぶりに地方公営企業会計制度が大幅に改正されました。平成26年度新基準・新制度への移行を的確に進めていただきたいと思います。改正後の公営企業会計制度は、単に適用される会計基準の変更にとどまらず、地方公営企業の経営そのものに大きな変革をもたらすものと考えてお

ります。財務諸表の姿が変化することにより、経営実態がこれまで以上に明らかになります。大規模災害が国中で発生しておりますが、災害に強い、安心・安全な水道水の供給に努めていただきたいと思えます。そのための計画的な施設改修をお願いいたします。

例月出納検査で指摘しております水道料金の未収でございますが、引き続き、滞納額削減に努力をお願いいたします。

次に、平成25年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月11日から8月5日まで、関係部課長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算出結果に客観的妥当性が認められるか等につきまして、平成25年度決算並びに決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。

しかし、この比率はあくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から、財政運営を行う上で用いる経常収支比率などの経営指標を参考として、早期健全化基準等に近づかない財政運営を心がけることを要望いたします。

決算審査は、小山町の決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。その内容はおおむね適正であったことを報告いたします。

以上、平成25年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告をいたしました。

報告を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月11日木曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第7号までの平成25年度会計決算7件と議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の1件の計8件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時03分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成26年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成26年9月11日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君  
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君  
5番 池谷 弘君 6番 梶 繁美君  
7番 込山 恒広君 8番 池谷 洋子君  
9番 湯山 鉄夫君 10番 真田 勝君  
11番 米山 千晴君 12番 鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	柳井 弘之君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	室伏 博行君
住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
教 育 部 長	田代 順泰君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	相原 浩君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未 来 拠 点 課 長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 増 進 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	湯山 博一君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	大庭 和広君	小 山 消 防 署 長	勝間田健一郎君
総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君	監 査 委 員	池谷 浩君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 2番 阿部 司君 3番 渡辺 悦郎君

散 会 午後1時50分

(議 事 日 程)

- |      |        |                              |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号  | 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算          |
| 日程第2 | 認定第2号  | 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算    |
| 日程第3 | 認定第3号  | 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算    |
| 日程第4 | 認定第4号  | 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算   |
| 日程第5 | 認定第5号  | 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算     |
| 日程第6 | 認定第6号  | 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算      |
| 日程第7 | 認定第7号  | 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算      |
| 日程第8 | 議案第44号 | 平成25年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。田代副町長は所用のため、本日の会議を欠席しておりますので報告します。

---

日程第1 認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、9月4日及び5日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

今定例会では、決算質疑をわかりやすく円滑に進めるため、会議運営等規定の試行として、発言の場所について、議員は最初から議員側の段に登壇し、質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととし、また、通告に基づき質問の分けを指示してございますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。最初に、5番池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） それでは、決算書について質問をさせていただきます。

まず、決算書12ページ1款1項町税の収入未済額が前年より1,412万5,000円増加しておりますが、この原因と対応について伺います。

2番目といたしまして、やはり12ページ1款1項1目町民税、個人の町民税の不納欠損額が421万5,000円で、昨年より増加しております。原因と今後の対応について伺います。

3番目といたしまして、24ページ13款2項1目2節保育所の保育料でございます。保育所の保育料は、幼稚園の授業料と違い、所得に応じた金額になっているのに、収入未済額が昨年より増加して362万8,000円となっておりますが、この原因と対応について伺います。

以上、3件、よろしく願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（相原 浩君） 池谷 弘議員にお答えします。

1点目の決算書、12、13ページ1款1項町税の収入未済額が増加している原因と対応についてであります。

増加している原因について、収入未済額を税目ごとに見てみますと、町民税は521万7,000円の

減少、軽自動車税は13万6,000円の減少となっており、残りの固定資産税が1,947万8,000円の増加となっていて、町税の収納未済額が増加した原因となっております。

固定資産税には、土地、建物、償却資産とあり、そのうち償却資産は申告により課税するものでございます。適正な課税をするため、平成25年度から税務課で照合調査を実施した結果、2,000万円弱の追徴課税をした企業がございました。この企業から本年2月の大雪による営業収入の減少とコース復旧費の増大を理由に追徴課税分の徴収猶予の申請があり、猶予したことが固定資産税の収入未済額が大幅に増加した要因と考えております。

次に、収入未済額の対応についてであります。町税全体で1億円を超える額になっております。公平、公正な課税と収納を原則に、本年4月の機構改革で会計収納課に収納推進室が置かれましたので、賦課と徴収で連携をとりながら、納税環境の向上とともに滞納者への対応といたしまして、滞納処分の強化、迅速な納税相談等への対応を積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、収入未済額の増加の原因となりました徴収猶予した追徴課税分につきましては、本年12月までに納税の約束をいただいております。

2点目の、同じく町民税個人の不納欠損額の内訳、増加の要因と対応についてであります。最初に、内訳ですが、滞納繰越分では地方税報第18条第1項に基づく5年の時効を迎え、欠損したものが61件、85万295円、同法15条の7、第4項の執行停止後3年を経過したもの及び同条第5項の即時消滅したものが180件、329万8,014円、現年分では同じく即時消滅が7件、6万6,432円です。また、滞納繰越分の居住地別の内訳は、町内居住者が156件、306万6,495円、県内居住者が48件、71万6,283円、県外居住者が37件、36万5,531円となっております。増加した原因ですが、平成25年度において静岡県職員の短期派遣事業により、県の職員から不納欠損に係る執行停止手法の指導や方針の策定支援をいただいたことにより、増加になったと考えております。

今後の対応につきましては、生活状況や就業状況を把握し、預金調査等の財産調査を進め、差押え等の滞納処分を強化するとともに、不納欠損処分を所管しております税務課に執行停止と欠損処分の判断材料である滞納者の実態調査の結果や納付状況を提供し、適切な債権管理に努めてまいりたいと考えております。

3点目の決算書24、25ページ13款2項1目児童福祉費負担金、保育所保育料等の収入未済額の増加の原因と対策についてであります。収入未済額の内訳は滞納繰越分が203万9,590円、現年分が158万8,200円で、未納者は18人となっております。

議員御指摘のように、保育料は所得に応じて決まるわけですが、未納者のうち数人は生活に困窮している状況と把握しておりますが、その他の方はそのような状況にないと考えております。今後は納付につながりますよう、積極的な納付相談、臨戸訪問徴収や児童手当支給時の交渉など、納付指導をこども育成課と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

保育所の保育料につきまして、今、少し回答もあったんですけども、特に保育につきまして、国、県からも児童手当も支給されております。そのような形で、より、この児童手当をもらいながら保育料も払っていかないということについて、かなり違和感がありますので、ここについての対応を再度お聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 池谷 弘議員の再質問にお答えいたします。

児童手当支給時の納付相談の実績でございますけれども、平成25年度におきましては、平成18年度から平成24年度までの滞納繰越分318万5,520円のうち、児童手当収納時にその指導によって児童手当から納付をいただいた額が83万2,150円となっております、この数字が多いか、少ないかというのは別としまして、児童手当のときには納付相談をして、児童手当からその場で納付をしていただくように指導している状況です。

以上です。

○5番（池谷 弘君） 次に、3件、再度質問をさせていただきます。

まず146ページ3款2項1目の共通無料入浴券についてでございます。2市1町共通無料入浴券は、配付数に対して使用頻度はどのぐらいになっているのか。また、その使用は増加傾向にあるのかどうか。施設ごとの使用がわかれば教えていただきたいと思います。

次に、256ページ8款1項2目でございます。消防団報酬についてでございます。消防団の団員の定数が188名に対して、本年175名で、昨年178名より3名減となって、全体の定員割れとなっております。消防団はこれから防災等で非常に力になる団体でございますので、この消防団員を増やす施策について伺います。

次に、264ページ8款1項5目災害対策本部体制についてでございます。災害対策本部体制強化整備が進んでおりますが、実際にその強化が進んでも、実際の運用面がこれから必要であろうというふうに考えます。緊急時の災害対策本部立ち上げの訓練等どのように実施しているか伺います。

以上、3件、よろしくお願いいいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 決算書は146、147ページをお開きください。3款2項1目老人福祉総務費、備考欄中段19節2市1町共通無料入浴券負担金547万9,500円についてであります。

はじめに、使用頻度であります。平成25年度は70歳以上の方3,845人を対象に敬老祝い品として町内のあしがら温泉、吉久保パークゴルフ場、足柄パークゴルフ場で共通して利用できる券を3枚と、あしがら温泉、御殿場温泉、ヘルシーパーク裾野で共通して利用できる温泉券を3枚の、合計6枚をお送りいたしました。このうち、御利用された数は延べ1万975枚でした。配付数が3,845人にお一人6枚お配りしておりますので、総配付数は2万3,070枚です。したがって、

使用頻度は47.6%でした。

次に、使用傾向であります。過去3年を見ますと、平成23年度の使用枚数は9,916枚で、使用率が43.7%、24年度は1万573枚で、使用率が46.6%、25年度が使用率47.5%と増加傾向にあります。

次に、施設ごとの使用状況ですが、あしがら温泉を御利用された方が7,756人で、全体の70.7%になります。吉久保パークゴルフ場が1,390人で12.6%になります。ヘルシーパーク裾野が969人、8.8%、御殿場温泉が820人で7.5%、足柄パークゴルフ場を御利用された方は40人で0.4%おられました。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（勝間田健一郎君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

減少している消防団員を増やす施策についてですが、御質問のとおり、平成26年度当初は前年度末に比べまして充足率が93%と若干の団員の減少傾向にありました。

小山町消防団では、消防団協力事業所表示証を交付し、消防団員が出勤しやすい職場となるよう事業所に理解を求め、消防団に入団しやすい環境を整えております。

成人式では、新成人に向け、リーフレットによる勧誘、近隣の日本郵便株式会社の局長に、局員に帯しての消防団の加入の勧めを依頼するとともに、町内のイベント会場での消防団活動の紹介や新入団員勧誘を行っております。

また、年間を通して分団長を中心に、管轄する地域の新入団員の勧誘を展開しておりますが、今後もあらゆる機会を捉え、新入団員の確保に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 池谷 弘議員にお答えします。

緊急時の災害対策本部の立ち上げの訓練はどのように実施しているかについてであります。毎年2回を基準に訓練しております。

1回目は年度当初の4月に職員の人事異動に伴う災害対策本部編成表の見直しや、新体制における役職を認識してもらうことを目的に、職員の招集に引き続き、災害対策本部の立ち上げまでを訓練しております。

次に、2回目といたしまして、9月1日の防災の日に行う総合防災訓練におきまして、突発型の大規模地震等の発生を想定した職員招集から、災害対策本部の立ち上げ、引き続き本部運営の訓練を実施しております。いずれの訓練におきましても、消防、警察、自衛隊などの防災機関と共同した訓練の実施を行い、顔の見える関係の構築などを行っております。

また、総合防災訓練においては、自主防の参加を得て、実践的な訓練に着手しております。

このほか、6月の土砂災害に対する防災訓練においては、現地対策本部の立ち上げから現地対

策本部活動の実施を、また12月の地域防災訓練においては、災害対策本部の縮小版を立ち上げて、情報伝達訓練などを行っております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） それでは、引き続きまして、最後に1件質問させていただきます。

316ページ9款5項5目自主事業公演でございます。この自主事業公演につきまして、有料公演が13回実施し、収支率が40.6%ということでしたが、同じくらいの有料公演数であった平成21年から23年度の収支率平均56%を超えていましたが、この16%減少した収支率悪化の要因と、今後、これについての対応について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） 審査意見書の38ページ、自主文化事業年次比較表をお開きください。自主文化事業における収率悪化の原因と対応についてであります。具体的に申し上げますと、昨年収支比率を下げておりますのは、マンハッタンジャズクインテットと、集客率は9割以上でありますけれども、芸術文化に親しんでいただきたいという観点から料金を下げております小中学生用の芸術鑑賞会と人形劇フェスティバルであります。

平成25年度は、平成21年度から23年度に比べますと、有料公演回数はほぼ同じであります。無料公演等を含めた年間公演回数が17回から23回、約6回増えていることや、また、富士山の世界遺産登録記念として三浦雄一郎講演会、富士山金太郎夏まつりお笑いライブを無料で開催したこと、それから、文化会館のリニューアル工事により、例年2月から3月に実施しております大ホール公演が実施できなかったことが収支率低下の原因だと考えております。

今後も、町民に芸術性の高い公演や個性的な事業を提供するとともに、様々な形で文化芸術にふれ、親しむことのできる事業を実施していきたいと考えております。

来年度からの指定管理者制度の導入に向けて準備を進めておりますが、民間活力をお借りして収支率の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 自主事業公演について再質問させていただきます。

この有料公演の、たしかデータでいきますと、1公演当たり300名程度と、平均でいきますと、そのような形になっておりますけれども、基本的にこれがある程度黒字化するためには、どの程度の集客というか、それが必要なかどうかということをお聞きいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） 町の考えとして、いわゆる芸術文化に親しんでいただくための施設と考えておりますので、100%支出に対して収入が充当できるような状況を、もし作るとしたら、まず発券の券が、今、4,500円から5,500円、6,000円弱になっておりますけれども、それを8,000円、9,000円に上げなければならない。となると、ますます人に入っていただけないというふうに思っておりますので、何人入れば100%になるかというのはあり得ないというふうに考えてお

ります。あくまでもあの施設を有効利用しながら、町民の皆様に芸術文化に親しんでいただくというのが最優先だというふうに、現在、考えているところであります。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 了解いたしました。以上で、質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 私は、2項目につきまして質問をさせていただきます。

項目1といたしまして、基金に関する歳入、歳出につきまして説明、質問をお願いいたします。

決算書ページ50、歳入19款繰越金、2項目、基金繰入金額3億2,119万9,638円のうち、1目財政調整基金繰入金1,299万920円、2目総合計画推進基金繰入金30万円、5目東富士演習場関連特定事業繰入金2億6,500万円、6目金太郎元気基金繰入金91万3,500円、8目須走地域振興事業繰入金595万2,500円、9目緊急地震対策基金繰入金984万4,000円、その他各基金より繰入金歳入計上をされております。

ここで質問させていただきます。質問1、歳出各項目の積立金基金から歳入へ繰入金として計上をされていますが、この繰入金の査定はどのように定められていますか。

続けて、質問2、各基金の積立金の財源はどのように手当をされていますかをお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 湯山議員の御質問にお答えいたします。

基金の繰入額の査定はどのように定められているかとの御質問ですが、当初予算及び補正予算の編成時に、事務査定及び町長査定を行っております。その時点で、繰り入れを行う事業の財源状況等を勘案しまして、繰入額の決定をそれぞれしております。

2点目の基金の積立金の財源に関する御質問ですが、基金積立金の財源につきましては、特定財源や一般財源がございます。特定財源のものにつきましては、そのものがそのまま歳入額となります。

また、財政調整基金につきましては、総合計画で設定をしております目標値、標準財政規模の10%程度の5億2,000万円となるように一般財源から充当をしております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 続きまして、質問をさせていただきます。

基金管理費計上額6億5,821万3,000円の内部留保金として確保されていますか。審査意見書P54(7)基金積立金6億5,653万2,000円、基金取崩金5億6,719万6,000円に、差し引き8,933万7,000円の増であるとの説明に対する積立金の整合性について説明を求めます。

順序がずれましたけれども、歳出面におきまして、第2項総務費、財産管理費7億3,612万2,000円のうちの総務費、財産管理費等々につきましての数字については省略をさせて説明を求めます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 湯山議員の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問ですが、基金管理費計上額6億5,821万3,599円が内部留保金としてなっているかということですが、東富士演習場関連特定事業基金のように、いったん積み立てをしますが、年度内に全額取り崩し、繰り入れを行うものもありますので、全額が内部留保としてされているわけではございません。

2点目の審査意見書の54ページの件ですが、こちらにつきましては、基金を、財産としての基金の状況に関する調書であります。財産である基金には出納整理期間というものがないため、26年3月31日までの積立額となっております。

こちらの調書には、国民健康保険や介護保険特別会計など、ほかの基金も含まれていることから、一般会計の2款の積立金の決算額とは相違が生じております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） それでは、2項目目の質疑にさせていただきます。

実質収支に関する調書、これは決算の最終ページでございます。決算書328ページ、実質収支に関する調書、1、歳入総額98億2,721万円、歳出総額93万8,036万7,000円、3、歳入歳出差引額4億4,684万3,000円、4、翌年繰越額1億1,494万2,000円、実質収支3億3,190万1,000円、平成22年9.8の大災害の復旧は完了し、公的教育関係の対策も大きく改善をされました。現況といたしまして、一般会計町債94億5,000万円を抱え、本決算でも8,500万円増加となっております。

また、公債に対する負担利子も1億1,000万円計上をされています。

この収支残額3億3,190万1,000円の措置について、将来的持続可能な財政運営、健全化を図るために、下段記載の第6実質収支額のうち地方自治法第233条2項の規定による基金繰入額はゼロであります。今議会議案第37号26年度一般会計補正予算（4号）当初予算1億7,000万円に3億3,190万1,000円の差額、1億6,190万円が一般会計歳入補正額に提案をされております。

伺います。自治法第233条の2項の条文が記載されております。この余剰金処分決定に際して、基金として積み立てなり公債元金償還など、債務の削減策を図るべき志向、議論の討議はされましたかをお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 湯山議員の御質問にお答えいたします。

地方自治法233条の2では、決算剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないとされております。議員の御質問されました内容につきましては、その条文の中のただし書きの内容となっております。小山町においては、9月議会において翌年度歳入に編入し、歳出の状況等を勘案しながら、財政調整基金に積み立てを行っているところでございます。

平成25年度の剰余金につきましては、今議会に提案の一般会計補正予算（第4号）において歳入に編入をし、財政調整基金に5,000万円を積み立てるものとなっております。

以上でございます。

○9番（湯山鉄夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 最初に2点お伺いいたします。

審査意見書34ページ第5款農林水産業費に関してであります。農林水産業費が平成25年度不用額が前年度の約3倍の2,141万1,000円と前年度より大幅に増加していますが、その理由について説明をお願いしたいと思います。

2点目、主要な施策の成果と予算執行状況報告書の4ページ、②番の清らかで豊かな水資源の保全と活用に関してであります。内陸のフロンティアを拓く取組の一環として、湯船原地区等の地下水の利用について検討するという施策の概要と、その成果として、地下水保全、賦存量等について情報収集に努めたとありますが、周辺地域に与える地下水の影響はわかったのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

5款農林水産業費における不用額の主なものについて御回答させていただきます。決算書205ページ5款2項1目林業総務費のうち、備考欄中段の（3）事業、森林整備事業の13節委託料、緊急雇用創出事業によるスコリア土壌森林内緊急整備事業において、2月の記録的な大雪により、2月と3月の就労日数が減ったことにより、363万円の減額となりました。

また、その3項目下の同じく緊急雇用創出事業による森林施業集約化促進事業において、新規の雇用の就業日を2月からとしていましたが、就労者が集まらず、事業の開始が3月中旬にずれ込んでしまったことにより580万4,000円の減となりました。更に、その4項目下の森林整備加速化・林業再生事業補助金、これで富士小山工業団地内の製材工場と湯船原に建設された原木ストックヤードの入札差金294万円によるもの、加えて決算書209ページ、備考欄中段の（4）事業、町単独治山事業のうち、緊急雇用創出事業によるホテルの里づくり町内展開事業において作業員の日当を土木作業員から軽作業員に単価を変更したことと、作業開始時期が2週間ほど遅れたことに伴い、231万2,000円減額したものが主なものでございます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 高畑議員の2番目の御質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度の地下水の利用影響検討につきましては、当初、富士小山工業団地、湯船原地区、足柄サービスエリア周辺地区の3つの区域の調査を想定しておりましたが、地下水調査の性質上、ある程度の長い期間での調査が必要ということから、まずは平成25年度、26年度の債務負担行為等によりまして、新東名小山パーキングエリア周辺地区と関連の深い、棚頭の富士小山工業団地内の既存井戸を利用して調査を実施いたしました。

結果といたしましては、3か月間連続で日量1,000トンの揚水を行っても、下流域に与える影響

はほとんどないという結果が出ております。また、日量2,000トンの利用を行った場合でも、下流域への影響はかなり小さいものと考えられます。なお、富士小山工業団地につきましては、今後とも渇水期を含む通年での調査が必要と考えております。

また、本年3月には静岡県企業局と小山湯船原工業団地の開発に関する協定を締結いたしました。これによりまして、湯船原地区の地下水についても急遽調査が必要となりました。議員御承知のとおり、本年6月定例会におきまして補正予算を御承認いただきまして、同地区における地下水の利用影響調査を、現在、実施しているところでございます。今後とも未来拠点地区内の必要な箇所における地下水の調査について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 引き続きまして、2点質問をさせていただきます。

同じく主要な施策の成果と予算執行状況報告書の4ページ、③番のゴミの減量化と適切な処理に関してであります。古着の拠点回収の導入により、ゴミとして排出されなくなり、3Rを総合的に推進してきたとしていますが、実際に古着回収を導入してみて、その効果だとか実績、また、問題点はどうであるのか、現時点でのお話を伺いたいというふうに思います。

2点目ですけれども、歳入に関して、決算書40、41ページ、16款2項10目1節緊急雇用創出事業補助金に関してであります。先ほど来から幾つか出ておりますけれども、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業として、先の説明では17業務44人の新規雇用を諮ったという説明がございました。この事業例としてもスコリア土壌森林内緊急整備事業を挙げておられましたけれども、その他、全部とは言いませんので、その他、主なものの事業を2、3、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

最初に、古着回収の実績ですが、昨年10月から今年の3月までの半年間で3万6,200キログラムの回収実績がありました。売払い金額は7万2,400円です。売払い金額は少額ですが、この古着を可燃ごみとして処理した場合の処理費用を試算すると181万円となります。これはRDFセンターでの1キログラム当たりの処理費用の実績、1キログラム当たり50円を使った場合の試算値でございます。

効果としましては、本来、処理費用として必要な額が不要となり、経費削減となったこと、それから、これまでごみステーションに古着等を出す、可燃ごみとして排出する場合には50センチ以下に裁断する必要がございましたが、この回収事業を始めたことにより、裁断する手間を省くことができました。したがって、町民の皆様の利便性の向上につながったと考えております。

また、更に、これまでたんすの中で長年眠っていた古着、これを再利用するということになりまして、資源保護の観点から非常に意味があるというふうに認識をしております。

最後に、問題点につきましては、現在、この事業は町内6か所の拠点回収でのみ行っております。

す。回収拠点から遠距離にお住まいの方で車の運転のできない方、こういう方にとっては利用しづらいのが実情であり、今後の検討課題であると認識しております。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 決算書40、41ページ16款2項10目1節県支出金、緊急雇用創出事業補助金の1細節、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金についてであります。

平成25年度におきましては、3つの区分で事業を行っております。1つ目は重点分野雇用創出事業で7事業、補助金が3,774万4,118円、2つ目が震災等緊急雇用対策事業で4事業行っておりまして、補助金が2,690万7,342円、3つ目が起業支援型地域雇用創出事業で、これは6事業行っておりまして、補助金が3,371万5,927円で、合計17事業、補助金の合計が9,836万7,387円を決算いたしました。

主な事業といたしまして、1つ目の重点分野雇用創出事業では、小山町所蔵文化財整理保存事業を実施いたしました。この事業は、豊門会館に所蔵されております明治、大正期の貴重な文化財を適切に保存し、次世代に継承するため、文化財保護に精通し、豊富な専門知識を有しますパール文化財研究所へ業務を委託して、文化財の調査、修復等を行い、収蔵場所等の整理をした豊門会館文化財収蔵台帳を作成いたしました。

次に、震災等緊急雇用対策事業では、スコリア土壌森林内緊急整備事業を実施いたしましたが、このほかに生活空間景観美化推進事業を実施いたしました。この事業では、ごみの不法投棄防止パトロール、不法投棄廃棄物の回収及び町民の生活空間となっております道路や公園など、公共施設の周辺の草刈り等を行い、町内の美化、町内の環境美化を推進いたしました。平成25年度中に不法に投棄されました自転車35台、タイヤについては103本を回収いたしまして、その他に約11.5トンのごみを回収しております。

3つ目ですが、起業支援型地域雇用創出事業では、小山町観光動向調査事業を実施いたしました。この事業は観光で小山町を訪れた方の状況調査や観光関係者、旅行関係者のヒアリングなどを行いまして、観光客の動向や町の観光資源、人材等をデータとしてまとめ、今年度、26年度ですが、策定を進めております観光振興計画の基礎データとして活用しております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 古着の問題に関して再質問させてください。

ただいまの課長の答弁の中で、問題点が、回収箇所が6か所しかないのというふうな御回答がございましたけれども、実際、回収してみても、リサイクルに不適切なもの、それなんか実際、かなりやっぱりあったんでしょうか。そういうのを認識して町民にアピールしていかないと、ごみと一緒に捨てられたらたまらないということがあるものですから、ちょっとそこら辺の実態について、わかる範囲内でお答えいただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） それでは、古着の回収実態ですが、この制度を始めた当初、若干の不  
適物の混入は見られたということです。基本的には、この古着を再利用するものですから、着ら  
れる状態のものでなければいけないはずなんですが、汚れたもの、洗濯していないもの、それか  
らもちろん古着以外のもの、本当のごみですね、こういったものも若干の混入は見られたよう  
です。

それは、制度が浸透するに従って少なくなっていったというふうに認識をしております。

以上です。

○1番（高畑博行君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

歳出に関する質問です。決算書192、193、5款1項3目備考欄（3）番有害鳥獣対策事業費  
に関してであります。有害鳥獣対策事業費の中で、13委託料、有害鳥獣捕獲に55万円、19負担金  
補助金及び交付金、小山町鳥獣被害対策協議会補助金として483万8,000円、駿東猟友会小山支部  
助成金として6万8,000円の歳出がありますが、平成25年度における町内の鳥獣捕獲個体数、わか  
れば教えていただきたいというふうに思います。

2番目としまして、決算書230、231ページ7款2項2目備考欄（3）公共施設地区対応事業費  
に関してであります。地区から上がった要望書に基づき、行った道路維持補修事業と、安全施設  
補修事業の合計が175件で4,434万8,000円ということですが、各区から上げる要望には切実なもの  
が多くあります。平成25年度は、要望件数の何%ぐらいにこたえられたのか教えていただきたい  
というふうに思います。

3番目、同じく決算書の255ページですね。7款5項2目備考欄（2）建築指導費の19番、定住  
促進事業助成金に関してであります。定住促進事業助成金1,181万円については、71件の助成を行  
ったという説明でしたが、いろいろな例に補助金を出されたというふうに思います。その助成内  
容の例について、幾つか教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 高畑議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

平成25年度における鳥獣捕獲個体数であります。町が駆除した有害鳥獣捕獲許可により捕獲し  
た頭数でございますが、イノシシ26頭、シカ152頭です。また、有害鳥獣捕獲許可以外の11月から  
2月までの狩猟期間中の捕獲頭数は、イノシシ28頭、シカ113頭で、これらの合計はイノシシ54  
頭、シカ265頭となっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 決算書230、231ページをお開きください。2点目の7款2項2目道路  
維持費、備考欄3公共施設地区対応事業費でございます。質問の要望件数の何%にこたえられた  
かであります。平成25年度におきましては、要望件数は352件上がっております。そのうち道路

補修、カーブミラー、区画線等、175件を実施いたしました。割合といたしましては、49.7%となっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 高畑議員の御質問にお答えします。

決算書255ページ7款5項2目19節の定住促進事業助成金1,181万円の内容の例についてですが、居住用土地購入の助成金として32件、507万7,000円、住宅購入の助成金として9件、193万8,000円、住宅賃貸の助成金として22件、79万5,000円、北駿材使用住宅建築助成金として8件、400万円の合計71件の助成を行ったものであります。

昨年度は消費税が5%から8%へ上がるということで、住宅購入の駆け込み需要と相まって、定住促進事業助成金の件数と助成金額がともに前年度に対して増加したものと考えております。

助成内容の具体例といたしましては、居住用土地購入の助成金では、小山町で生まれた方が結婚を機に町外へ転出したが、町内に住居を構えたいという、いわゆるUターン型の定住に対する助成金が多く見受けられます。

他方、建物の中古物件購入の事例では、県外からの定年退職した方へのいわゆるIターン型の助成が多く見受けられました。昨年度は消費税が5%から8%へ上がるということで、住宅購入の機運が高まったことにより、20代から30代の方が助成金を活用する事例が多く見受けられました。取りわけ小山町定住促進事業関連助成金をフル活用した事例と致しましては、町外の方が小山町へ土地を購入され、富士山金時材、北駿材を使用した住宅を新築し、合併浄化槽設置補助金、太陽光システム設置助成金、更に個人住宅取得資金、利子補給金制度を活用する事例も数件含まれております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） それでは、ただいまから質問させていただくわけですが、先ほどからの質問に重複する部分がございます、それに関しては割愛させていただきながら質問をさせていただきます。

まず1款1項1目滞納繰越分の収納率が28%となっております。これについて、どのように分析をしているのか。また、収納率の向上について、今後の取り組みについてお考えを伺います。

次に、1款1項2目当初予算額3億2,910万円で、1億1,265万1,000円の増額となっており、小山町にとっては非常にありがたいこととあります。補正時に説明は受けておりますが、増額の主な原因は何だったのか伺います。また、業種別にどのようなになっているか伺います。

2問の質問をさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（相原 浩君） 渡辺議員にお答えします。

1点目の決算書12、13ページ、1款1項1目町民税個人の滞納繰越分の収納率の分析と収納率向上についての今後の取り組みについてであります。議員御存じのとおり、個人町民税は県税である県民税と一緒に住民税として賦課徴収されております。静岡県では個人住民税の収納率が平成21年度から3年連続して全国ワーストワンになりました。

このことから平成24年度から県と市町が情報を共有して、一体となった取り組みを進めて、収納率向上を図るため、県内市町の副市長、副町長を委員とする静岡県個人住民税徴収対策本部会議を設置しております。その会議におきまして平成25年度の県内市町の個人住民税に係る収納状況が提示されております。本町は現年分99.2%で県内2位、滞納繰越分で28.4%で県内7位、現年分滞納繰越分の合計では97.1%と県内1位となっております。県内で見ますと、かなり高い水準になると考えているところです。

また、現年分の収納率が高くなると、収納が比較的困難な収入未済額が多くなり、滞納繰越分の収納率が低くなる傾向にあると分析をしております。

今後の対応についてであります。現年分については新規の滞納者対策を早期に着手することにより納入を促し、滞納繰越分への移行を阻止いたします。また、滞納繰越分については、預金調査等、財産調査を強化し、差押えなど法に基づきちゅうちょなく執行し、適切な債権管理に努め、収納率の向上、収入額の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

法人住民税の増額補正の理由と、業種別の状況についてであります。

最初に、増額補正の理由についてであります。平成25年度、日本の経済は各種経済政策に市場が反応し、個人消費が持ち直したことによりまして、企業収益の改善が見られましたことや、円安の輸出押し上げ効果などによりまして、企業収益が製造業を中心に改善している状況でありました。それをもちまして法人の事業実績が向上した状況になったと考えられます。

町といたしましては、これを受けまして、収納状況等を勘案して増額補正を行ったものでございます。

次に、業種別の状況でございますが、町では法人を16業種に分類をいたしております。調定ベースで上位の3業種についてお答えをさせていただきたいと思っております。製造業が82社で2億8,126

万9,000円、次に、卸・小売業が86社で5,101万1,000円、次に不動産業が34社で3,390万9,000円の順となっております。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 今、答弁いただきましたけれども、先ほど来、滞納についての質問というのが重複しております。その中で町の町税を平等に負担してもらうための努力をより一層お願いしたいと思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。1款2項1目、固定資産税現年分収納済みの土地、家屋、償却資産の課税割合について伺います。また、土地は前年度と比べ、地目変更等による変動はあったのか伺います。増額となった場合の地目変更ごとの割合について伺います。

次の質問にまいります。1款2項1目、未納額の件数の町内、町外と土地、家屋、償却資産の割合について伺います。

3つ目、1款2項1目、家屋の新築、増築、滅失の件数について伺います。

以上、3件伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 渡辺議員の3点の質問についてお答えさせていただきます。

固定資産税の現年課税分の収納済みの課税割合であります。固定資産税を課税する際には、土地、家屋、償却資産を複数所有されているような場合もありますけれども、そのような場合には、それぞれ各税額を合算いたしまして、端数処理をした上で固定資産税1件として課税収納しております。したがって、個々の収入済額のデータは持っていませんが、固定資産税の内訳といたしまして、調定額ベースで当初課税の割合から按分いたしますと、土地が全体の31.7%、家屋が35.0%、償却資産が33.3%という割合になっております。

次に、土地の地目等の変動についてであります。地方税法に基づき作成をいたしております固定資産の価格等の概要調書から、前年と比較いたしまして、地目別に地籍に大きな変動がなかったと把握しております。審査意見書にもございますが、調定額ベースで見ましても65万円の減額と、わずかな変動にとどまっております。1点目につきましては以上です。

2点目の、固定資産税の現年課税分の収入未済の町内、町外の内訳についてでございます。内訳といたしまして、町内が302件、3,119万600円、町外が150件、667万4,397円となっております。土地、家屋償却資産の割合につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、そのデータは持っていません。

3点目でございます。3点目の家屋の新築、増築は何件か、また滅失は何件かについてでございます。平成25年度の家屋への課税につきましては、平成26年度中の増減で課税をいたします。平成24年の家屋調査につきまして、数値をお答えさせていただきます。家屋の新築は61件であります。増築は6件、滅失は99件でございます。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 続いて、次の質問に移らせていただきます。

1款4項1目区分1町たばこ税の収入補正を行わなかった理由について説明を求めます。

次、1款5項1目区分1入湯税現年課税分7万7,000円に対する見解を伺います。

以上、質問します。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 渡辺議員の1点目の質問にお答えをさせていただきます。

町たばこ税を増額補正しなかった理由についてであります。たばこの消費につきましては、議員御承知のとおり、健康意識の高まりや喫煙をめぐる規制等によりまして、喫煙者数が減少傾向にあります。当初予算の編成に当たりまして、平成25年度につきましては、県たばこ税から町への税源移譲がなされること、それから本数も減少していくだろうと見込んでおりました。しかしながら、結果といたしまして消費本数の減少が見込みより少なく推移いたしました。

たばこ税につきましては申告税でございます。不確定要素もあることから、増額の補正予算の編成には至りませんでした。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 入湯税の見解についてお答えをいたします。

入湯税につきましては、以前、議会か監査委員からも御指摘がございまして、町としても検討したところでありますが、入湯税が法定目的税であること、小山町は課税免除規定がございませんので、町内の浴場は全て対象施設となりますが、現在は課税対象施設となっておるのは民間の施設1施設となっていること、近隣の市町の課税状況につきましては、公営浴場は課税が免除されていることなどを検討した結果、当面は現状でということといたしました。しかしながら、平成25年度の決算を見ますと、課税の対象人数は前年度に比べまして約400人減の749人、決算額は議員御指摘のとおり7万7,000円と大変厳しい状況だというふうに認識をしております。

一方、平成26年度に入りまして、対象人数が7月末現在であります。既に706人、調定額ベースでは9万950円と、既に平成25年度の決算を上回っており、回復傾向にあると見ておりますので、当面はこの推移を見ていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） では、次の質問に移らせていただきます。14款1項4目、区分1、農業使用料、活性化センター使用料の詳細について伺います。また、足柄ふれあい公園使用料の詳細と、増収に向けての施策について伺います。

次、16款2項3目区分1地域自殺対策緊急強化事業補助金の算出基準及び事業内容とその成果について伺います。

3番目の質問、16款3項4目区分1権限移譲事務交付金の移譲の内容と、その事務処理が何件あったのか伺います。

以上、3件お願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 決算書26、27ページ14款使用料及び手数料の備考欄の一番上段にございます活性化センター使用料の詳細についてでございます。

一般の方々を対象として貸し出している活性化センターの体験工房室及び会議室の使用は23件で、延べ248時間、使用料は3万7,000円となっております。また、製造体験室と製粉加工室は有限会社ふじあざみからの施設使用許可申請に基づき1,798時間を使用許可し、その使用料は138万9,200円となっております。このほか、道の駅「ふじおやま」の観光案内所の駐車場料金として2万5,200円を収入しているところでございます。

次に、同じく農業使用料の備考欄3項目目の足柄ふれあい公園の使用料の詳細でございますが、パークゴルフ場の使用料41万3,200円と自販機2台分の設置利用料9万6,792円でございます。パークゴルフ場の利用者数は平成25年度は1,395人で、対前年度比190人の減少でございましたが、平成24年度は前年度に比べて827人の増加となっており、平成23年度の利用者758人と比較して1.84倍と利用者が増えている状況でございます。

この利用者が増加した要因として、パークゴルフ場のコースも含めた芝刈りを年に40回や、あるいは芝等の管理を行っていること、これに加えて、利用者が楽しめるコースづくりを目指していると、こういったことが掲げられるというふうに考えております。

今後も利用者の増加のため、町内の各施設にパンフレット等を配架し、PRしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 地域自殺対策緊急強化事業補助金の算出基準、事業内容及びその成果についてお答えいたします。

決算書39ページ16款2項3目1節保健衛生費補助金の備考欄、上から3番目の地域自殺対策緊急強化事業補助金81万3,320円についてであります。この補助金は、国の緊急自殺対策として、国からの交付金を県が基金造成し、市町が行う自殺対策の取り組みに対する補助金で、補助率は10分の10であります。

事業内容につきましては、相談支援事業として精神保健福祉士による心の健康相談を月2回、年間24回と、臨床心理士によるメンタルヘルス相談を5回実施し、合わせて延べ37人が個別相談を受けました。事業に係る経費につきましては、精神保健福祉士及び臨床心理士の相談委託料として20万4,000円を、決算書の173ページ4款1項3目の健康づくり推進費より支出しております。

また、小中学生を対象とした、絵本を活用した心の健康教育として、絵本の作者を講師に招き、読み聞かせ等による授業を平成25年度は足柄小、須走小、北郷中学、須走中学の4校で実施し、命のとうとさについて理解を深めることができました。

事業に係る経費は、講師2名の謝礼と、絵本、DVDの教材として60万9,320円を、同じく決算書173ページの健康づくり推進費より支出しております。

事業の成果につきましては、潜在している心の健康問題に対し、定期的な相談体制を確保することにより、気軽に専門職の相談につなげることができるようになってきております。

また、心の健康教育を通して、子どもにも大人にも心の健康づくりの大切さや教育、啓発の必要性が認識され、成果を上げていると考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 決算書の42、43ページ16款3項4目1節県支出金権限移譲事務交付金298万5,000円についてであります。現在、町では32本の法令に係る事務の移譲を受けており、平成25年度におきまして合計で1,243件の事務を取り扱いました。このうち、金額及び取扱件数の多い事務といたしまして、旅券法に基づきます、これはパスポートの関係になりますが、これの申請受付、交付、これが524件、交付金額が71万7,400円で、この事務が取扱件数、交付金額で、ともに最も多い事務となっております。

その他に主なものといたしまして、自然公園法に係る申請の受付が11件、これが22万948円、工場立地法に係る届け出の受理等が6件で31万1,020円ということになっております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。14款1項4目、区分1、農業使用料でございます。活性化センターの使用の詳細というのは、ただいま答弁あったと思うんですけども、ただ、一般の方の使用というのがまだまだ低いと思われまます。これに対して、当局の方として町民に対してどういうアピールをしているか伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

御指摘のように、農村活性化センターの一般の方々の利用が低いということで、これについて農林課でもって課題を持って対応しているところでございます。その要因として、鍵の貸し借り、あるいは申請の窓口が非常に、今、農林課で行っておりますので、これについてももう少し手軽にこの窓口を設置するというので、その方法を考えております。

また、使用時の退出時、あるいは入室時に入り口の照明が暗かったり、あるいは施錠のぐあいが十分でないと、施錠の作業の仕方が十分でないというふうなことがありますので、照明だとかあるいはドアの開閉では、施錠がもっとしやすくすると、こういった部分を、今、検討しているところでございます。

また、広く使っていただくというふうなことで、8月には町内の無線放送を利用しまして、このPRをさせていただいているところでございます。

以上です。

○3番（渡辺悦郎君） では、次の質問に移らせていただきます。18款1項1目区分1一般寄附金4,585万6,313円の内訳はどのようになっているか伺います。また、この寄附金の充当はどのようになっているか伺います。

次、18款1項9目4節社会教育費寄附金361万8,000円で社会教育総務費寄附金が72万3,000円、生涯学習センター管理寄附金149万5,000円、自主文化事業寄附金140万円とありますが、これらの支出内訳について伺います。また、その成果について伺います。

次、21款5項4目RDFセンター周辺整備受託事業費4,456万578円の事業内容についてと、この受託事業でこれまでの事業の内容とその事業費はどのくらいかかったのか伺います。また、今後の受託事業はどのようになっているか伺います。

以上、3点、お願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

一般寄附金の内訳であります。一般社団法人彰徳山林会様から3,662万5,000円、ふるさと寄附金が8件の328万6,000円、その他企業等から594万5,313円となっております。

充当先につきましては、一般社団法人彰徳山林会様からの寄附金は、須走地域振興事業基金の積立金に、その他の寄附金につきましては一般財源としております。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） 御質問の決算書48、49ページ中段18款1項9目4節社会教育費寄附金の支出内訳とその成果についてであります。

まずもって社会教育費寄附金361万8,000円につきましては、町内3法人から御寄附をいただいたものであり、大変ありがたいものだと考えております。

306、307ページをお開きください。社会教育費総務費寄附金72万3,000円についてでありますけれども、307ページの上から2段目、須走の歴史を学ぶ会交付金として、また同ページの9款5項2目（2）生涯学習費推進費の13節生涯学習講演会を開催し、小山町の生涯学習推進を図りました。

次に、生涯学習センター管理費寄附金149万5,000円でありますけれども、312、313ページをお開きください。その備考欄中段、18節文化会館管理用品備品の一部として、また、次のページ、314、315ページの（4）巡回バス運行費の13節コミュニティバス輸送業務として支出をし、文化会館の管理運営などで有効に活用させていただきました。

次に、自主文化事業費寄附金140万円は、316、317ページをお開きください。その備考欄の13自主事業公演の中の一部として、小中学校の芸術鑑賞会で使用し、町内小中学校の児童生徒などにすぐれた芸術文化に触れる機会を提供いたしました。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 決算書59ページのRDFセンター周辺整備受託事業4,456万578円の事業内訳ですが、建設課で発注しました町道2362号線舗装改良工事及び農林課で発注しました高畦堰用排水路改修工事の2事業でございます。

町道2362号線舗装改良工事の事業内訳は、八尊光倫会からダイヤモンドリゾートマンションまでの延長389メートルで、擁壁工、ブロック積み工、側溝工、ガードレール工等を中心に施工し、事業費は3,890万3,178円であります。

また、高畦堰用排水路改修工事の事業内容は、延長219.63メートルで、堰の改修工事を行い、事業費は565万7,400円であります。

これまでの受託事業内容でございますが、町道の改良工事を15路線、農業用排水路の改修工事を5路線、農道の新設工事を1路線実施してきました。これらの事業は、御殿場市・小山町広域行政組合清掃センターの建設及び創業に関する合意書第1条第1号の規定により、操業開始年度から20年間、総額6億円以内としており、平成6年度から平成25年度までの20年間にわたり総事業費5億9,992万6,493円を投入してまいりました。

今後の受託事業につきましては、同合意書に基づく事業については完了したと考えております。以上です。

○3番（渡辺悦郎君） 続いて、次の質問に移らせていただきます。21款6項1目区分2富士山須走口五合目トイレ使用協力金が前年に比し増加しております。増加したということは、使った人間が増えているわけなんですけれども、これによってトイレの機能において支障があったのか、なかったのか伺います。

次、193ページ5款1項3目区分2備考13農業振興費、農業振興地域整備計画定期変更業務、富士山麓特用林産物開発事業の内容について伺います。

続いて5款1項10目区分2備考11農村活性化センター管理費、光熱水費の目的別の詳細について伺います。

以上、3点、伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。決算書は58、59ページ21款6項1目備考欄の15段目の富士山須走口五合目トイレ使用協力金についてであります。この協力金が前年度に比較して増加していますけれども、トイレの機能に支障はないかについてであります。25年度の富士山須走口の五合目の公衆トイレの使用協力金の収入は、24年度に比較しまして63万6,247円増加し、424万1,848円でありました。また、利用人数も昨年度に比べ1,057人の増加の3万4,916人の方に御利用をいただいております。

25年度のトイレを使った日は187日でありましたので、1日当たりの平均使用数は186.7人でありました。実際の1日当たりの使用人数につきましては、曜日や天候などの理由によって変動いた

しますが、五合目公衆トイレの浄化槽処理対象人数は、1日当たり690人の使用を想定して建設されているため、処理機能については十分な容量があり、期間中、浄化槽に不具合が生じたこともなく、支障はないものと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 決算書192、193ページ5款1項3目農業振興費、備考欄の2行目、富士山麓特用林産物開発業務の内容についてでございます。これは、本町における豊かな地域資源による農産物、林産物を活用し、6次化を進める上で可能性調査を実施したものでございます。

調査の内容は、道の駅「ふじおやま」でのアンケート調査や農業あるいは林業従事者、またJAあるいは農産物出荷組合員などへの農林業関係者に対するインタビュー調査の実施や、町外者の意向を得るため、大学生を対象としたアンケート調査を実施したものでございます。

以上です。

それから、次に、決算書202、203ページ5款1項10目農村活性化センター管理費の備考欄4段目、光熱水費の目的別詳細についてでございます。決算額が119万7,215円、この内訳でございますが、水道料が6万9,552円、電気料が112万7,663円という内訳となっております。

活性化センター内の各部屋ごとに電気料やあるいは水道料の使用料を測定するメーターを設置していないため、使用目的ごとの詳細は把握していないところでございます。

以上です。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。5款1項3目区分2、13ですね、農業振興費の中で、内容は今、答弁ございましたけれども、これについて、次に、どういう施策を打っていくのかというのを伺います。

次、農村活性化センター管理費、光熱水費の詳細でございますけれども、一般利用者、ふじあざみと、先ほど答弁があったとおり、大きく2つ使っているわけでありましてけれども、特にふじあざみさんの方はいろいろ使用量が多いと思っておりますので、その辺のところの費用の負担率、これについてどういうふうに考えているのか伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

御質問の農業地域振興整備計画の変更業務でございますが、これは5年を目安に各市町の農業行政の今後の方針を決定するというところで、これを見直す業務でございます。現在、町の方では、大きな動きとして新東名小山パーキングエリア周辺の利用だとか、そういうことがありますので、これらについて農業サイドから施策を十分に検討して策定してまいるものでございます。

それから、農村活性化センター管理費の光熱水費の目的別詳細でございますが、確かに御指摘のようにふじあざみの年間使用量が多くなってございます。しかしながら、先ほど申し上げまし

たとおり、電気でございますとか水道の使用料、これについてはそれ相応分の料金は町として徴収をしていると、条例に基づいて徴収しているということで考えてございます。

先ほども質問があったように、一般の方々、いわゆる会議室だとか、あるいは体験工房室、これらをいかにして利用につなげるかというふうなことが、今もって課題だというふうに考えておりますので、そういう方向で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番(渡辺悦郎君) 次の質問に移らせていただきます。6款1項1目区分2備考19商工振興費、タウンマネジャーの配置支援事業の内容と、反映させる施策について伺います。

続きまして、6款2項1目区分2観光振興費、13観光動向調査の詳細と反映する施策、現時点での成果、これについて伺います。

なお、先ほどの答弁の中で、その詳細というのは伺いましたので反映する施策と、現時点での成果、これについて伺います。

次、6款2項1目区分4富士山事業費、13富士山登山案内人の配置業務の詳細と、この成果について伺います。

次、6款2項1目区分5交流人口拡大事業費、備考13外客誘致キャンペーン事業の詳細と反映した施策及び成果について伺います。

以上、4件、お願いいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(山本智春君) 渡辺悦郎議員の4点の御質問についてお答えをいたします。

はじめに、決算書210から211、6款1項1目19節備考欄は(2)の商工業振興費になります。3段目の19節、タウンマネジャー配置支援事業補助金についてであります。タウンマネジャーの配置支援事業補助金300万円は、県の地域商業パワーアップ事業に平成25年度から新規事業として設定されましたタウンマネジャー配置支援事業を活用し、地域商業の活性化を促すために、商工会が事業主体として取り組んだ事業であり、事業費の300万円のうち、3分の1の100万円を県の助成を受けて実施をしております。平成26年度におきましても、この事業を実施いたしております。

昨年は7月から県に御紹介いただきましたタウンマネジャーを迎え、商店街の活性化対策として、空き店舗の利用を検討するための実地調査や小山町全域の飲食店を会場といたしました小山ちよっとバル、また、駅前観光案内所の町の駅金太郎と共同事業で地域の高齢者の憩いの場として計画をいたしました出張おでかけクラブなどの事業を実施しております。

今年度は、昨年度の取り組みを踏まえまして、11月に第2回小山ちよっとバル事業と、小山町映画祭の同時開催を計画しており、町の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、決算書215ページから216ページ6款2項1目13節の備考欄(2)観光振興費の観光動向調査についてであります。小山町には多くの観光施設や観光ポイントがありまして、先ほど町長

戦略課のほうで答弁をしておりますけれども、この観光客がどこから来たのかと、そういったこと等の具体的なデータが不足するため、この事業を行って、基礎データをまとめております。この事業でまとめた計画につきましては、今年度、先ほども答弁ありましたけど、観光振興計画を、今、町で今年度、計画策定を進めております。その中に反映させていくとともに、町の観光施策につきまして活用をしてみたいと考えております。

次に、決算書216、217ページの6款2項1目備考欄（4）富士山事業費のうち、13節の富士登山案内人配置業務についてであります。富士山の世界遺産登録に伴いまして、夏山シーズンに増加する登山者に、快適で安全な登山をしていただくために、昼間については、県で雇用しております外国語の通訳などもできます案内人を配置しておりますけれども、夜間においても五合目周辺の観光案内や登山情報の提供、また、登山指導ができる案内人を配置いたしております。この事業を平成25年度緊急雇用事業の重点分野雇用創造事業を活用して実施いたしました。

夜間、須走口五合目に、この案内人を配置することによりまして、登山者に対して24時間体制で対応することができ、平成25年度につきましては、大きな事故が発生することはありませんでした。

次に、決算書218から219ページ備考欄（5）6款2項1目13節外客誘致キャンペーン事業についてであります。市町村振興協会の市町村海外セールス助成事業を活用し、東部コンベンションビューローが事務局となりまして、近隣市町村と共同で10月に台湾で開催されました台北国際旅行博ITF2013に参加し、観光PRをしてみいました。

世界遺産となりました富士山を中心としました広域パンフレットの作成や、それぞれの市町のパンフレットを作成いたしまして、富士山世界文化遺産の旅をテーマにしたブースの出店を行い、観光施設、食べ物、ビュースポットなどを紹介してみいました。

また、現地の旅行代理店との商談会も実施いたしまして、富士山周辺を訪問していただけるツアーを計画してもらえようPRに努め、台湾からのインバウンドの推進を図りました。この成果につきましては、町内に台湾からのインバウンドを積極的に誘致している施設もあることから、平成25年度におきましては、県内の市町の外国人宿泊者数が、浜松市に次ぎ、県内第2位という調査結果からも、着実に成果が上がっているものと考えており、今後も台湾から小山町をはじめ、この地域を訪れていただくきっかけの一因となるものと考えております。

平成26年度においては、富士登山のパンフレットを作成するとき、繁体語、簡体語の2種類の中国語のパンフを作成いたしまして、台湾を含め、中国から来ていただけます観光客に対応するため、須走口五合目の観光案内所に配置しております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。ただいまの交流人口拡大事業の中で、やはり富士山というのは静岡県、山梨県、また静岡県におきましても、登山口を3つほど持っております。その中で、須走口だけという限定するというのはなかなか難しいと思いますけれども、外客

誘致キャンペーンを行われたということなんですけれども、特に須走口、これにつきましては、構成資産の富士浅間神社等のアピールはあったのか、ないのか、伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。現地では、広域のパンフレットとともに、小山町のパンフレットも、現地語のパンフレットを作っております。その中で、富士山について、小山町に須走口がある、構成資産である富士浅間神社もあるということをしてPRしてまいっております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時07分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は主要な施策の成果と予算執行状況報告書から3点質問をさせていただきます。

はじめに、18ページ、シルバー人材センター運営の助成についてお伺いします。受注件数1,603件とありますが、この主な内容、内訳ですね。このことと、現在のシルバー人材センターの運営状況についてお聞かせください。

2件目は、子育て支援から22ページ、要保護児童対策地域協議会についてお伺いします。この要保護児童の人数、年齢と性別についてお伺いします。また、具体的な支援内容についてもお聞かせください。

3件目は災害対策・危機管理から23ページの上から2行目、自主防災組織への支援を充実するとありますが、具体的な支援の充実内容をお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 池谷洋子議員の御質問にお答えいたします。

主要な施策の成果と予算執行状況報告書18ページをお開きください。一番上になりますが、シルバー人材センター運営助成についてであります。1つ目の御質問でございますが、受注件数1,603件の内訳であります。一般家庭からの受注が818件と一番多く、全体の51.0%を占めております。次いで、企業からのものが617件で38.5%、公共機関からのものが168件で10.5%でありました。

2つ目の御質問でございますが、現在の運営状況であります。まず、会員数は男性151人、女性

88人の合計239人で、平均年齢は72.2歳、前年度と比較し、5人減少いたしております。

次に、受注の契約金額でありますけれども、1億760万157円でした。この内訳は、企業からが6,603万4,179円と一番多く、全体の61.3%を占めております。次いで、一般家庭からが2,199万9,699円で、20.4%であります。次に、公共機関からのものが1,956万279円で、18.3%の順であります。

契約金額の動向であります。24年度と比較しまして200万円、率にしますと1.8%の減少であります。

次に、会員が就業された日数でありますけれども、延べ日数は2万4,100日で、会員が239人ありますので、単純割をいたしますと、平均で100日であります。高齢社会の中で、高齢者の就業の場とともに生きがいつくりの場を提供してくださるシルバー人材センターは、なくてはならない大事な組織だと思っております。25年度は運営費用に856万円を助成させていただいております。今後も引き続き支援につきまして努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 主要な施策の成果22ページの要保護児童対策地域協議会についてであります。まず、要保護児童につきましての人数ですが、小山町では平成26年3月のケース会議に上がった人数は97人となっております。その内訳でございますけれども、年齢は、いわゆる未就学のお子さんが51人、うち、いわゆる0歳から2歳児までの未満児といわれるお子さんが17人、年少さんから年長さんまでの3歳から5歳児につきましては34人、小学生が27人、中学生が17人、高校生が2人となっております。男女別は、男の子が52人、女の子が45人ということで、ほぼ半々となっております。

増加の原因でございますけれども、要保護児童対策地域協議会につきましては、協議会、それから実務担当者会議、それから毎月行っておりますケース会議というのがありまして、そのこのケース会議が一番主に現場を担当している会議になりますけれども、このケース会議の回数を増やしたこと、それから平成24年からは、私どもこども育成課の子ども相談員がケース会議に参加をすることということで、これまで巡回相談等に回って、情報のいわゆる把握量が大きくなりました。これまで上がってこなかった、重篤ではないささいな状況の子どもについても把握ができるようになったことが主な原因ではないかと考えております。

次に、支援の内容についてでございますけれども、家庭において適切な看護がなされていない児童につきましては、各機関が連携をして定期的な訪問を行い、常に注意を払いながら、必要に応じて子育て支援や福祉サービスの紹介などを行っています。更に深刻なケース、例えば虐待等によった場合には、母子分離や一時預かりといった措置が必要であると、そのような判断がされた要保護児童に関しましては、児童相談所にケースを移管して専門的な支援をお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（後藤喜昭君） 3番目の質問の、自主防災組織への具体的な支援の内容についてですが、決算書の266、267ページをお開きください。8款1項5目備考欄（3）自主防災推進事業費がその内容であります。まず、8謝礼等では、昨年10月1日に総合文化会館菜の花ホールにおいて、静岡地方気象台火山防災官井出洋一氏による富士山噴火に係る防災気象情報についてをテーマに御講演をいただき、自主防災組織など283名の方に御参加をいただきました。この防災講演会実施時に、講師謝礼として4,400円を執行いたしました。

次に、自主防災組織の訓練強化を支援するため、街頭消火器54本の購入と、訓練用の水消火器各4本、合計で160本、同じくその標的を各2台ずつ、合計で80台、全自主防災組織に配付した事業費が11消耗品費の226万4,115円であります。

次に、小山町自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき、申請のありました22の自主防災組織へ、防災資機材の整備費用として交付した補助金が19自主防災対策事業補助金175万7,252円であります。

次の自主防災リーダー研修交付金の20万円につきましては、横浜市で開催されました震災対策美術展の研修への交付金で、自主防災会連合会が31名、防災士連絡会が6名出席をしたものであります。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。シルバー人材センターのことについて再質問をさせていただきたいと思っております。2点お伺いしたいと思っております。

まず1つ目は、正会員が239名ということですが、仕事ですね、いろいろ個人差があつて、もちろん資格を持っている方、持っていない方、いろいろな方がいらっしゃると思っておりますけれども、等しく全ての方に、これ、仕事は回っているのでしょうか。それが1点。

それともう1点は、実は、私、最近シルバー人材センターの方に代行で封筒の宛名書きですね、その仕事の内容がシルバーの方でやっているかどうか伺ったんです。そうしたら、それは委託でできますよということで、非常に丁寧に、また一般で頼むより安くやっていただいたんです。こちらから聞いてよかったなと思えました。

それで思うんですけれども、もっとシルバー人材センターのことを、多分PRはしていると思うんです。だけど、もっともっと強力でPRをしてほしいと思っております。地元にあるシルバー人材センターですから、きっと住民の皆さんはその内容とかで、ああ、そうなんだって、こんなに安くやっていただけるんだということで、利用されると思っております。

例えば、草取りだったら1時間幾らだよというような、さっき私の言った封筒の宛名書きだったら、1枚幾らだよとか、こういう形でも結構です。いろいろな形で、もっとシルバー人材センターの仕事の内容とかいろいろなことをPRさせていただきたいと思っておりますが、ちょっとこの2点

についてお伺いしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 再質問にお答えいたします。はじめに、1つ目の239人中、何人の方が実際に仕事につかれているかという御質問でありますけれども、まず239人というのは年度末の人数ですので、年度中で変動があったことは御承知願いたいと思います。

就業率の方が90%というふうに向っておりますので、210人くらいの方が実際に仕事をやられたというふうを考えております。

2つ目であります。PRの件でございますけれども、せっかく素晴らしい技術を持たれた方々の集団でありますので、広く大勢の皆さんに、このシルバーの活用をしてほしいというふうを考えております。その意味で、PR、非常に大事なものと思っておりますので、その旨をシルバーさんの方へ伝えてまいりたいと思います。それから、高齢者の福祉の担当課といたしまして、今後も支援してまいりたいと思います。

以上です。

○8番（池谷洋子君） 以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 本日は、主要な施策の成果と予算執行状況の中から、教育関係の質問を1件、させていただきます。ページは28ページでございます。事業下段の方に、授業アドバイザーを配置し、教員の授業力及び資質の向上を図ったと記されておりますが、授業アドバイザーの人数や具体的な活動状況、また、その効果等について伺います。1件でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 阿部議員の質問にお答えいたします。

まず、主要な施策の成果28ページの授業アドバイザーの設置についてであります。授業アドバイザーは、現在、1人を配置しております。報告書にもございますように、授業アドバイザーは教員の授業力及び資質の向上を図ることを目的としておりますが、その活動は学校訪問と授業力向上推進事業の2つがあります。

学校訪問の事業ですが、学校訪問は授業アドバイザーの最も大切な活動で、その内容についてでございますが、授業について助言、指導を行うことが主なものであります。授業アドバイザーは、各学校を月に1回以上訪問して、担当教員は簡単な授業案を事前に授業アドバイザーに提出をしまして、授業当日、授業アドバイザーが授業を参観して、担当教員を中心に、必要な指導・助言を行っております。更に、必要に応じて校長や教頭とも面談を行って、教員の授業力の向上を図っているところであります。

2つ目の授業力向上推進事業でございますけれども、この事業は幾つかの研修から成り立っております。25年度は6種類の研修に携わりました。研修の例として、ベテランの教師の授業を若手教員が参観をし、その授業の後に意見交換、発表を行うというものがああります。その他に、支

援員を対象にしたものや教頭などのリーダーを対象とした研修などがあります。その効果についてでございますが、教育の成果は子どもの成長とともにあるものですので、すぐに表れるとはまいませんけれども、授業に自信を持って臨む教師の姿や前向きに授業に取り組む子どもの姿は明らかに多く見るようになってきたと考えております。教員の授業力及び資質の向上については、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○2番（阿部 司君） 再質問を1件、させていただきます。概要については理解いたしました。

それでは、現在、小山町におられる方、どんな、例えば校長を終わった方とか、どういう方か知りませんが、そういった状況と、これは誰が採用を決められるのか、それについて教えていただきたいと。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

現在、授業アドバイザーとして配置をさせていただいている方は、小山町内の小学校で教頭、校長を経験した先生のOBということになります。採用につきましては、教育委員会で話し合っ、予算要求をして採用を決定しております。

以上です。

○2番（阿部 司君） わかりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第2 認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第3 認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第4 認定第4号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第5 認定第5号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第6 認定第6号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第7 認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第8 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（鷹嶋邦彦君） お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第7 認定第7号までの平成25年度特別会計決算6件及び日程第8 議案第44号 小山町水道事業会計利益の処分及び決

算の認定1件の、計7件については一括質疑とすることにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第44号までを一括議題とします。

本議案については、9月4日及び5日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。特別会計ごとの通告順により、発言を許します。

最初に、国民健康保険特別会計の質疑を行います。5番 池谷 弘君。

○5番(池谷 弘君) 国民健康保険特別会計について、2件の質問をさせていただきます。

ページ数、336ページ1款1項1目国民健康保険税の収入未済額は、ここ数年減少しておりますが、不納欠損額1,093万8,000円と増加傾向にあります。この不納欠損額についての原因と、今後の対応について伺います。

2件目といたしまして、ページ、366ページ2款2項1目及び2目高額医療費についてでございます。一般と退職者被保険者分を合わせた高額医療費が、平成24年度より2,603万2,000円ほど増加しております。高額医療の医療費の対象となった病気について、分類をしておられるでしょうか。しているとしたら、上位を占める病気は何でしょうか。また、高額医療費の支出が少なくなるような方策について、考えているものがあれば教えていただきたいと思っております。

以上、2件、よろしく願いいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長(相原 浩君) 池谷 弘議員にお答えします。

決算書336、337ページ最上段1款国民健康保険税の不納欠損額1,093万8,481円についてであります。まず、その内訳についてであります。地方税法第18条の規定に基づき、当該年度を含み、5年以上経過したもので、いわゆる時効であります。その具体的な理由といたしましては、再三訪問し、納付指導等を試みましたが、病気等を理由とした生活困難状況や、経営不振、居所不明等を原因とする徴収不能分で63名、1,148件、588万3,721円であります。

2つ目といたしまして、同じく地方税法第15条の7、第4項に基づく処分、同条第1項の規定で、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときに執行を停止させますが、その停止が3年間継続した場合に行う欠損処分、3名、100件、78万3,300円。

3つ目といたしまして、例えばひとり暮らし等でその方がお亡くなりになりまして、その債権を継承する身寄りがないような場合、また居所不明が判明した場合に行います、地方税法第15条の7、第5項に基づく即時欠損処分14名、641件、427万1,460円がその内訳になっております。

小山町国民健康保険の健全運営を維持いたしまして、被保険者の課税の公平性を確保するためには、1件でも多くの滞納を解消する必要があります。平成25年度においては、病気や生活困窮、

経営不振等の理由以外で納付をいただけない被保険者に対し、60件の預金、給与等の差押えを実施いたし、359万8,002円を保険税の方に充当をいたしております。その他、徴収嘱託員による臨戸徴収を合わせて行い、訪問日数166日、訪問件数1,717件で、658万3,666円を徴収いたしております。こうした滞納処分の強化により、平成25年度収納率は、速報値ではございますが、現年分が95.28%で県内第2位、過年分が27.52%で同じく県内第2位、現年、過年を合わせた収納率では県内市町の中でトップとなっております。

今後も引き続き公平性の確保から欠損額、未済額を圧縮するために、住民福祉課と連携をいたしながら、粘り強く努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 次に、高額療養費についてであります。決算書は366、367ページをお開きください。2款2項高額療養費の支出済額欄を御覧いただきたいと思います。決算額は1億5,254万9,252円となり、前年度より2,600万円、率にいたしまして20.6%の増加となりました。高額療養費とは、医療機関から1か月単位で請求される診療報酬の明細書をもとに、被保険者が医療機関に支払う一部負担金が一定の額を超える場合に、その超えた金額を支給する制度で、基準となります金額は年齢や所得、かかった医療費の額や過去1年間の高額医療該当回数等により算出されてきます。

町では高額医療の支給対象となったものに限定した傷病名の分類は特に行っておりませんが、平成25年度における1か月に医療機関で要した高額なものを個別レセプトから拾い出してみますと、心筋梗塞や心不全等の循環器系の疾病や、がん等の新生物系の疾病が上位を占めております。また、糖尿病によるものも見逃せない状況となっております。循環器系の疾病で一月に約800万円を超えるものもありましたので、結果としまして高額療養費が増加をし、前年度を上回ったものと認識をしております。

高額医療費の抑制方策であります。国保の担当課といたしましては、特定健康診査の受診者を1人でも増やし、生活習慣病を予防し、早期発見、早期受診により重篤化を防ぐ努力をしていくことであるというふうに考えております。昨年度の受診率は48.3%と、県下では上位にありますが、更にこれを高めてまいりたいと考えております。また、特定健診の結果から、生活習慣の改善が必要とされる方を対象に、管理栄養士の訪問等による動機付け支援や積極的支援を実施し、糖尿病等の生活習慣病の予防等に努め、医療費の適正化を図っております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 了解いたしました。質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 私の方からは、審査意見書から2件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、46ページ国民健康保険給付等基金が2年連続して減少し、残高も1億5,878

万6,000円で、今後の収支見通しは依然として厳しいとのことでございますが、今後の対応、対策について伺います。

2件目は、特定健診の受診率が48.3%と、昨年より1.6ポイント向上し、県下でも上位と記されておりますが、部長以下、職員皆さん方の努力あつてのことと思っておりますが、何かウルトラCでもあったのか、あるいは心がけて実施した事項があれば、教えていただきたい。

この2件でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 阿部議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、審査意見書46ページをお開きいただきたいと思っております。表の欄外を御覧いただきたいと思っております。平成25年度の国民健康保険特別会計の単年度収支は8,127万3,000円の赤字となりました。単年度収支の赤字は、平成22年度から始まり、4年連続をしており、今後も状況が変わらない限り、こうした状況は続くものと考えております。一方で、基金の方もここ2年で1億円ずつ目減りをしております。御指摘のように、残高は1億5,878万6,000円でありまして、基金条例による目標額は約5億円ですので、極めて少ない金額でございます。仮に今年度も医療費が増加傾向となり、その対応のために1億円の基金の取り崩しによる対応となった場合には、残高は5,000万円となり、厳しい状況になります。

現在、平成29年度から国保の保険者が都道府県に移行する計画で、国の方で準備が進んでおります。安定した保険運営のためには、各市町村が拠出金を都道府県に対し納付せざるを得なくなるのではと予測しております。できることならば、今ある基金を拠出金に充ててまいりたいというのが考えであります。

平成25年度の特定健診の受診率は、速報値で48.3%、国保税の現年分の収納率が95.28%といずれも県内上位に位置はしておりますが、医療費の上昇を抑え、単年度収支の黒字化を図るまでには至っておりません。今後も医療費の抑制に努力してまいります。審査意見書にもございますように、収支については厳しい状況でありますので、健全な保険運営のために税率改正等を視野に入れ、その方策を検討しております。

次に、特定健診についてであります。審査意見書は47ページを御覧いただきたいと思っております。上段の国民健康保険特定健診の受診率の表を御覧ください。特定健診は、平成20年度から医療保険者に義務づけられ、実施をしております。小山町国民健康保険におきましても、被保険者の皆様に積極的に健康診査を受けていただくことにより、生活習慣病を予防し、あるいは病気の早期発見、早期受診を推進し、病状の重篤化を防いでいこうと力を注いでいる事業であります。受診率はやや頭打ちの状況であります。

そこで、1人でも多くの皆様に受診をしていただけるよう、昨年度は医師会の御協力をいただきながら、6月から8月の3か月間を健診期間として実施し、更に11月を追加健診月として計4か月間で実施をしてきました。期間中は広報おやま及び町の無線放送を利用し、健診をお知らせ

するとともに、小山町テレビ共聴組合さんへお願いをし、テロップによるPRを実施いたしました。また、職員が特定健診やがん検診の受診を促す文字入りのポロシャツを着用しまして、各種イベント等で動く広告塔となり、勧奨に努めてまいりました。期間終盤の11月初めには、未受診者の皆様あてに受診勧奨の通知を郵送するとともに、ここ数年、実施効果があると実施してきました電話による受診勧奨を昨年は個別に約900人の皆様あてに実施をいたしました。

こうした受診勧奨により、対前年度1.6%アップの48.3%と県内では上位を確保できました。なお、今年であります、議員の皆様におかれましても、啓発用のポロシャツを御購入くださり、イベント等でのPRに御協力をいただいております、大変感謝しております。今年度も町民の皆様に生活習慣病を予防し、健康長寿を実現していくために、健康増進課の方と連携をし、健康意識の向上に努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（阿部 司君） 実は私も、去年、課長から直接電話をいただきまして、女房とともに受診に行っていました。ぜひ今年もいろいろな方法を考えて、向上に頑張っていたいただきたい。それで、今年の大体見通しは、どのぐらいに考えていますか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 再質問にお答えいたします。

昨年の結果が速報値で48.3%ということですので、これに満足することなく、必ずこれが上がるように、あと11月の追加健診、一月となりましたけれども、職員全員でこれを上げるように努力してまいりたいと思います。

以上であります。

○2番（阿部 司君） わかりました。

○議長（鷹嶋邦彦君） 国民健康保険特別会計につきましては、これにて質疑を終了します。

続いて、介護保険特別会計の質疑に入ります。2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 介護保険につきましても、審査意見書から質問をさせていただきます。ページは49ページでございます。

介護保険給付金が年々増加の傾向にあり、前年度に比べ1億538万8,000円増加したと記されてございます。このままでは近い将来、財政的に本当に厳しい状況になるのではないかと思います。今後の見通しと対策について伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 審査意見書49ページをお開きください。介護保険は3年ごとに向こう3年間の給付見込額を推計し、これをもとにいただく保険料を取り決め、運営をしております。計画では、初年度は黒字決算とし、中間年度では差し引きゼロ決算とします。最終年度は赤字決算となりますので、初年度でプラスとなった分を最終年度の収入に回し、全体で差し引きゼ

口とするもので、給付額は年々増加するものと予想しております。

平成25年度は第5期介護保険事業計画の2年目、中間年度でありましたが、給付額の14億7,045万8,000円、対前年度1億538万8,000円の増加は、この計画の中では見込みの範囲であり、最終年度であります平成26年度は、更に3億5,000万円増加するものと、この計画では見込んでおります。

現在、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画の策定に向けまして、保険給付費等の今後の動向を推計している段階であります。そうした中で、国立社会保障人口問題研究所の推計では、小山町も全国の例に漏れることなく、団塊の世代の皆様が後期高齢者となる2025年までは、高齢者の数は増加することが予測されており、これに伴い、介護保険給付費も上昇していくことが考えられます。

対策につきましては、保険者としてサービスの受け皿をきちんと確保し、供給体制を整えることとありますが、別の面からは、高齢者の皆様が必要介護状態にならないように、健康づくり事業とタイアップしながらの介護予防事業ですとかふれあいサロン等の生活支援事業を積極的に展開していくことが、給付費を抑える最大の対策になるものと考えております。

以上であります。

○2番（阿部 司君） わかりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、水道事業特別会計の質疑に入ります。1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 水道事業特別会計に関して、総括的な質問を1件だけさせていただきます。

主要な施策の成果と予算執行状況報告書の5ページから質問をさせていただきます。

施策の概要内に、施設の老朽化や地震対策による設備の更新を行う必要があると記されております。最近、私、自宅近くで漏水箇所があって、その工事現場に立ち合わせていただきました。本管から家庭に取り入れる方法が古いやり方だったために、その継ぎ目から漏水していたというものでしたけれども、町内にはこういう老朽化した配水管がまだまだ多いと思われまして。地震等の大規模災害では、町内の上水道は大きなダメージを受ける心配があります。実際、平成25年度では、このような老朽化した配水管の取りかえ事業はどの程度できたのか、伺いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 高畑議員にお答えします。

主要な施策の成果5ページ下段になります。老朽化した配水管の取りかえ事業についてであります。老朽化した配水管の更新につきましては、緊急性や道路改良工事等に合わせ、順次実施してきているところであります。平成25年度では柳島地区、須走地区において石綿管を耐震性のある配水用ポリエチレン管やダクタイル鋳鉄管に布設替えるなど、耐震管1,693メートルを施工したところであります。耐震化率は管路延長15万5,682メートルに対し、耐震管路は3万127メートルとなり、耐震化率は19.4%となっております。

なお、今後も地震等の災害に備え、水道ビジョンの施設整備計画に合わせ、施設の重要性、管種、老朽度等を考慮しながら、効率的な更新に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各特別会計の質疑は終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1

項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月16日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時50分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成26年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成26年9月16日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計収納課長	相原 浩君	町長戦略課長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健康増進課長	米山 民恵君	地域防災課長	後藤 喜昭君
建設課長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総務課長補佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 2番 阿部 司君 3番 渡辺 悦郎君

散 会 午後3時07分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

2番 阿部 司君

(代表質問)

1. 25年度の決算について
2. 全国で多発する土砂災害等に対する対応について

8番 池谷洋子君

1. 町の自然環境、資源を利用した活性化について

1番 高畑博行君

1. 小山町不動産BANKについて
2. 和田坂の道路拡張工事と桜の木について
3. 教員の多忙化の現状とその解消について

5番 池谷 弘君

1. ふるさと納税について
2. 足柄と南足柄市を結ぶ道路開設について
3. とんぼの里づくりについて

3番 渡辺悦郎君

1. 「内陸のフロンティア」を拓く取組事業の進捗について

4番 桜井光一君

1. 「北郷の森」整備構想と進捗状況は？
2. 大砂嵐金太郎関との交流について

9番 湯山鉄夫君

1. 人口動態の態様について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 一般質問

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） おはようございます。

本日は、会派を代表して質問をさせていただきます。

9月議会は決算議会といわれておりますので、25年度の決算関係から、まず質問をさせていただきます。

平成25年度の収支状況を見ると、一般会計は歳入総額98億2,721万円に対し、歳出総額93億8,036万7,000円であり、翌年度への繰り越しや前年度の実質収支額を除いた単年度収支額は1億8,358万1,000円の黒字となっております。

また、特別会計を含めた歳入合計141億420万5,000円に対し、歳出合計132億7,904万9,000円となっており、予算の執行は適正かつ効果的になされたものと思います。

この中で、町の歳入の根幹である町税が6年ぶりに増加となったことは、とても喜ばしいことでございます。これらの要因には、安倍総理が進める「三本の矢」すなわち大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略等の効果もあったものと思われま。

しかしながら、全てがうまくいったわけでもなく、個々にはまだまだ改善・是正する点も見受けられます。

町長は、25年度の予算関係の施政方針で、金太郎のような元気な町にするため、4つの分野に重点配分し、1番目に「便利で快適なまち」を作るための環境と都市基盤分野の施策、2番目に「安心・安全なまち」づくりで健康福祉、危機管理分野の施策、3番目に「いきいきとしたまち」づくりで教育、文化、産業分野の施策、4番目に計画の推進のための広域行政、行財政運営、協働分野の施策を重点に推進していくと表明され、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進し、町長の政策提言である3つの挑戦と10の戦略の実現に向けた予算編成としましたと述べられております。

平成25年度は、新たな100年に向かっての1年目であり、富士山の世界遺産登録や東京オリンピ

ックの開催が6年後に決定したり、内陸のフロンティアを拓く取組が内閣府の承認を得る等、明るい材料が多くあった年でもあり、小山町の未来にとって本当に輝かしい、意義ある1年であったと感じております。

先ほど、まだ改善する余地はあると申し上げましたが、例えば町債について見れば、残高が94億1,203万8,000円となっており、県の24年度の資料によると、小山町の住民1人当たり約41万円と、近傍では多い方であり、財政調整基金も県下で後ろから数えた方が早く、災害等非常事態が発生した場合、十分に対応できる基金とはまだなっておりません。

また、25年度の将来負担率が昨年より若干改善したとはいえ、これもまだ100以上の数値であり、県下で後ろから数えた方が早く、これらについてはまだまだ改善の余地があると思われま

す。現在は、財政的に大丈夫とはいえ、このままでは将来が心配であります。今より更なる財政の健全化を図るには、税収を上げるか、節約していくほかありません。かといって、借金を恐れて何もしない、そういうわけにもいきません。

現在取り組んでいる、100年に1度といわれる内陸フロンティア三来拠点事業等を成功させるには、多額の資金が必要となることは必至であり、そのためにも、構想や規模をしっかり定め、先行的に資金の調達や運用を適切に見積もり、より確かなものにするため、綿密、着実に一步一步計画を進めていく必要があると思われま

す。当然、準備は着々と進んでいることと思いますが、少しでも早く全貌が見えるよう、更なる努力をしていただき、我々や町民の皆様にご具体的な内容を一刻も早く提示できるよう頑張っていたきたいと思いますのであります。

以上の観点から、次の質問をさせていただきます。

1点目は、年度当初掲げた4つの重点項目に対する成果は十分であったかどうかを伺います。

2点目は、今後、更なる財政の健全化を図っていくために、現状の町債や財政調整基金、そして将来負担率の改善・向上に、どのような施策を講じようとしているのか伺います。また、今年度末のそれぞれの見通しについて伺います。

2件目の質問は、全国で多発する土砂災害等に対する対応についての質問であります。

先月の8月20日未明、大雨の降雨により、広島市の安佐北区、南区で土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出、現在も多数の犠牲者が出た安佐南区では、避難指示・勧告が継続しており、14日現在で約100名の方が避難生活を続けている状況であり、住民の生活再建が立っていない現状であります。

まずもって、亡くなられた方々や行方不明者、遺族の方々に対し、皆さんとともに哀悼の意をささげたいと思います。

この災害のニュースを聞き、平成22年9月に起きた台風9号による我が町に大きな被害をもたらした災害の状況が思い起こされました。幸い、我が町は行政・議会の適切な判断や指揮・統制、そして町民の皆様の災害に対する適切な行動や懸命な努力により、1人の犠牲者も出さな

い、まさに奇跡的な結果でこの災害を乗り越えることができました。

もちろん、それ以外にも各種団体等の皆様方の力添えやいろいろな方の協働・協力があったのおかげであります。災害は受けたものの、何より良かったことは、犠牲者がなかったということでございます。

その災害から4年たった現在、ようやく道路工事、河川改修、農地農業用施設等の災害復旧が完了しました。しかしながら、山の復旧や対策はまだまであります。

私は、現在、須走に住んでおりますが、立山を眺めるとその当時の爪跡がまだしっかり残っており、もし大雨が来たら、また崩れたり、被害をこうむるのではないかと心配しながら生活しております。

それ以来、山地を強靱化するため、また、守るために山地強靱化総合対策の組織を立ち上げ、現在、5地域の部会を設け、活動していると聞いておりますが、なかなかその活動の実態が見えていないのが実情でございます。

話によれば、この山地強靱化のために、国の林野庁の協力をいただいて、整備してもらう方向で検討しているとも伺っております。

いずれにせよ、それぞれの地区の山を治めることが、今後の町の発展のためには欠かすことのできない喫緊の課題であり、早急な対策が望まれます。

県は2004年からの危険箇所の現地調査を進め、山際の住宅地など、土砂災害の被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害等の危険が高く、住宅開発を規制する土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を進めているとのことでございます。

しかしながら、レッドゾーンだけでも7,000か所以上あり、全てが網羅できていないのが現状であり、土砂災害が起きるおそれのある場所は更に多いと見られるとも言っております。

我が町においてもレッドゾーンが63か所あると書かれておりましたが、このような現状から、全て役所頼みでなく、我々町民も自分の命を守るため、現在住んでいる自分の家の周辺の過去の災害発生状況等を承知し、いざというときに身を守るすべを考えておくことも大切なことであると思っております。

今年2月に大雪に見舞われ、須走が一時孤立する状態が発生しましたが、自衛隊をはじめ、消防、警察、役場の皆様、そしてボランティアの方々の必死の努力や協力により、どうにか1週間足らずでもとの生活に戻ることができました。夜を徹し、一生懸命頑張っていた多くの方に心から感謝するとともに、このとき改めて、住民同士の協力や助け合いがいかに大切であるかを痛感させられました。

最近はいつ、どこで、どのような災害が発生するかわからず、かつ、急に発生する可能性もあり、8月から天気予報も更に精度よく確認できるようになったことなどもあり、怪しいお天気の際はお互いに情報交換をしたり、伝達し合ったり、あらゆる手段を活用して情報の早期収集に努め、まずは自分や家族の命を守るため、早目の避難や行動ができるようにすることも極めて大

切なことであると思います。

県砂防課によると、最近10年間では、県内の土砂災害は平均約50件に上ると言われております。22年の小山町の災害も、ハザードマップに記入されていないところでも発生しており、今後、行政と町民が一体となって災害の未然防止や対処にいろいろな角度から検討していくことも大事なことはないかと考えます。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1つ、山地強靱化の全体像並びに現在の進捗状況について伺います。

2つ目、現に町のハザードマップに記入されていない場所でも災害が発生しており、今後、見直したり修正するお考えはありますか。

3点目、災害時の避難誘導や自助・共助等の精神がとても大切であると思いますが、今後、これらの普及教育をどのようにしていきますか。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えします。

はじめに、年度当初掲げた4つの重点項目の成果についてであります。

平成25年度予算は、小山町総合計画の4つの基本目標に沿った基本施策を着実に推進していく予算といたしました。その成果につきましては、平成25年度主要な施策の成果と予算執行状況報告のとおりであります。また、「便利で快適なまち」を目指し、光ファイバ網整備事業により、情報通信基盤の整備を行うとともに、町道3975号線橋梁整備工事に着手するなど、新東名関連町道整備事業の推進を図りました。

また、「安全・安心なまち」を目指し、保育園の耐震化事業として、きたごうこども園建設、災害に強いまちづくりとして、デジタル行政無線機整備などに取り組んでまいりました。更に、「いきいきとしたまち」を目指し、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点の構想を打ち出し、新しいまちづくりに取り組み、「金太郎のような元気なまち」を目指してまいってきたところであり、十分な成果があったものと思っております。

次に、今後の財政の健全化についてであります。

一般会計の町債残高につきましては、平成26年度に借り入れを予定している臨時財政対策債の減額など、平成25年度に比較しまして借入額が少なくなるため、平成26年度末では82億9,835万9,000円と、前年度末より4,200万円余の減となる見込みであります。

財政調整基金につきましては、平成26年度末で前年度末から7,500万円増の3億3,863万円余となる見込みであり、将来負担比率も減少していくこととなります。

財政の健全化に向けましては、これから始まる平成27年度予算編成におきましても重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後、本格的に始まる三来拠点地区での内陸のフロンティアを拓く取組等の事業費を適

正に見積もり、財政計画に反映させていきたいと考えております。

次に、全国で多発する土砂災害等に対する対応についてのうち、山地強靱化の全体像並びに現在の進捗状況についてであります。

平成22年の台風9号の災害により、脆弱となった町内の森林では、その後、山腹崩壊や富士山火山灰のスコリア土壌の流出など、山地に起因する災害が幾度か発生する状況となっております。

このため、昨年6月に、森林に起因する災害の発生防止や被害軽減対策等の取り組みの情報を関係者で共有し、対策を進めることを目的として、小山町山地強靱化総合対策協議会を設置いたしました。

この協議会は、地域部会と行政部会で組織され、委員には町長及び副町長、町議会森林・林業・林産業活性化議員連盟会長、町内の不老山、下谷大沢、足柄、北郷及び須走の5地域代表者と国、静岡県で構成をされております。

協議会において推進する事業は、山地崩壊箇所等の情報共有に関する事、山地崩壊の復旧及び予防工事に関する事、間伐等の森林整備の推進に関する事、その他災害に強い森林づくりに関する事を目標に掲げて活動いたしております。

地域部会は、5地域ごとの森林所有者、共有林組合員で組織され、それぞれの地区で実施しなければならない事項について現地調査、対策方針の検討等を行い、地域内での情報共有を図りつつ、課題の解決を図っているところであります。

また、行政部会は、国土交通省沼津河川国道事務所、静岡森林管理署、静岡県東部農林事務所、小山町で構成され、それぞれが担当する箇所の課題、技術的な取り組み、復旧状況等について情報を共有することにより、課題の解決を図っているところであります。

次に、活動実態並びに現在の進捗状況についてであります。

平成25年度の地域部会の事業実績として、山地災害復旧、被害軽減対策及び森林整備の推進を目指し、間伐施業地の調査及び森林整備補助工法の体験施工を町内5地区で実施し、延べ145人の関係者に参加してまいりました。

また、森林整備に関する情報共有と施業集約化の推進を図るため、勉強会を町内5地域で開催し、延べ139人の参加をいただいております。

本年度も引き続き、各地域部会において間伐施業地の調査及び森林整備補助工法の体験施工の実施並びに森林整備に関する情報共有と施業集約化の推進のための勉強会を開催してまいります。

また、行政部会の事業実績として、静岡県が主催した小山町山地災害復旧対策検討会において、荒廃森林及び山地災害の影響について現状の確認を行いました。

行政部会の今後の活動としましては、山地災害復旧や被害軽減対策及び森林整備の推進を図るため、山地災害対策及び森林整備に関する国有林と民有林の連携を図り、スコリア土壌における対策工法の検討を行う計画であります。

今後も引き続き、この協議会の活動を通して、各地域部会における活動を支援するとともに、

関係行政機関との連携を一層強化することにより、災害に強い、強靱な森林づくりを目指してまいります。

また、本年6月には町からの要望を受け、静岡県が国による民有林直轄治山事業の実施に向けて、山地復旧対策に関する要望書を農林水産省へ提出していただいたところであります。

町といたしましても、平成22年9月の台風9号による未曾有の豪雨により、町内各所に発生した山腹崩壊や溪流荒廃等の被害が早期に復旧整備できますよう努力をしております。

次に、ハザードマップの今後の見直し、修正についてであります。

土砂災害ハザードマップにつきましては、警戒区域の警戒避難体制の整備ということで、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場所の避難地に関する事項、その他、警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するために、町が作成し、配布することが、土砂災害防止法により義務づけられております。

現在、議員御指摘のとおり、小山町内では警戒区域として104か所、そのうち特別警戒区域として63か所を静岡県がそれぞれ指定をしております。

静岡県に確認したところ、警戒区域の見直し等については、今後進めていきたいとのことでありました。

そのようなことから、町といたしましては、県が見直し等を行う際には、危険箇所の情報提供を行ってまいります。

また、警戒区域の見直しに合わせて、土砂災害ハザードマップに反映していきたいと考えております。

次に、災害時の避難誘導や自助・共助等の精神がとても大切であるが、今後、それらの普及教育をどのようにしていくのかについてであります。

町は、土砂災害においては、気象庁が発表する大雨警報や土砂災害警戒情報に基づき、河川の警戒水位、時間雨量や総雨量、レーダー解析雨量などを総合的に判断して避難準備情報、避難勧告等を発令しております。

このため、まず、自助・共助の基本となるこれらの気象情報の種類や内容、及び町が発する避難準備情報、避難勧告等に伴う避難行動について周知を図ってまいります。

特に各種講座や自主防災リーダー研修会を通じて、気象情報の意味する内容や、一律に避難所に避難するばかりではなく、建物の2階への避難の有効性などについて、再度お知らせしたいと考えております。

次に、避難勧告等発令時の避難誘導などについてですが、自主防災組織の平素からの訓練や災害図上訓練のDIG、自主防災組織災害対策訓練のイメージTENなどにおいて、安全性の高い避難路の確認、避難経路上の危険表示、避難誘導員の配置場所など、住民の皆様が自ら確認することや、地域で確認していただくことを引き続き普及してまいりたいと考えております。

最後に、避難勧告等は行政が的確に判断し、住民の皆様確実に伝達することが行政の役割で

あります。

しかしながら、町としましては、町全体または地区ごとに対する判断とならざるを得ません。

このため、住民の皆様が、自らの命は自ら守ることを認識し、自宅周辺の斜面で急に湧き水が出たり、川が濁ったりなどの状況の変化に応じた避難行動などをしていただけるよう、普及教育を積極的に継続してまいります。

以上であります。

○2番（阿部 司君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目でございますが、25年度の決算の質問に対し、4つの重点項目に対する成果や財政健全化の方策、そして内陸のフロンティアを拓く取組における事業等の見積もりを適正に実施して、財政計画に反映させるための町長の力強い答弁がございました。ぜひ小山町の将来のため、それらの目標達成に向け、各種難題に先行性と調整能力を遺憾なく発揮して、これからもしっかり取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構でございます。

2点目、土砂災害に対する対応について、2件質問させていただきますが、これも町長でなくて結構ですので、お答えください。

1件目、山地強靱化のための全体像並びに進捗状況や各種取組み等について理解することができました。6月に町の要望を県が国に直轄治山事業として要望書を提出していただいたとのごことでございますが、あとは結果を待つばかりでございますが、大いに期待したいと思います。

そこで質問をいたします。先ほどの回答の中で、町から県へ要望し、県が国へ要望書を提出したとありましたが、町から県に要望した内容と、国の直轄治山事業とはどのようなものであるか教えていただきたい。

2件目、広島市の災害を受け、県も警戒区域を見直すとの報道が9月2日の新聞に書かれてございましたが、当然、県と連携しながら実施すると思いますが、どうか現地をしっかりと確認しながら、その作業を進めていただきたい。

そこで、質問をいたします。土砂災害警戒区域などの指定は県が行うものでございますが、町として、現在の町内土砂災害警戒区域やハザードマップに対して、どのような取組みをされているのか伺います。

以上、2点でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 阿部議員の再質問にお答えをいたします。

町では、平成22年以降のたび重なる山地災害に対処するため、県に対し、スコリアが厚く堆積した脆弱な土質を有する須走、北郷地区を念頭に、民有林直轄治山事業の採択を要望してきたところでございます。

この民有林直轄治山事業は、国が民有林において治山事業を実施するものであり、採択に当たっては、森林法施行規則第78条第1項第1号の規定により、まず事業費の総額が概ね50億円以上

であるとき、2つ目は高度の技術を要するとき、3つ目は利害の影響が1つの都道府県の区域を越えるときということとされているため、小山町においても相当な事業規模、事業期間になるものと考えております。

なお、同事業につきましては、先般、国の平成27年度一般会計概算要求に盛り込まれたところであり、今後の動向を注視していくこととしたいというふうに考えております。

以上です。

○建設課長（岩田芳和君） 2点目の再質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域につきましては、地形条件としまして土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりによって設定されております。本町につきましては、土石流、急傾斜地の崩壊の2つの現象で区域設定をされております。このうち、急傾斜地の崩壊のおそれのある急傾斜地崩壊危険区域について、毎年土砂災害防止月間の6月頃、10か所程度でございますが、県、町、区長、消防署とでパトロールを実施しているところであります。

町の今後の取り組みとして、警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知していただくため、平成26年度に成美地区、平成27年度に明倫、北郷、足柄地区の土砂災害ハザードマップを作成し、配布をする考えであります。

以上であります。

○2番（阿部 司君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は町の自然環境、資源を利用した活性化について、3点の質問をさせていただきます。

本年、町内を山梨学院大学、創価大学、亜細亜大学の陸上部がトレーニングのため走ったと聞いております。それぞれ箱根駅伝の強豪校です。当町は都心から近く、大自然に恵まれ、夏の涼しさや起伏の激しい坂道などを生かし、また、高地トレーニングとしてもマラソンや自転車競技などに最適な環境です。最近、テレビで加藤学園陸上部が強化練習のため富士山走り、いわゆる富士山御殿場口五合目を目指し走り込んでいるニュースを見ました。

町には小山球場、小山道場をはじめ、多目的広場など多くの施設があります。また、ゴルフ場や富士スピードウェイ、富士学校、夜間照明のあるグラウンドなどの施設もあります。更に、須走や足柄に温泉があり、各地域に宿泊施設もあります。それらの充実を図れば、スポーツ合宿の場として最良と考えます。

また、小中高の学校の体育施設を利用すれば、スポーツ少年も見学を訪れ、大きな成長につながると思います。また、有名な選手、団体が来てくれれば知名度も上がり、更なる誘致が広がります。

そこで、1点目は、合宿などを含むスポーツ誘致について、町の考えをお伺いいたします。

次に、町の誇れる資源として、安全なおいしい水があります。この水を利用して作った水かけ菜、ワサビ、お米、川魚などの物産や、新たな創作料理、スイーツ等のコンテスト、また水で遊ぶスポーツなどの仮称水まつりの開催など、清らかな湧水の町をアピールすることについて、町の考えをお伺いいたします。

3点目は、温泉や史跡、富士山周辺めぐり等のPRについてです。

小山町には古い歴史があります。例えばあしがら温泉の周辺は、どこの旧家も屋号で呼ばれています。そして、温泉だけではなく、史跡足柄城跡や誓いの丘めぐりを兼ねたツアー等を企画してはと考えます。また、中島も金太郎生誕の地で様々な関連した史跡もあります。

このように、温泉と史跡めぐりを兼ねた魅力あるツアー等を企画することについて、町の考えをお伺いいたします。

以上、3点の質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、スポーツの誘致についてであります。

スポーツ合宿などに係る総合体育館や小山球場、多目的広場、学校体育施設など、町の施設の利用状況についてであります。毎年7月、8月の夏休み期間中、バレーボールやバスケットボール、サッカー、野球などをメインに、スポーツ少年団や大学、高校のクラブなど、首都圏の特に神奈川県内の団体に、富士山の麓の豊かな自然環境と冷涼な気候が好まれ、須走の宿泊施設が多く利用されております。

現状では、合宿が夏場の2か月に集中しておりますので、1年を通じて合宿誘致を図ることにより、交流人口の拡大が期待されるところであります。

しかし、議員御提案の町内の企業やゴルフ場、富士スピードウェイ、富士学校などの施設利用については、スケジュールの調整や管理面などから、現実的に非常に難しいと思われま

そこで、まずは、合宿可能なスポーツ競技や利用可能施設、宿泊施設、アクセス情報などの整理と相談窓口の設置などの受け入れ体制の整備を行う必要がございます。

また、合宿された方へのヒアリング調査を行い、現状を把握することや、大学等のクラブへの広報活動、合宿された方を通じて競技団体への広報活動、町内外のスポーツイベントでの町の広報ブース出店、合宿等をあっせんしている旅行者への情報提供などを検討する必要がございます。

今後は、スポーツ関係施設の管理者をはじめ、NPO法人小山町体育協会、町内の旅館組合などと連携を図りつつ、スポーツツーリズム、スポーツイベント誘致等の専門家からアドバイスをいただきながら、合宿を含むスポーツ活動団体等の誘致を進めていきたいと考えているところであります。

次に、水資源に恵まれた町のPRについてであります。

本町において、須川流域における須川湧水群など、清らかな水の流れる河川や地下水など、その恵まれた水資源は、飲料水をはじめ、農業、工業、水力発電など、様々な方面で利用され、町の重要な財産となっております。

この豊富な水で育てられた水かけ菜やワサビ、御殿場コシヒカリは、本町の代表する特産品として広く知られているところであります。

また、清らかな鮎沢川を活用した恒例のイベントとして、富士山金太郎夏まつりの「おやまDEどんぶらこ」が挙げられます。今年も県内外から343組、686人の参加者が清流を下って、存分に楽しんでいただきました。

更に、町の水道水は豊かな緑に覆われた涵養源からの湧水と深層地下水に恵まれており、塩素消毒のみでの供給が可能です。また、料金は、全国レベルで比較しても非常に安価となっております。

なお、水質については、町のホームページで水質検査結果とは別に、町内6か所で測定した水質結果を、おいしい水研究会が示したおいしい水の要件に照らし合わせ、水質項目に説明を加えるなど、わかりやすくして情報発信しているところであります。

また、町では道の駅「ふじおやま」や道の駅「すばしり」、駿河小山駅前の広場に給水所を設け、観光客などの方々に自由に利用していただくなど、小山の水の良さをPRしているところであります。

一方、民間では、小山町酒類小売組合が町の水道水源の水を原料とした「富士の恵水」を販売しており、用沢の箱根の恵みビバレッジ株式会社は「水素水ふじおやまの恵み」を、また、茅沼の丸善食品工業株式会社では、多くのメーカーの飲料水を製造しているとともに、自社製品の「富士山のおいしい天然水」を製造販売しております。いずれも小山町の水を原料として商品化され、好評を得ており、多くの方に御賞味いただいていると伺っております。

議員からは、水まつりなどの開催について御提案をいただきましたが、今後は、富士山金太郎まつりなど、既存のイベントや水道週間などを通して、豊かな自然に育まれた水道水や、須川や鮎沢川の清流、水かけ菜やワサビ、御殿場コシヒカリなど、清らかな湧水のある町を更に広くPRしていく手法などを研究し、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 次に、3点目の、温泉、史跡、富士山周辺めぐりなどのPRについてであります。

小山町には、世界遺産登録された富士山をはじめ、豊かな自然環境や数多くの史跡、文化財が存在しております。これらの豊かな自然環境や史跡、文化財の中で見どころとなるポイントについては、「おやま町観光マップ」や「おやま町散策マップ」、「金時山足柄峠ハイキングガイド」、

「富士箱根トレイルガイドマップ」のパンフレットの中に掲載し、広く周知を図っております。

特に、「おやま町散策マップ」では、各地区の景勝地や史跡、文化財などをめぐるコースを設定しており、例えば、足柄地区を紹介している足柄路コースでは、足柄駅前前の北条長時の歌碑や足柄支所前の竹之下合戦の碑、静岡県水辺百選の銚子ヶ淵、日本三大聖天尊の一つとして数えられている足柄峠聖天堂などをコースに設定しております。

その他のコースにおいても、豊門会館、富士浅間神社社殿などもコースに設定し、PRに努めております。

ツアーの企画につきましては、現在、町が実施しているツアーが、富士箱根トレイルのルートを活用した、春のサンショウバラ・ハイキングと秋の紅葉ハイキングがあり、この中では温泉も行程に入れるなど、参加者からも好評をいただいております。

また、今年度の新しい取り組みとして、南足柄市と共同で、両市にまたがる足柄古道を活用したハイキングを、11月末の実施に向け協議を進めているところであります。

今後は、町観光協会や四季の旅人など観光ボランティアの協力を得ながら、更に町民の皆さんが地域の景勝地や史跡、文化財に親しんでいけるような取り組みを実施するとともに、広く一般の方を対象にした観光スポットをめぐるハイキングツアーの実施も検討してまいりたいと考えております。

併せて、JR東海や小田急電鉄、富士急などの事業者、旅行会社に対しても、町のハイキングコースや史跡、文化財、温泉などを観光資源として紹介して、町の魅力を知っていただき、ツアーを企画していただけるよう働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

#### ○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

1点目のスポーツ誘致については、先ほどの答弁にあったとおり、夏場の2か月でなく、年間を通して合宿誘致を積極的に進めるべきと、私も強く感じます。例えば、スポーツの大きなイベントとして、お正月は箱根駅伝があります。夏場はもちろんですが、11月、12月には起伏のある小山町は高地トレーニングとして練習するには持ってこいの場所です。富士山須走口まで走り込めば、肺活力を鍛え、素晴らしい結果を出すことができると考えます。何もわざわざ遠くへ行くことはなく、こんなに近くに最適な場所があることをアピールすべきです。

また、当町出身の野球選手、バレーボール選手等の力を借りて、町長や副町長、教育長にトップセールスをしていただきたいと考えます。例えば、大学やスポーツ団体、企業が持っているスポーツクラブに出向き、パンフレットやこのような施設やコースがありますなどとPRをしていただきたい。

以前、金太郎春まつりに大砂嵐金太郎関が来たことで、大勢の方々やマスコミにも大きく取り上げられました。小山球場に有名野球選手を町長の力でお呼びしていただきたい。すごいPRになります。町長の見解を伺います。

更に、施設を整えてからではなく、スピード感を持って同時並行で宿泊施設等の整備をして、ほかの近隣市町に先を越されないようにと考えますが、このことについても町の所見を伺います。

また、先ほどの答弁の中で、町内の企業やゴルフ場、富士スピードウェイ、富士学校などの施設利用については、スケジュールの調整や管理面などから現実的に非常に厳しいと思われますとの答弁がありましたが、今は何でもありの時代だと思います。難しいと思われますと思っていないで、当たっていただきたいと思います。富士学校でのトレーニングは意外性があります。富士スピードウェイも、車の走るところでトレーニングをすれば、双方のPR効果があると私は考えます。

今では、早朝練習や夜間練習も活発です。ぜひ当たっていただきたいと考えますが、町の考えをお聞きします。

2点目は、小山の水はゴールドウオーターと言われているほど素晴らしい水です。しかし、私はまだまだPR不足だと思います。直接東京駅や横浜駅に行って、小山町の物産展を開催して、水やワサビ、豆腐などをPRしていくことはいかがでしょうか。町長が金太郎や熊さんを引き連れ、水も環境も素晴らしい小山の特産品を買ってください、来てください、温泉もあります、数々の史跡も、素晴らしいハイキングコースもあります。スポーツ誘致もしています。頑張っアピールすることが効果的と考えますが、いかがでしょうか。

何より、町長が直接関係者とあつて話をつけてくるのが一番効果的です。どうでしょうか、いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

3点目は、先日、四季の旅人の会合に出席した折、金太郎生誕の地をもっともっとアピールすることができないだろうかという話が出ました。その中で、健康福祉会館の外壁に金太郎の絵などを描けば、電車の中から見えるのではないかというユニークかつ大胆な、素晴らしい発想が出ました。このことについて、町の考えを伺います。

更に、温泉と史跡めぐりを兼ねたツアーですが、これに宿泊を盛り込んだツアーも考えておられますでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

以上、再質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

まず、私の方から1つ目ですが、スポーツの誘致ということで、町長、副町長、あるいは教育長のトップセールスという御質問をいただきました。これにつきまして、まず、小山町の認知度を上げることが非常に大切だというふうに考えております。

それには、まず今現在も幾つかの大学の方々が小山町を訪れまして、練習をしているということを知っておりますが、そういう方々が、まずロコミでほかの大学の方々にそういう情報を流していただくということで、小山町が広くアピールできるということも、町としては期待しているところです。

しかし、口コミだけでは広がりが少ないというふうに考えておりますので、町長の答弁にもありましたが、首都圏の大学等へ出向いたり、また、調査によりますと、首都圏にこういう大学等の合宿を取り扱います旅行会社が約30社ほどあるというふうに聞いておりますので、これらの旅行会社等へ積極的に小山町をアピールしていきたいというふうに考えております。

あと、町内の施設の利用につきましては、非常に答弁の中でも難しいということでございました。いずれにしても、相手がありますので、これについても今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 再質問のうち、2点目の小山町の特産品を売り込むために、首都圏をターゲットにした、お土産等のPRを行う考えがあるかについてお答えをさせていただきます。

現在、特産品ですとか、町の観光のお土産品の販売につきましては、富士スピードウェイや道の駅のイベントの開催時に、商工会が町のブランド品の販売を行っております。

また、2市1町の表富士キャラバンなどによりまして、観光キャンペーンを行うときに、首都圏などで行ったときには、町のお土産品としてPRを行っております。

首都圏でなど物産展の開催等、町のお土産等のPRにつきましては、今後、商工会とも相談をしながら、出展をできるイベントですとか機会について、調査研究をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 池谷議員の2点目の御質問にお答えをしたいと思います。

宿泊施設や運動施設の整備を進めていく必要があるのではないかと、合宿を誘致するには必要ではないかという御質問についてお答えをさせていただきます。

この内容につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、現在の小山町が持っている運動施設のポテンシャルを十分に生かす取り組み、それから、須走などにごじます旅館組合と十分連携を図って、現在ある施設をまず有効に使っていただくような取り組みを研究し、検討してみたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 私の方から、3点目の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

はじめに、健康福祉会館の外壁に金太郎の絵などを描いたらどうかという御提案についてであります。現在、町では小山町が金太郎の町であることを国道や県道、県境や市町境に看板を設置

して、自動車で小山町を通過する方にPRをしております。また、役場本庁舎の鮎沢川側の外壁には横断幕を掲げ、富士山の世界遺産登録をPRしておりますので、健康福祉会館の外壁につきましても同様に、金太郎の生誕の地小山などのPRに活用できないかということで研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 議長、済みません。

答弁の中で、町内の企業、またスピードウェイや富士学校などの施設利用について、難しいと思われるということについて、私は当たっていただきたい、そういう再質問をしましたが、このことについてのお答えを、答弁をお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 先ほどの答弁の中で、いずれにしても相手がありますので、その辺については、今後、町としてもお願いをしていくところはお願いをしていきたいというふうに考えております。ということで御理解いただきたいと思います。

○8番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

今、部長、課長からお話がありました、答弁がありました、町長自身は県内のことは本当によく知り尽くしている町長です。国へもよく出向いております。町長、この、今、私がいろいろ話した町長自らが動く、動いて町のセールスマンとして、営業ですか、町の活性化のために汗をかく、このことを町長の口から、町長はどうすべきかと考えますか。答弁を求めます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再々質問にお答えをいたしたいと思います。

最初の質問でお答えしたように、町としても取り組んでいく姿勢がございますので、それだけ一つ御理解いただきたいと思います。この中で一つ、自衛隊というお話がございました。かつてですが、自衛隊にお泊まりになって、陸上競技の練習をした学校があったそうでございます。聞きましたら、体験入隊ということの中でやったそうでございまして、なかなかこれは町を通しての宿泊は難しいのかなと、こんな思いをいたしております。

またもう一つ、一番大事なことは、町としての受け皿、今、須走の旅館組合のお話でしたが、なかなかこれ、今のところ、私は通年通しては難しいのかなと、こんな思いをいたしております。これらについても旅館組合の方々ともお話をさせていただきたいということ、今、考えております。

また、あと、今ほかの企業の方が大々的に須走を高地トレーニングの場所にしたいということで、実際、手がけているところもございます。ただし、やっぱり宿泊となると、ホテル、旅館という資格を持って泊めていただかなければ、町としてもこれは認めるわけにいきません。そのような、今、指導をしているところでございますので、近い将来、町が都市計画の中で進めている34条の2号という、観光地に対して特別な措置がとれるようになりましたので、これ、年内にま

とめるべく、今、進めておりますので、これらの中で、その辺のことが固まったら、宿泊施設を作っていただく、その辺の誘致運動もしていきたいなど、こんなことを考えておりますので、一つお願いのほどをよろしくお願いたします。

○8番（池谷洋子君） 以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 今回は、3つの質問をさせていただきます。

まず、小山町不動産BANKについての質問です。

最近、町内の何か所かで売り物件という看板をよく目にします。一般の不動産業者の案内看板よりむしろ目立つ感じさえします。この看板に書かれている問い合わせ先として、小山町不動産BANK定住促進室とあります。これは町内の空き家や空き地をそのまま放置しておくのではなく、人口減少歯どめ策も考慮した定住人口促進目的の取り組みだと認識しております。

全国的に見ても、全国の空き家件数は、昨年10月1日現在で820万戸となり、住宅総数に占める割合は13.5%だったことが総務省の統計調査でわかっています。

これに対して、静岡県空き家率は全国平均より高い16.3%、空き家件数は約27万戸だそうです。この空き家増加の原因はいろいろな要因が考えられますが、その一つに、住宅の供給過剰が挙げられるようです。新築住宅やマンション建設は相変わらずあちらこちらで進められています。そのために、条件の悪い空き家の売却、賃貸が困難になっていると言われていています。

実際、住宅総数の方が総世帯数を上回っているのが現状だという調査結果が出ております。

そこで、まず町長にお伺いします。小山町の不動産BANKの取り組みのシステムと、その基本的な考えについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

不動産バンクは、町内の空き家・空き地の売買または賃貸を希望する不動産所有者から申込を受けた情報を、小山町のホームページに掲載し、町内への定住を目的として、空き家・空き地の売買または賃貸を希望する方々に対して、その情報を提供する制度であります。

小山町の人口減少対策として、平成24年度から不動産バンクを立ち上げるとともに、定住促進事業助成金交付制度との両輪で、町外からの移住者の増加と、町外への人口流出を抑制することにより、定住人口の拡大に取り組んでいるところであります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

小山町内の空き家や空き地について、担当課で把握している件数を教えてください。また、この不動産BANKの取り組みを始めて以来、その具体的な成果の詳細についても教えていただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 町内の空き家・空き地の件数ですが、その定義等について具体的なものはありませんが、住宅地図等を用いて町内をローリング的に歩きながら調査したところ、不動産バンクに登録が可能と思われる物件として、空き地約80件、空き家約30軒を把握したところであります。

次に、平成24年度からの不動産バンクの取り組みと、その成果についてお答えいたします。平成24年度の不動産バンクへの登録件数ですが、土地が61件、建物が20件、賃貸物件が26件となっています。

平成25年度の登録件数は、土地が35件、建物15件、賃貸物件が9件となっています。

平成26年度における登録件数は、8月末までに土地が14件、建物2件、賃貸物件が6件となっています。

現在の登録件数は、土地38件、建物6件、賃貸物件21件となっております。

これまでの不動産バンクの契約成立件数の内訳は、土地の売買契約件数が58件、建物の売買契約件数が18件、賃貸契約件数が16件で、不動産バンクの成約件数はトータルで92件となっております。

不動産バンクを活用し、転入等をされた方の人数について、住民基本台帳から拾い出して把握した数字となりますが、町外からの転入者が87人、町内での転居者が64人、合計で151人となっております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 自分が予想していた件数より多いなという印象です。きっと、担当されておられる職員の方々の努力もあると思います。

この不動産BANKの取り組みについては、該当する物件に看板を立ててあるので、町民の興味を一定程度喚起する効果はあると思いますし、インターネット上の小山町のホームページにも紹介されています。

ただ、現状を更に促進させ、不動産BANKの活用を一層向上させるように、今以上に広く広報する工夫をしてみたらいかがでしょうか。その点のお考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 不動産バンクに登録された物件については、町のホームページに掲載するとともに、物件がある現地へ広告看板を表示し、売買契約や賃貸借契約が迅速かつ円滑に制約されるよう努めております。今以上にもっと広く広報をとの御質問であります、事業者

側への広報としては、金融機関、御殿場市、三島市の住宅展示場等のハウスメーカー、御殿場市、小山町の建築業、不動産業に携わる方々には、それぞれ個別に不動産バンクの物件情報を定期的に提供しています。

他方、不動産バンクの供給者側への広報としては、市街化区域内にある空き家・空き地の所有者に、小山町不動産BANK制度のダイレクトメールを適宜送付させていただいております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） もし、自分の家や土地を売りたいという希望者がいた場合、町の不動産BANKに直接連絡をとって相談すればいいのでしょうか、教えてください。

また、相談後、どのような手順で進んでいくのかも、併せて教えていただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 所有している土地や建物について、売りたい、貸したいという御希望があれば、不動産バンクを所管します都市整備課定住促進室へ御連絡をお願いいたします。

相談後の手順であります。所有している土地や建物の売りたい、貸したいとの御相談を受けた後、登記簿謄本等で所有権を確認し、現地での物件確認、その他法令等の確認調査をします。

その後、当該物件の売買金額や賃貸金額について、物件提供者と御相談させていただき、正式に不動産バンク情報登録申込書を提出していただきます。情報登録申込書が提出された後は、不動産バンク登録台帳に登録し、物件提供者に情報登録完了通知書を送付させていただいております。

登録期間は2年間とし、再登録することも可能となっております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 今の答弁に関して、関連の再質問をさせていただきます。

実は単純な質問なんですけれども、空き家や空き地の処分については、一般の不動産業者への相談も当然可能なわけです。一般の不動産業者への直接相談するのと、町の不動産BANK定住促進室に相談する場合の違いをどう理解しておいた方がいいのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 再質問にお答えいたします。

不動産業者と定住促進室に相談する場合の違いについて、実際に不動産バンクに登録された物件に対し、引き合いがあった場合には契約等の実務を資格等の関係から、町が直接仲介しながら行うことはできません。その際には、不動産業者を紹介する等し、不動産業者に契約等の業務を行っていただくこととなります。

不動産バンクに登録をしたり、定住促進室に相談をすることのメリットとしては、今まで各不動産業者がそれぞれ扱っていた物件を一元的に整理することで、不動産を譲りたい方、お求めになりたい方、それぞれにより多くの情報の提供が可能となることであるというふうに考えており

ます。

また、不動産バンクへの登録の有無は問いませんが、契約が成立した場合には、定住促進事業としての助成を事業者側が受けることができ、間接的に不動産業者等にもメリットが生じることから、関係するそれぞれのお立場の方々に対し、メリットがあるものと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 空き家の転売というより、取り壊した方が良い場合もあると思います。

そこで、取り壊しに関して質問します。住宅が建っていれば、固定資産税が6分の1で済み、住宅を撤去して更地にすれば固定資産税の基準額が最大6倍になり、税金が増えることが、空き家の取り壊しが進まない一因とも言われています。

治安や防災面から危険とみなされる空き家は特例措置の対象外とする方向で解体が進むように、税の仕組みを見直す動きもあると聞いていますが、その点での町の見解を伺いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 空き家に対する税の仕組みを変える考えはないかについてであります。

固定資産税の土地における住宅特例措置は、住宅敷地について税負担の増加をできる限り緩和する住宅政策上の見地から必要であるという考えに基づき設けられているものであります。

地方税法第349条の3の2では、専ら人の居住の用に供する家屋が建設されている土地の固定資産税は、家屋1棟当たり200平方メートルまでは本来の6分の1、それ以上の部分は本来の3分の1に軽減されています。この規定の適用に際しては、家屋の老朽度合いや居住の実態は考慮しておりません。

したがいまして、空き家であっても住宅としての要件である土地定着性、外気遮断性、用途性が整っていること、つまり土地に定着して建造されていること。また、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎ得る外観から遮断された一定の空間を有していること。更に、その目的とする居住、作業、貯蔵等の用に供し得る状態であれば、地方税法に基づき、特例の措置を適用し、固定資産税を軽減することになっています。

議員御指摘の空き家に対し、この特例措置を解除することにつきましては、現行の地方税法の規定では難しいと、国の見解が示されております。

一方、現在、国におきまして税法上の措置も含む空き家等対策の推進に関する特別措置法の法案作成を進めていると聞いておりますので、町といたしましては、国の動きを注視し、適切な対応をしてまいります。

○1番（高畑博行君） 次に、先に内閣府の有識者会議が、南海トラフ巨大地震などに備えて、空き家を借り上げるみなし仮設という住宅確保策を提言しましたが、この提言を受けて、本町の空き家活用の考えはどうか、お伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（後藤喜昭君） 災害時における仮設住宅等の確保対策につきましては、議員御指

摘のとおり、内閣府の有識者会議において、災害で自宅を失った人達のために、行政が民間のアパートや空き家などを借り上げる、いわゆるみなし仮設の活用について提言がされたところであります。

一方、静岡県が公表した第4次地震被害想定では、町内の建物の全壊・半壊家屋数は、南海トラフ巨大地震では最大600棟、相模トラフ巨大地震では最大で4,200棟と想定をされております。

この被害想定における被災者用の応急住宅の確保対策につきましては、小山町地域防災計画において、利用可能な町営住宅等への一時入居や仮設住宅の建設、民間の賃貸住宅のあっせんをすることとしておりますが、不動産BANKに登録されている空き家や民間アパートの空き室などを借り上げることにつきましても最大限努力してまいりたいと考えております。

現在、国ではみなし仮設制度等につきまして、災害救助法の改正なども視野に検討を進めることとしておりますので、町といたしましても国の検討経過を踏まえ、柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） では、2つ目の質問に移ります。2つ目の質問は、和田坂の道路拡張工事と桜の木についてです。

小山中学校や忠霊塔前の町道1063号線、通称和田坂の道路拡張工事が継続されています。ところが、忠霊塔の手前を削った工事がいったん終わった後、今回の工事再開まで、長い期間空白時間がありました。住民からは、あの工事はどうなっているんだと、私も質問され、担当課に問い合わせたこともありました。

この工事は最近再開され、地域の回覧板で道路工事の実施についての案内が広報されました。それによると平成26年度の社会資本整備総合交付金事業として行われ、本年8月18日着手、来年3月5日完成予定であること、工事範囲が熊野神社階段付近から小山中学校正門を通り、大木歯科医院さん付近までの範囲だと記されています。

そこで、改めてこの町道1063号線、通称和田坂の道路拡張工事の役場前から豊門公園前までの工事の全体計画の見通しについて、完成予定年月まで含め、広く町民に知らせる意味も込めて説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 高畑議員にお答えいたします。

当路線の事業計画については、事業起点であります役場前交差点から事業終点の豊門公園までの延長370メートル、道路幅員8メートル、うち歩道幅員2.5メートルの道路拡幅改良を行うもので、静岡県沼津土木事務所が事業主体であります県道沼津小山線、役場前交差点の改良事業に合わせて、平成24年度から測量、設計に着手し、地域住民、地権者及び関係者と協議を進め、平成25年度に忠霊塔前の一部区間を工事着工いたしました。

今年度においても引き続き小山中学校敷地区間の工事を実施しております。

平成27年以降は、現在協議中であります県事業の役場前交差点改良計画の用地取得の進捗状況により工事を行い、同交差点から小山中学校手前までの区間を実施してまいりたいと考えております。

その後、忠霊塔横から豊門公園正門までの工事を実施し、平成29年度末までの全線完成を目途に事業を進めていく計画であります。

○1番（高畑博行君） 計画についてはわかりました。

この和田坂の道路脇にある桜の木は、大変老木になっており、人や車の通行の障害になっていることは周知の事実です。ただ、この桜は小山中学校の校歌にも歌われている大変由緒あるものです。その歌詞は、「桜は競う、堤に坂に」と歌われ、国文学者であり歌人でもあった土岐善麿氏の作です。

小山中学校を巣立った多くの卒業生のみならず、かつて勤められた富士紡関係者も、和田坂の桜に寄せる思いは大きなものがあるに違いありません。

そこで、この道路拡張工事に合わせて伐採される老木の桜の木にかわって新たな苗木を交通に邪魔にならない場所、例えば忠霊塔敷地内の道路沿いの脇などに植えて後世に残していく考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 和田坂の桜の木については、議員御指摘のとおり、近隣地区で生まれ育った住民の皆様や、成美小学校及び小山中学校の卒業生の皆様にとってかけがえのない思い出の詰まった大切なものであると承知しておりますが、大変老木で、風で朽ちた枝が落下するなど、道路を通行する車両、歩行者に対しまして決して安全とはいえず、健全に維持が可能な状況でないことが確認されております。

また、今回実施しております道路の拡幅事業においては、車道、歩道ともに規格幅員への拡幅を実施する上で計画区間の全ての桜の木が道路区域にあることから、残した状態で工事を実施することができず、計画に関する地域等への説明会の中でも御理解を得ておりますので、工事区間ごとに除去する計画であります。

このような状況において、新たな苗木の植栽については、忠霊塔敷地、学校敷地等、苗木の植栽が可能と思われる場所は道路拡幅計画区間沿線に何か所かございますので、地域住民や関係機関と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁についての再質問、関連の再質問でございます。

豊門公園をボランティアで管理してくださっておられる落合区の方々が、桜の苗木を植えて育てているとも聞いています。それらの動きとも合わせて、交通の障害にならない適当な場所に植える検討を具体的に図っていったらどうでしょうかということの再質問でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもございましたけど、地域住民等を含めて検討していくということでございますので、それらの関係者と協議をしながら行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、3つ目の質問に移ります。3つ目の質問は、教員の多忙化の現状とその解消についてです。

私もかつてはその職にあったわけですが、学校の教員の多忙化と、それが原因の精神疾患を含む病気が増加している問題は、以前から指摘されてきました。このほど、OECD、経済協力開発機構の調査結果も、日本の教員が国際的にも長時間労働であることを裏づける結果となりました。

2012年、平成24年度の文部科学省の学校教員統計調査中間報告によると、鬱病などの精神疾患を理由に離職した小中高の教員は707人。ほかの病気の理由まで含めると1,273人であることが明らかになりました。その原因として、多忙化が背景にあると指摘されました。同時に、1週間当たりの教員の授業時間数が増加傾向にあることも明らかになっています。

また、OECDが発表した調査結果でも、34カ国、地域の中学校を対象とした国際教員指導環境調査によると、1週間の仕事時間は、日本が53.9時間で最長でした。参加国平均が38.9時間ですので、突出した長さの時間数です。

更に、時間外に加え、休日出勤も珍しくないのが現状です。抜本的には教員や事務職員数を増やす必要がありますが、その前にやるべきこともあると言われていています。それは、校内業務などの見直しを進め、教員の負担軽減を図ることです。

県教委も多忙化解消に向けて取り組んでいるとは思いますが、教員の勤務実態の把握は学校設置者ごとで行うために、県全体で正確には把握されていないともいわれます。県教委によると、市立、町立の小中学校ともに約1割で労働時間の適正な把握がされていないということです。

学校運営に関する調査では、授業の持ち時間数が多くなった、会議や研修等の出張が多くなった、保護者の対応に時間がかかるなどの声に加え、中学校では進路指導や生活指導、部活指導の負担を挙げる先生方も多いといえます。

私も長く中学校で教鞭を執ってきましたが、1日にわずか1、2時間のいわゆる空き時間、教材研究時間があっても、調査報告書、書類づくり、学級学年便りなどのお便り作成、行事等の計画立案、職員会議等に提出する担当分野の提案など、やるべき仕事内容は山積みです。しかも、中学校の場合、放課後の部活指導もあり、生徒達を下校させて戸締まりを終えて職員室に戻って、自席に座って始めて生徒のノートの点検や教材研究が始まるというのが現実でした。しかも、土日どちらかまたは両方とも部活動の公式練習試合が入ると、へとへと状態になることはいつものことでした。

全日本教職員組合、全教の調査では、教員の3人に1人が過労死ラインの月80時間を超える時

間外勤務をしていることも判明しています。OECDの調査で、校長に質の高い指導を行う上で妨げになっているのは何か聞いたところ、日本は教員不足を挙げた校長が79.7%で、参加国平均の38.4%の2倍以上でした。

これらのことを踏まえ、教員の多忙化について質問させていただきます。まずは、教員がどれだけ忙しいのか、実態を把握することが重要だと考えるわけですが、小山町の教育委員会は町内小中学校教員の労働時間の実態把握ができているのか。もしできているなら、その実態をどう判断しておられるのか、教育長に伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小山町においては、勤務実態把握簿を各学校に備えて、教職員が毎月記録をし、学校長に提出をしております。学校長は、この把握簿により、自分の学校の教職員の出勤時間、退庁時間を把握し、必要に応じて指導助言を行っております。このときに教職員からのメンタルヘルス等の相談の申し出の有無についても確認をしているところであります。

学校長本人につきましては、この把握簿において、本人自らが勤務時間を管理し、メンタルヘルス等の相談の必要性を感じたときには、教育長に申し出るシステムになっておりますので、適正に把握できているものと理解しております。

以上です。

○1番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、現在、町内の小中学校教員の週平均持ち時間数はどれくらいなのか教えてください。また、その時間数を1日に置きかえた場合、いわゆる空き時間、教材研究時間といわれる授業を直接していない時間がどの程度なのか。小中学校別にわかったら教えてくださいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

平成26年度の小山町の実態は、小学校平均22.1時間、中学校では平均18.2時間となっております。

1週間の授業はおおむね29時間ですので、小中学校ともに1日1から2時間程度の教材研究の時間となります。

ただし、小規模校は教員数が少ないため、出張等で補欠授業が生じると、その補填にほかの教員が充てられるため、教材研究時間は少なくなることがあります。

また、中学校の場合は、学習指導要領にのっとり、年間授業時数が定められておりますので、教科によつての差が生じます。特に小規模中学校の場合、教員定数の問題から、9教科全ての教員を配置することができないのが現状です。このとき、他教科の授業を担当する免許外指導となるため、授業準備により時間を要することとなり、多忙感につながる一因ともなっております。

以上です。

○1番（高畑博行君） 会議や研修、また、出張が多いという現場の先生方の声を耳にすることもよくあるわけですが、会議、研修、出張等の実態はどうでしょうか。また、それらについての改

善策というものはあるのでしょうか。その点について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 教育の質の維持のために、必要となる会議や研修会が多いことも事実です。実際、小山町内の小中学校は小規模校であり、教職員数が少ないため、1人の教員が県教育委員会等の主催する参加が義務づけられている研修へ参加する回数は、大規模校に比べ、必然的に増加することとなります。

参考までに申し上げますと、本年度5月の出張回数合計は、小学校が平均延べ40回、中学校が同じく65回でありました。これらの回数には、管理職の出張または授業時間終了後の放課後3時からの出張も含まれておりますが、一月の授業実施日の総数は20日程度ですので、1日に誰か1人以上が数値上は必ず出張しているということになります。

出張の階数が増えるということは、教員が、授業を抜ける回数が増えることとなります。このような場合は、ほかの教員が補欠としてその授業を担当することとなります。教員の教材研究時間は1日1時間、多くあっても2時間ですので、学校では補欠数の集計をし、バランスよく教材研究の時間がとれるようにしております。教師の質、授業の質を高めていくためにも、生徒1人当たりの教員数を増やすことが最も求められることとなります。

以上です。

○1番（高畑博行君） 中学校の教員にとって、部活指導や生徒指導、進路指導は大変重要で、大きな任務の一つです。だからこそ過重負担になる傾向も否定できません。町の教育委員会としては、これらの分野の負担軽減に向けて、何かお考えはあるかお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

中学校における部活動は、生徒の健全な育成及び知徳体のバランスがとれた人間形成に欠かせない活動であります。

現在、1つの部活動を1人の顧問が指導している状況ではありますが、活動時の安全確保、指導の充実を目指す上でも、複数の顧問が指導することが求められております。そのためには、地域人材の活用、外部指導員の導入等を検討する必要があると考えております。

生徒指導や進路指導においては、個に応じたきめ細やかな指導や支援が求められていますので、教員が教員としての本分である学習指導、生徒指導、進路指導に腰を据えて取り組む体制を構築することが重要であります。

また、生徒指導や進路指導につながるキャリア教育を充実させることにより、中学生が目標を持って学習に取り組むことができたり、進路選択をはっきりすることができるという効果が期待できます。更に、部活動やキャリア教育の分野において、学校ボランティアの活用も視野に入れる必要があります。

予算等の問題がありますが、キャリアコンサルタントのような外部講師の導入など、専門性の

高い外部人材を積極的に取り入れることも、質の高いキャリア教育が実施され、相乗的に実りある生徒指導・進路指導が、教員の手で推進できるようになるなど、大きな効果があると考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 先生方というのは、少しでも時間があれば、子どもたちのためにという一念で、自ら仕事を作ってしまうという、ある種の習性があります。ただ、事務仕事については、スリム化に向けた合理策はあるはずです。様々な事務作業軽減に向けたお考えについても、もしあるならお聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

事務作業軽減について最も優先すべきことは、調査や照会の削減であると考えております。件数の削減はもちろんのこと、調査内容や調査項目の精査などを常に行っていく必要があると考えております。

町教育委員会独自の調査や照会などは必要最低限にしているところであり、県教育委員会からの調査や照会などにつきましては、削減を要求しているところでありまして、県も検討に入っているところでもあります。

その他では、様式の共通化、年間指導計画の各学校での分担、学校事務の共同化などが考えられます。

以上です。

○1番（高畑博行君） いわゆる35人学級の静岡県方式が、少人数教育の観点から児童生徒のためによかれということで行われているわけです。更に教科によってはTT、チームティーチングが県費職員数はそのまま、持ち時間数だけが増えるために、1日の空き時間が1時間もないという小学校の先生の嘆きを聞いたことがあります。そのために、給食を5分で食べ、子どもたちのノートにペンを走らせるというスーパーマンのような猛烈な仕事ぶりの実態があるようです。

35人学級の静岡県方式が逆に現場の教員数不足、空き時間不足を招いていると言われている点について、どうお考えになっているのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

静岡式35人学級の理念は、少人数教育を目指すものであり、教育現場にとってありがたい仕組みであります。しかし、この静岡式35人学級の導入前までは、どの学校にも指導工夫改善や少人数指導のための担任外教員が配置されていましたが、導入後は、静岡式35人学級が適用される学校に教員を配置することとなり、学級の増減にかかわらず、担任外教員の配置が小規模校にはなくなりました。

担任外教員数の減少により、出張等で生じる授業の補欠を補充するための教員がいなくなり、

教材研究時間の教員を充てざるを得ない状況になっております。

こうした学校の苦しい状況を教員も理解しておりますので、年休の取得も遠慮がちになるなど、弊害が生じているのが現状であります。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） かつて岐阜県犬山市の教育委員会は、現場の教員の負担軽減策の一つとして、外部機関から依頼される調査報告、催し物案内、児童生徒の作品依頼など、要請があったものの全てを現場におろすのではなく、教育委員会段階でふるいにかける、現場に過重負担になるものは却下するという方策をとったということです。これは、現場教師の負担軽減に向けた、現場を思いやる教育委員会の一つの取り組みだといえます。

また、私が教鞭を執っていたときも、週に1日定時退庁をしようという運動を呼びかけあって、努力したこともありました。

そこで、小山町独自でとれる教員多忙化解消策はないのか、お考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

小規模校の多い小山町内では、必然的に1人の教員が複数の校務分掌を担当することになります。

多忙化解消策として、事務担当職員の増員や、施設整備などの外部委託化など、予算等の調整が必要なものも考えられますが、制度の改正など、予算措置を伴わない解消策も幾つか考えられます。

例えば、学校長の裁量の幅を大きくし、承認、報告業務などの削減や、外部団体等からの児童生徒の参加要請への対応方法の変更、現在も多く行われている学校を通した作品募集などへの対応方法の変更などの対応策があるのではないかと考えております。具体的な事例としては、単学級の小規模校では、互いに協力し、順番に代表校の教員が出張し、他校に伝達できるようにしました。

現状は、事務事業の多さもありますが、更に、保護者対応等にも多くの時間を費やすこともあります。しかし、何よりも教職員の児童生徒と向き合う時間を確保し、また、教職員が意欲を持って業務に取り組み、教育本来の子どもの成長が実感できるような教育環境を整えることが、教育委員会の重要な役割であると考えておりますので、教員が多忙感を感じることがないように努力してまいりたいと思っております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 小山の子どもたちは素直でいい。特に中学校は、いわゆる荒れている学校がないので、同じ教鞭を執るなら小山町で教師をやりたい、こんな声は実際にあります。これは大変うれしいことです。そんな評価や期待に応えるべく、現場の先生方の多忙化解消に向けて、町の教育委員会としてもアイデアを出し、御尽力いただくことを期待して、私の質問を終了した

いと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 本日は、3件の質問をさせていただきます。

1件目はふるさと納税についてであります。

ふるさと納税は、進学や就職などをきっかけに離れたふるさとを応援したい、貢献したいとの思いを反映して2008年より国が導入した制度でございます。

現在、寄附者へのお礼として特産品を送る自治体が表れたことから、注目が集まっております。

総務省の発表によると、2008年は適用者3万3,149人、寄附金額72億5,995万8,000円でありましたが、2012年の適用者10万6,446人、寄附金額130億1,127万8,000円と、4年間で適用者は3.2倍、寄附金額は1.8倍と成長しております。

ふるさと納税は、ふるさとなどの自治体に2,000円を超える寄附をすると、居住地の住民税や所得税が控除される仕組みで、寄附先はふるさとだけでなく、応援したい自治体など、制限はありません。

控除の上限はありますが、例えば年収700万円の夫婦が3万円を寄附した場合、2万8,000円が控除され、寄附者は2,000円で特産品の返礼を受けることができると同じでございます。このため、当初の都市から地方に税収を流す狙いが、地方から地方に向かっているという傾向があると言われております。

例えば、茨城県の場合、13年度のふるさと納税の納入額は800万円であったが、県民が他の地域にふるさと納税として寄附したため控除された金額は2,500万円であり、住民税として徴収できるはずの1,700万円が他の地域に流れ出た格好になったということです。

ふるさと納税をする人が住む自治体では割を食うということになりますが、寄附を受ける自治体では、寄附により財源が増え、また寄附をきっかけに地域や特産品のPRになったり、観光客は特産品の売り上げアップにつなげて、地域経済活性化を目指しているところもあります。

返礼品目当ての寄附ばかりでなく、埼玉県のある町では、使い方に共感したので応援したいという利用者の思いを生かすため、多くのまちづくり事業等で寄附金の使い道で共感を集め、その結果を公表することで多額の寄附金を集めているところもあります。

政府は、来年度へ向け、税金が軽減される寄附の上限額を2倍に引き上げるとともに、手続の簡素化を検討しており、仕組みの見直しが予想されます。ますますふるさと納税での寄附者は増大していきます。

このような中、小山町でも財政厳しき折、今後、ふるさと納税について積極的に検討していくことも必要と考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ目、ふるさと納税では、各自治体で特色ある特産品を送るところもあり、ふるさと納税を寄附というだけでなく、地元産品のPRの手段として考えている自治体もあると聞いております。小山町にはコシヒカリ、水菜等の特産物や富士山の水もあり、特産品等のPRや豊かな自然もあり、宿泊券やトレイル体験等で小山町をPRしていくお考えがあるのか伺います。

次に、納税していただいた方々の厚意に応えるためにも、活用していくことが大切と考えます。活用方法について伺います。

次に、ふるさと納税を増やしていくために、どのようなことを検討されているか伺います。

2件目は、足柄と南足柄市を結ぶ道路開設についてであります。

足柄と南足柄市を結ぶ道路は、神奈川県境の足柄峠下から南足柄市に抜ける1,400メートルのトンネル整備構想が以前より検討されてきております。この道路ができると、湘南方面から富士山までのルートができ、世界文化遺産の富士山を有する小山町の観光だけでなく、地元の足柄地区の発展に大きく寄与できます。

現在、富士山噴火や東海地震や神奈川県西部地震等の災害が懸念されており、小山町を通過する主要道は、東名高速や国道246号線等の南北の道路はありますが、東西の道路は少ないのが現状であり、国道246号線は土砂災害等で神奈川県境で普通になる可能性もあり、安全な足柄と南足柄市を結ぶ道路の必要性は高まっております。

特に、小山町、御殿場市は自衛隊の駐屯地も多数あり、緊急時の住民避難と自衛隊の災害救助に足柄と南足柄市を結ぶ道路の役割は重要であります。

そこで、この道路開設の取り組み状況及び今後の対応について伺います。

最後、3件目といたしまして、とんぼの里づくりについてであります。

小山町は自然豊かな町で、以前はトンボが群れ飛んでいた時期もあります。現在、ホタルの里づくりの取り組みはありますが、トンボはホタルより生育も容易で、トンボの時期はホタルより長いので、夕焼け小焼けの赤トンボのようにトンボが群れ飛ぶ地はおおらかな時代の原風景でもあり、小山町の自然を紹介していくためのよきPR資源と思います。

また、2011年から2020年までの10年間は、国連の定めた国連生物多様性の10年で、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを推進するため、国連生物多様性の10年日本委員会が2011年9月に設立されました。この委員会で採択された事業の中には、トンボの森づくりと放棄水田を活用した生物多様性保全の2つの事業を展開したものもあります。

中山間地域の住民と都市部の企業社員が協働により里山整備を進めることで、新しい里地里山保全の仕組みを構築し、地域のにぎわいと美しい郷土の保全に寄与していく内容です。

小山町には約1割の遊休農地があり、湿田で耕作には不向きな場所もあります。この湿田を耕作していけるような農地にしていくには大変な経費もかかりますが、トンボの里づくりは経費も少なく、子どもたちの情操教育や観光ツアー等で小山町をPRしていく良い場所になると考えます。

遊休農地解消や小山町の自然をPRしていくため、とんぼの里づくりを考えがあるかお伺いたします。

以上、3件、よろしくお願いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、ふるさと納税に関するご質問については、3つの質問が関連しておりますので、一括して回答させていただきます。

ふるさと納税の寄附に対し、町の特産品などの特典をつけることにより、小山町をPRする考えの有無、ふるさと納税の活用方法、ふるさと納税を増やすための施策の検討についてであります。

ふるさと納税とは、都道府県、市町村に対して個人が寄附すると、翌年、確定申告をすることにより、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定額を上限として、所得税及び個人住民税が税額控除される制度であります。自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、全国どこの自治体へも寄附することができます。

平成25年3月定例会の一般質問でも回答させていただきましたが、ふるさと納税制度が自治体同士で税のやりとりをする制度であることから、小山町を応援していただいた寄附金に対して、地域特産品の贈呈などの特典を送ることは、現在のところ、考えておりません。

しかし、農産物や商工会指定の優良ブランド品といった特産品を送るなどの特典を設けることは、より多くの寄附が期待できること、また、小山町の豊かな自然など、その名が多くの人目に止まることなど、その効果は大きいと考えております。

いただいた寄附金の活用方法につきましては、寄附をいただく方の御厚意を伺いながら、総合計画の基本構想にあります「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」を実現する事業のために充当させていただいております。

町といたしましても、財政の厳しい中、収入の確保に努めることは非常に重要なことであり、本年度は富士スピードウェイで5月と8月に行われたSUPER GTの公式プログラムにふるさと納税の広告を掲載したところであります。

今後も小山町を応援していただける方や、小山町で生まれ育ち活躍する人などから寄附をいただけるように、ホームページでのPRを継続し、また、今後も様々なPR方法について研究していきたいと考えております。

次に、足柄と南足柄市を結ぶ道路開設についてであります。

この道路については、池谷議員の御質問のとおり、観光交流や災害対応の面で重要な道路になり得ることは十分承知をいたしているところであります。足柄峠にトンネルを掘るという道路整備構想は、昭和60年に策定いたしました第2次小山町総合計画の広域交通体系の整備目標の中で、新たに東名小山インターチェンジを建設し、南足柄市を經由して小田原までを結ぶ足柄有料道路の建設として位置づけられました。

また、これを受けて、平成3年度には小山町総合計画推進事業の一環として、富士足柄道路調査を委託し、須走から足柄を通り、南足柄市を經由する小田原市までのおよそ32キロメートルにわたる概略ルートと概算経費を調査しております。

その結果、概算経費として約840億円ということであり、この額から、当然、小山町側の部分だけでも町が対応できる額でなく、国家的プロジェクトのレベルでありました。更に、当時の南足柄市長からは、地下水等への影響が心配されるということで、事業の推進について理解が得られなかったという経緯がありました。

現在、南足柄市への道路は、所領から足柄峠の手前で県道御殿場大井線と合流するまでの県道足柄峠線と、足柄駅方面から足柄峠を経て南足柄市へ向かう県道御殿場大井線がありますが、特に県道足柄峠線が重要な路線であるという認識をいたしております。

しかし、県道足柄峠線におきましては、大型バスのすれ違いや通行ができない狭隘箇所があることなどから、県に対して幅広い狭隘部のバイパス化を実施してもらうようお願いをしているところであります。

したがいまして、早急かつ現実的な対応といたしまして、県道足柄峠線の整備について、今後県に対して強く要望し、南足柄市への円滑な交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 池谷議員の3点目のご質問、とんぼの里づくりについてお答えをいたします。

小山町は、昨年度策定いたしました小山町環境基本計画において、取り組みの一つとして生物情報の収集とデータベース化を取り上げており、今年度は、小山町野生生物リスト整理業務委託として、小山町の生物情報の充実のために、既往の文献を収集、整理する基礎資料づくりを発注したところであります。

現時点では、具体的なとんぼの里づくりに関する計画等はございませんが、小山町野生生物リスト整理業務委託による調査結果を踏まえ、今後、遊休農地や河川敷をトンボの里づくりと町の自然のPR活動にどのように生かしていけるかを研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） それでは、再質問をさせていただきます。

3つの項目についてお願いいたします。

まず、ふるさと納税についてでございます。

先ほども述べましたように、他の地域にふるさと納税として寄附したため控除された金額は、住民税として徴収できるはずの金額が他の地域に流れる事例も発生しております。今後、限度額が2倍に増額され、他の地域への寄附増大も予想されます。

そこで、小山町からふるさと納税された人員及び寄附額、逆に小山町にふるさと納税として寄附された人数及び寄附額がわかれば教えてください。また、今後の寄附動向ないしは予想を教えてくださいたいと思います。

次に、埼玉県のある町でのホームページ等で寄附してもらいたい事業、また寄附額を含め事業結果を公表し、ふるさと納税をお願いし、寄附していただく方も、この町でも喜んでもらい、効果を上げております。

このような事例を踏まえて、積極的な活動をしていくお考えがあるのか伺います。

2番目の、足柄と南足柄市を結ぶ道路開設についてでございます。

道路開設には概算840億円もの経費がかかり、過去に南足柄市長の理解が得られなかったという答弁がなされました。多くの困難はわかりますが、20年余がたった現在は、数多くの震災に対する防災や対応が必要になってきております。

また、この道路は小山町だけでなく、南足柄市にも多くのメリットがあると考えます。このルートにこだわらず、南足柄市と共同で、今後検討していくお考えがあるのか伺います。

最後、とんぼの里づくりについてでございます。

先ほど話しましたように、国連生物多様性の10年日本委員会が提案しておりますにじゅうまるプロジェクトやとんぼの生物多様性向上10年プロジェクト等がございます。このようなものに小山町でも参加していくお考えがあるのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、ふるさと納税寄附の人数及び寄附額についてであります。

小山町民が都道府県や他の市町村に寄附した件数及び金額ですが、住民税の課税資料によるもので、平成25年中が8件、34万3,000円、平成24年中は6件、27万8,000円、平成23年中は68件、323万4,735円となっております。

また、小山町への寄附は、平成25年度が70件、390万7,000円、平成24年度が5件、127万5,000円、平成23年度が5件、60万5,000円となっております。平成25年度の件数、金額ともに多い理由は、大砂嵐関への化粧まわし贈呈のために寄附を募ったためであります。

今後の寄附動向及び予想につきましては、大変難しいことですが、大きな変化は生じないものと考えております。

次に、積極的な活動をしていく考えがあるかについてであります。

積極的な活動により寄附を募っている自治体があることも承知しておりますので、今後、多くの事例を研究し、小山町にふさわしい活動をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

足柄と南足柄市を結ぶ道路開設を、南足柄市と共同で今後検討していく考えはというご質問であります。現在、南足柄市の矢倉沢と箱根町の仙石を結ぶ林道を活用して、神奈川県が県道南箱道路を東京オリンピックが開催されます2020年までに整備し、開通を目指しております。この道路整備事業におきましても、地下水への影響やトンネル構造による事業費の増大などを考慮し、計画を見直したということを伺っております。

また、南足柄市は、観光や小山町への交通として、現道の県道御殿場大井線を重要路線と考え、早くから神奈川県がこの県道の整備に着手し、矢倉沢から県境の万葉公園までの間の拡幅やポケットパークなどの整備を既に完了しております。今は静岡県側の整備を待っているという状況にあります。したがって、町といたしましては、本県側の県道足柄峠線の整備を優先に、県にお願いしていくことが先決であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 3番目の再質問にお答えをいたします。

国連生物多様性の10年日本委員会が提案いたしますにじゅうまるプロジェクトや、田んぼの生物多様性向上10年プロジェクトへの町としての参加については、現時点では具体的な構想は持っておりません。しかしながら、それらのプロジェクトの目的とするところや、その内容は、小山町環境基本条例の理念や条例の目的を実現するための環境基本計画にも合致する内容であります。今後、小山町環境基本計画のアクションプログラムに基づく各種事業を推進する中で、プロジェクトへの参加の必要性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番（池谷 弘君） 以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 本日は、「内陸のフロンティア」を拓く取組事業の進捗について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、未曾有の爪跡を残しました。3年半を経過した今日も、復旧、復興の道半ばであります。

このとき、沿岸部において津波による被害が甚大であったことを踏まえ、県は、防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを実現するため、内陸フロンティア推進区域を設置し、内陸のフロンティアを拓く取組の静岡県全域への拡大に向け、市町の取り組みや事業の具体化を

強化し、内陸フロンティア推進区域に指定された区域には、通常の企業立地に関する助成制度に加え、補助率及び限度額の引き上げや設備投資等を行う中小企業への貸し付けに対する利子補給など、県の重点的な支援を行ってきております。

本年におきましての全体的な流れは、5月13日、県内10市町から24件の指定申請を受け、6月3日には推進区域指定、7月3日には総合特区計画変更認定と進んできております。

また、県企業局と小山町が本年3月25日に協定を締結し、連携して、小山湯船原工業団地を開発することが報じられております。

町では、県内唯一の第二東名未完のエリアでありながら、先見の明を持ってこの計画に取り組んでいたところ、内陸のフロンティアを拓く事業構想と相まって、第二東名開通を見越した計画を進めていることは、議員懇談会等で説明を受けております。

第二東名が完成、供用されている他の市町に比し、周到な計画ができ、有効な事業であると考えます。しかしながら、町民の一部は、町の計画についてまだまだ理解していないところがあると感じております。

そこで、次の3点について質問をさせていただきます。

まず、県企業局の工業団地造成に関わる進捗状況と今後の予定について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

小山湯船原工業団地につきましては、本年3月25日に静岡県企業局と小山湯船原工業団地開発に関する協定を締結いたしました。これにより、湯船原地区のハイテクパーク富士小山の北側約30ヘクタールにおいて、あらかじめ工場予定地を決め造成するレディーメード方式による工業団地の造成事業を企業局と連携して推進していくこととなりました。

その後、4月27日に小山町総合文化会館において、地権者を対象に、小山湯船原工業団地事業説明会を開催し、事業への御理解をお願いいたしました。5月14日には湯船区において、6月11日は南藤曲区において、それぞれ区民への説明会を開催いたしました。

8月1日には、企業局と小山湯船原工業団地造成事業用地事務委託契約を締結し、土地の取得に係る事務を小山町が受託いたしました。その一方で、本年度、企業局においては、自然環境調査、現地測量、用地測量、地質調査、設計等の業務を実施いたしております。

8月23日には総合文化会館において、小山湯船原工業団地用地・補償に関する説明会を開催し、用地買収の考え方や手順、単価の提示、補償算定について説明をいたしたところであります。

現在、本年度末までの用地買収と物件補償事務を進めるため、用地担当の臨時職員の採用など、態勢を整えているところであります。

今後は、平成27年度からの造成工事、平成30年度からの分譲開始を目標に事業を推進し、企業誘致にも全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

県はレディーメード方式により造成事業を推進しているとの発言がございました。県内の市町で同様なレディーメード方式で事業を計画しているところがありますか、伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

県内の市町で同様なレディーメードで事業を計画しているところは、現在、ございません。以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） ほかにはないということで、企業局は現在、では、オーダーメード方式で事業を推進しているところは、私の知る限りでは掛川市だけであり、レディーメード、オーダーメードともに数少ない県の造成事業であります。

県のレディーメード方式につきまして、数ある候補地の中から環境、特に豊かな水資源と広大な土地と、何よりも小山町の先進的な取り組みを踏まえ、当町に絞ったと聞いております。皆さん御存じのとおり、レディーメード方式とオーダーメード方式では、事業に対する期待度が大きく異なり、レディーメード方式に選ばれた造成計画が進んでいることは、期待度が高いと判断されたものだと推測しております。

このような中、着々と計画が進んでいるわけではありますが、より多くの町民に機会あるたびに途中経過を伝えてほしいと思います。現在までの広報を踏まえて、今後の広報のあり方について、再度伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

小山湯船原工業団地の企業誘致につきましては、事業主体であります県企業局や東京事務所、大阪事務所等と協力し、企業向けの説明会を開催してまいりたいと考えてございます。

また、事業の節目には、広報等によりまして町民の皆様に進捗をお知らせしていきたいと考えております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） では、次の質問に移らせていただきます。

静東森林経営協同組合の静東原木流通センター整備事業の概要と現時点での状況について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

静東森林経営協同組合の静東原木流通センター整備事業の概要と現時点での状況についてであります。

山林を所有する皆様にかわって、木材の伐採から販売管理までを一貫して行う、静東森林経営協同組合は、町内森林の整備を促進するため、町内及び近隣の木材関連8業者が中小企業等協同

組合法に基づき設立し、知事の認可を受けた組合でございます。

当組合は、昨年度、国の森林整備加速化・林業再生事業の補助金を活用し、上野地区の第一園芸跡地に3D自動選別機を備えた原木流通センターの整備を行い、本年4月から稼働しているところでございます。

原木流通センターに集められた木材の大半は、富士小山工業団地内の製材工場で製材され、小山町材の「富士山一金時材」として全国各地に流通していくこととなっており、3年後の年間木材取扱量3万7,600立方メートルを目標としているところでございます。

本年4月から7月末までの木材取扱量は2,808立方メートルですが、町では生土山と北山の町有林整備事業を発注いたしましたので、今後の木材搬出による取扱量の増加が期待されているところでございます。

当センターは、木材資源の有効活用を図るため、軽トラック1台分の木材でも受け入れ可能とのことですので、多くの町民に御活用いただくよう、去る7月14日には原木流通センターのチラシを各戸配付させていただいたところでございます。

議員の皆様には、各地域の木材の伐採、搬出に向けた森林施業の集約化に御協力いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

以上です。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

A材とか、要するに良質な木材についてはよろしいんですけども、ただいまの答弁の中で関連しての質問を行います。

現在、庭木とかの手入れや大きくなり過ぎた木材を処分する場合、50センチ以内に裁断して可燃物として出している町民が大半でございます。枝や樹木を可燃物として処分していることは、当然のことながら経費がかかり、かつ木材資源の有効な活用とはなっておりません。

去る7月に、木材資源の有効活用を図るため、静東原木流通センターのチラシを配付したとの発言がございました。庭木の手入れの時期には、計画的に広報していただきたいと考えます。こういう、また一般町民が搬入する場合の条件、例えば長さ、幹の大きさ等について御説明願いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

静東原木流通センターに整備された木材選別機の能力は、直径が3センチ、また長さについては2メートル以上の木材を選別することが可能ということでございます。したがって、この条件に合えば、今御質問の剪定枝について処理が可能ということでございます。また、持ち込む樹種、これについては特定をしていないということでございます。一般の方々の利用も、ますます増えていくことを期待するものでございます。

町といたしましても、この静東原木流通センターの利用が進みますよう、PRしてまいりたい

というふうに考えております。

以上でございます。

○3番(渡辺悦郎君) おおむね理解できました。主に間伐材と、直径と長さですね、これについては3センチの2メートルということで理解いたしました。しかしながら、それより小さい、例えばまきにもできないようなくらのやつも受け入れていただいたら、木材資源の有効活用や経費の削減のためになると思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、3番目の質問でございます。

富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアムの木質バイオマスを活用した次世代施設園芸導入加速化支援事業における高糖度トマト栽培事業の概要と予定について伺います。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○農林課長(遠藤一宏君) 渡辺議員の質問にお答えいたします。

富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアムの木質バイオマスを活用した次世代施設園芸導入加速化支援事業における高糖度トマト栽培事業の概要と予定についてでございます。

本事業は、湯船原地区の旧第一園芸跡地約7.2ヘクタールにおいて、国の次世代施設園芸導入加速化支援事業を活用し、高糖度トマト「アメーラ」及び、ミニトマトの「アメーラルビズ」と「ルビズゴールド」を販売管理する株式会社サンファーマーズが生産拠点の整備を行うものでございます。

本取り組みに至った経緯でございますが、生産拡大を望んでいた株式会社サンファーマーズと、県が推進する内陸のフロンティアを拓く取組の事業の区域に、企業誘致を望む本町の意向など、それぞれの目的が合致したことから、この取組が動き出しました。

また、事業用地につきましては、17人格で構成される地権者協議会から、本事業の取り組みに関し、多大なる御理解をいただき、用地の使用が可能となったところでございます。

本事業は、豊富な木質バイオマス資源の有効活用による化石燃料の削減、大規模に集約した施設によるコストの削減や冷涼な気候、交通インフラ等の地の利を生かした周年栽培及び雇用の創出、情報通信技術を活用した生産性の向上とマーケティング戦略によるブランド化の推進、これら3項目を掲げているところでございます。

また、生産者、技術支援や販売店等の民間企業、大学の研究機関、県や町からなる富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアムを組織し、関係機関の役割分担のもと、生産技術を主体とした生産部会と、販売方法・マーケティングを主体とする販売部会により、事業を推進しているところです。

事業の予算規模につきましては、総額約18億7,000万円、このうち国費が9億5,000万円の予定となっております。

栽培面積が4ヘクタール、目標収量を年間252トン、目標販売額を年間3億7,000万円としております。

事業のスケジュールについては、本年度中に造成工事と暖房技術の確立実証の試験、及び販売戦略の検証を行います。

平成27年度は実証試験をもとに暖房設備、複合環境制御装置を配した園芸施設の建築工事を行い、平成28年度から施設が稼働する計画です。

事業主体の株式会社サンファーマーズは、平成14年の大井川農場から始まり、平成21年に軽井沢町、平成24年に富士宮市に生産拠点を開設し、販売額は平成25年度時点で10億6,000万円を誇り、高糖度トマトの産地が全国で乱立する中で躍進をし続けている、静岡県を代表するビジネス経営体でございます。

本町の豊富なバイオマス資源、冷涼な気候、交通インフラ等の地の利を生かし、先進的な取り組みのもと、アメラトマトを周年栽培し、販売していくことは、全国的にも注目を集め、町のPRにつながることはもちろんのこと、アメラトマトの高級ブランドイメージと相まって、町のイメージアップにつながるものと考えております。

更に、新たな雇用が創出されるなど、非常に期待しているところであり、町といたしましても本事業の着実な実行に向け、全力を挙げて県や事業者とともに取り組んでまいります。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

詳細にわたり答弁いただきました。答弁中、新たな雇用についても発言がございました。当初、どのくらいの雇用があるのでしょうか。また、関連企業、例えばメンテナンス業等においても雇用が発生するものと考えられます。そのような技術者を育成する組織の誘致等はお考えになっているのか伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

雇用面でございますが、出荷時調整あるいは作業時等に、約30名の地元の方々を雇用するというところで聞き及んでいるところで、期待しているところでございます。

また、技術者を育成する組織の誘致、こういうことについては、まだ具体的な話はしてございません。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） ありがとうございました。今回は、現在進行中の内陸フロンティア関連事業について質問させていただきました。いずれにしましても、より多くの町民への広報が徹底することにより、町民一丸となって事業が進んでいくものと確信し、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、4番 桜井光一君。

○4番（桜井光一君） 2件の質問をさせていただきます。

1件目は、「北郷の森」整備構想と進捗状況についてお伺いします。

町長のマニフェスト「北郷の森」整備構想もいよいよ大詰めを迎え、着々と準備が進んでいることと思います。

平成25年9月定例会一般質問での町長の答弁は、「本年度より協働管理計画の具体化に向けた構想づくりを開始しております。まず、人工林の整備については、間伐の実施方針やそれに伴って必要となる路網整備などを具体的に計画する森林経営計画の策定を進めているところであります。また、森林環境教育やレクリエーションの場としての整備については、日本大学と協力して、「北郷の森」の土壌や植生の状況を調査し、自然環境の特性に応じた活用の方向性を検討しているところであります」という答弁でありましたが、1年たった現時点での具体的な整備構想と進捗状況をお伺いいたします。

なお、問題点等もあればお願いをいたします。

どんな森林公園が整備されるのか。NPO北郷創林隊のメンバーも大いに期待しているところであります。

2件目は、大砂嵐金太郎関との交流について伺います。

本年4月に大相撲力士大砂嵐関に、金太郎つながりで富士山をバックに町のシンボルマークである金太郎が入った化粧まわしを送り、話題となりました。その後、大砂嵐関と大嶽親方らが来町し、5月3日の富士山金太郎春まつりに化粧まわしを披露し、祭りを大いに盛り上げてくれました。

エジプト出身だけに、ピラミッドの頂点に立ってほしいと町民の期待も大きく、町内の大相撲ファンを魅了しました。本場所ではこの化粧まわしを着け、土俵入りをし、NHKの電波に乗せて全国に小山町のPRに一翼を担いました。町長の大ヒットと絶賛するところであります。

そこで、下記の質問をいたします。

化粧まわしの製作費の寄附実績及び状況をお伺いします。

また、今後、小山町の発展、活性化に向けて、大砂嵐関や大嶽部屋との交流やイベントなど、どのように関わっていくのかをお伺いします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 桜井光一議員にお答えをいたします。

はじめに、大砂嵐金太郎関との交流についてのうち、今後、小山町の発展につなげるため、大砂嵐関や大嶽部屋とどのように関わっていくのかについてであります。

大砂嵐金太郎関とは、金太郎という名前の御縁で、町の金太郎のロゴマークをデザインした化粧まわしを贈呈し、小山町を全国にPRしていただいたことでもありますので、これからも大砂嵐金太郎関を応援し、大嶽部屋とは良い関係を続けていきたいと考えております。

また、今年度参加いただき、大変盛り上がりを見せました富士山金太郎春まつりには、これからも参加していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 大砂嵐金太郎関との交流についてのうち、化粧まわしの製作費の寄附実績及び状況についてお答えをさせていただきます。

寄附につきましては、大変多くの方から賛同いただき、92の個人、団体の皆様から合わせて217万5,000円の御寄附をいただきました。そのうち140万円を第50回富士山金太郎春まつり記念事業として化粧まわしの製作費に130万円、大砂嵐金太郎関記念イベントの事業費に10万円を使用させていただきました。また、残金の77万5,000円につきましては、金太郎元気基金に積み立てさせていただきます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 「北郷の森」整備構想と進捗状況についてお答えをいたします。

「北郷の森」は、大御神の角取山に位置する約150ヘクタールの森林で、区域の下流側3分の2は50年以上のヒノキの人工林で占められている森林であります。

以前から「北郷の森」で森林整備等のボランティア活動をしておりましたNPO法人北郷創林隊と、森林所有者としての小山町、保安林管理者としての静岡県の三者で、小山町「北郷の森」保安林協働管理計画が策定され、それぞれが担う役割を明確にするとともに、保安林機能を発揮している森林、レクリエーションの場としての森林を目標として管理されているところでございます。

まず、人工林整備における間伐の実施及び路網整備の計画についてであります。今年度、北山施業団地の町有林整備に関する協定を平成26年度から平成30年度までの5か年、静東森林経営協同組合と締結いたしました。

本年度事業として、路網整備3,300メートルと間伐22ヘクタールを実施する予定です。更に平成27年度から平成30年度までに路網整備6,000メートルと間伐63ヘクタールを計画しています。

次に、森林環境教育におけるレクリエーションの場の整備についてであります。

昨年度、「北郷の森」の活用について、日本大学に委託した報告では、ハイキングやトレッキングの場、富士スピードウェイ観望のスポット、小中学校教育における環境教育の場、大学教育における実習の場等の提案がありました。

今年度も引き続き日本大学に委託し、昨年度に得られた調査結果等をもとに、「北郷の森」の位置付けや森林の現況と課題を、森林の空間利用に関する分野を中心にして整理し、活用方法の検討をしております。

具体的な取り組みとして、7月19日にNPO北郷創林隊からの出前講座開催依頼を受け、「北郷の森」に関する活用方法について意見交換をさせていただきました。また、8月19日には森林公園として整備されている南足柄市の「丸太の森」と小田原市の「いこいの森」の視察研修を行い、

森林の様々な活用方法を学んでまいりました。

更に、国の起業支援型地域雇用創出事業を活用し、森林資源活用着地型プログラム創出事業をNPOふじさんスポーツコミッション協会に委託し、ウッドデッキや煮炊きをする営火場等の整備を行い、首都圏在住者、教育関係者、大学生等をモニターとして招き、森林環境教育やレクリエーションの場としての有効性の検証を行ってまいります。

更にレクリエーション関連を研究している東海大学の研究室と連携し、キャンプ体験を9月と12月に実施することや、乗馬やマウンテンバイク、トレイルランニング等の実施が可能かの検証を行うとともに、路網の設置段階において、安全に配慮したレクリエーションの場としての利用が可能であるかを検証してまいりたいと考えております。

以上であります。

先ほどの答弁の中で、富士スピードウェイ観望と言いましたが、眺望スポットに訂正をさせていただきます。

○4番（桜井光一君） 再質問をさせていただきます。

「北郷の森」整備構想と進捗状況の中で、日本大学に委託した活用法の報告では、ハイキングやトレッキングの場、富士スピードウェイ眺望スポットの場、小中学校教育における環境教育の場、大学教育における実習の場の提案があったとの答弁ですが、各場ごとの提案内容の詳細な説明をお願いいたします。

それから、NPOふじさんスポーツコミッション協会に委託するウッドデッキや煮炊きをする営火場の整備と、モニターを招き森林環境教育やレクリエーションの場としての有効性の検証はいつ頃の実施の予定か伺います。

それと、東海大学の研究室と連携するキャンプ体験、9月と12月に実施する内容を伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時08分 休憩

---

午後2時21分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番の桜井光一君より、再質問に言い忘れたことがあるということで、発言を求められておりますので、発言を許します。

○4番（桜井光一君） 済みません、ちょっと先ほど言い忘れたことがございまして。こういう「北郷の森」が整備をされますと、来場者も多く訪れると思います。その場合の水場とかトイレの整備はどうするのか、当局のお考えを伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 桜井議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、日本大学へ委託をした活用の報告と、こういうことでございます。

まずはじめに、ハイキングやトレッキングの場としての活用についてでございます。報告には、富士箱根トレイルが三国山系の尾根に整備され、これに近接をしていると、こういうことでございます。このトレイルにアクセスするハイキング道の整備や、あるいは管理をするということ、また、「北郷の森」、この森林の中で気楽に短時間で眺望を楽しめるコースの設置の必要性が掲げられております。

次に、富士スピードウェイ眺望のスポットの場としての活用ということでございます。これについては、富士スピードウェイを眼下に見える位置にあると、こういうことから、開催するに当たって、レース観戦は遠目からの眺望にはなるわけですが、適度にレースも楽しみつつ、山の上から眺めるこういった施設も楽しみの一つとして整備をしていく必要があるのではないかということでございます。

3つ目として、小中学校教育における環境教育の場としての活用ということでございます。既に実施していただいております地元の北郷小学校の生徒による植林体験などを通して、環境教育の場を積極的に拡大していくということが必要だというふうに提案をされているところです。この提案については、一つ課題があるわけですが、「北郷の森」までの交通手段の確保と、それからいろいろな環境教育の場、これを受け入れるスタッフの確保が挙げられるということでございます。なお、スタッフについては、大学等の協働によって、この可能性が示されているところでございます。

4つ目として、大学教育における実習の場としての活用、これについては、「北郷の森」が、大学が首都圏に多く存在しているわけですが、「北郷の森」が距離的にも近く、あるいは人工林、天然林も豊かな自然環境を備えているということから、こうした大学教育の活用ができるというふうな提案がございます。

具体的な取り組みの事例としましては、森林整備としての間伐の意義と、それから間伐材の利活用、それからスコリア土壌における一部土砂の流出と崩壊が見られるわけですが、これらの対策、それから、近年問題となっております鳥獣被害の状況と対策、これらが掲げられているところで、この日大の方からは、委託の結果としてこれらが示されているところでございます。

それから、農林課からあと1点、水場とトイレの整備についてどう考えているのかということでございます。これについては、今後、利用者の動向を見極めながら、設置ができるかどうかについて検討をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○町長戦略課長（小野 学君） 桜井議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、「北郷の森」のウッドデッキと営火場の整備状況についてであります。ウッドデッキにつきましては、既に修復作業が終了しております。完成をいたしております。また、煮炊きをする営火場の整備につきましては、現在、作業に取りかかっておりまして、10月末までには

完成をする予定となっております。

次に、東海大学と連携したキャンプ体験の実施内容についてでございますが、これは2回実施することとなっております。一昨日、昨日、9月14、15日の2日間におきまして、「北郷の森」でこのキャンプ体験を実施いたしました。内容といたしましては、「北郷の森」のフィールド整備ということで、草刈り、あるいはキャンプの中でまき割りですとか、周辺の路網等の散策を行ったり、夜間にブレインストーミング等での意見交換なども行いました。

あと1回は、12月を予定しております。内容といたしましては、今回と同じようなことで実施をするということになっております。「北郷の森」の現在の状況の中で、今後実施可能な野外活動のプログラムですとか、キャンプサイトの整備に必要なものなどを提案していただくということになっております。

以上であります。

○4番（桜井光一君） どうも詳細説明、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 最後の登壇になりました9番 湯山でございます。

私は、少子高齢化進展する状況下、人口問題について一問一答方式において質問させていただきます。

昭和時代、大方の国民生活は信条として男子は汗水流して働き、労賃を稼ぐ。女性は家において子育てや家事に専念する。すなわち、男は仕事、女性は家庭、役割分担があり、この価値観で家庭、家族を守ることが標準的な家庭の姿でありました。

近代社会では、法の精神である男女同権が強力に推進され、男女平等、均等、男女協働参画、雇用の性別不問等々、女性が社会進出による女性の力を求める社会、女性が社会に貢献する。そのため、子育て支援をはじめ、公的諸施策が遂行をされています。

今日、にわかに国家的課題として提起されたのが、人口の減少であります。少子化は産業界労働不足、経済成長の低下、社会保障の増大など、将来への危機感を痛切に感じざるを得ないであります。

昨年5月、有識者による日本創成会議の報告では、2040年には若い女性は2010年に比較して半分に減少する。また、現在の全国自治体の半数が消滅、過疎化する市町は消えていくという驚異的試算が公表されました。まさに国家の存亡に関する重要課題として、全国知事会は少子化非常事態宣言を發表し、政府は昨年12月、将来的人口減少に鑑み、まち、人、仕事を主体とした創成本部を設置し、人口問題に積極的に対応する制度が進んでいます。

県では、人口減少対策会議により、官民一体の県民会議を発足させ、政策提言を求める取り組みが計画をされています。県議会では、人口減少特別委員会が設置をされました。静岡県の人口は2010年の国勢調査では376万5,000人をベースに、諸条件を現状維持に推計すると、2040年には

308万8,000人で、67万7,000人がなくなるという勘定であります。

我が町の人口動態の推定は、2010年2万600人が低減しつつ、2040年には1万4,800人、5,800人が減と推計をされています。1万5,000人を割る町政、町財政を考えると、町の人口をいかにして増やすかであります。

各市町では、重点施策としてこの問題に取り組みがされています。我が町にてもこの問題を真剣に取り組みしなければなりません。内陸のフロンティア、未来拠点づくりによる好条件が考えられます。我が町が一変する施策の実現に向けて大いに期待をいたします。

かつて第1次総合計画では、町の人口2万8,000人を想定し、町政の執行が作成されました。その政策が実現可能と信じていたのでありますが、現代の若者達、都市に吸収され、都市の住民と化してしまう。都会っ子になってしまう。古里に帰省する生活設計は持たない。また、経済、産業発展、時代の変遷により、人間環境の変化に、人も思想も合理的都市型の人間感覚に拡大がしつつあります。

我が町の人口は2万人の確保が必要不可欠であります。減少傾向に歯止めはないか。ボーダーラインとして、これを何とかしてクリアすべく得策は何があるか。弊害、支障には何があるか。行政（首長）、議会（議員）に課せられた責務であると考えます。

人口の減少は必然的に町の活力を損なうはもちろん、行財政は縮小される。町の規模は将来的に持続、維持することに町民は期待と不安を心に秘めています。町政における手腕の状況、包括的見地を考察した将来の町人口の動態、態様、数値はどうお考えになりますか、町長にお伺いをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

今年5月に国立社会保障・人口問題研究所から公表されました人口推計によれば、小山町の人口は26年後の2040年には1万5,065人、また、人口移動が収束しなかった場合は1万3,515人まで減少する可能性があるとの推計が示されました。

したがいまして、本町におきましても、この人口減少問題及びその対策は、大変重要な課題であると認識をいたしております。

現在、町が取り組んでいる内陸のフロンティアを拓く取組においては、新たな企業誘致による雇用の拡大により、町内への定住者の増加や波及効果としての交流人口の拡大などに大きな期待をしているところであります。

また、定住促進事業や宅地造成事業特別会計の創設など、受け皿部分の拡充も着々と進行をしております。

更に、町政の各分野においても、きめ細やかな施策を継続して講じることにより、町の魅力を底上げし、定住人口の増加につながるものと考えております。

これらによって、人口の減少を食い止め、総合計画に掲げる将来像である「富士をのぞむ 活

気あふれる 交流のまち おやま」の実現を目指してまいりたいと考えているところであります。  
以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） それでは、次に、10項目について質問をさせていただきます。答弁は、ひとつ簡潔なることを求めます。

質問の1、県の人口減少率が全国で2番目に高い数値が公表されました。東日本の震災による影響を受け、海岸地域から転出者の増でしょうか、他県から流入する人が少ないのか、県内各市町でその対策が必要と認識をされています。我が町では安閑としてられません。対応策の取り組みが必要であります。

町行政の根幹となる町民の減少に鑑み、人口問題対策委員会や担当部署の設置する対策についてお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 湯山議員の御質問にお答えいたします。

先の6月定例会におきまして、池谷 弘議員から同様の御質問をいただいております。町といたしましては、人口減少問題に対する対策検討委員会や、担当部署の設置は、現在のところ考えておりません。しかし、喫緊の課題であります少子高齢化や人口減少問題等を踏まえた上で、今後、庁内全課と関係機関等がしっかりと連携し、情報の共有を行い、施策の構築に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） まちづくりのそれぞれの各種プランにおきまして、この問題について参入していただきたいと思うわけであります。

次に、質問の2といたしまして、人口を増やすには地面が必要であります。町長もありましたけれども、受け皿がなければなりません。都市計画で定めた区域について、将来的開発行為の可能なエリアを生み出すため、必要により既存計画を改正する、行政主導による推進がなければ進展は難しく思います。人口増には住宅地の確保が不可欠にて、都市計画をいわゆる線引きの見直しなり宅地造成可能な土地を抽出することについてお伺いをします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 現在の都市計画について、線引きの見直しをし、建築物等の立地可能な区域を拡大するなどの施策を講じていくことも将来的な課題としてあると考えますが、現在のところ、具体的な計画はありません。

住宅地の確保につきましては、平成25年度から今年度にかけて改定に取り組んでいる小山町都市計画マスタープランにおいて方針を位置づけていきます。

町が提案する素案において、市街化区域内の未利用地の宅地化を示しており、現在、地域別にまちづくり会議を行って行く中において、御意見をいただいております。これらを取りまとめ、小山町都市計画マスタープランに位置づけることにより、町の方針として計画的に住宅地の確保

に努め、人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 次に、質問させていただきます。

老朽化している使用に耐えない、人が住めない町営住宅は潔く整理をする。現に、過去に建築された古い民営アパートの入居者が少ない情報があります。新設建物に転居している状況であります。次世代を見越した新たな方策を進める必要があります。町営住宅は老朽状態にて、入居するには当たらない。耐用年数を消化した住宅は解体撤収し、民間資本の導入による開発をすることについてお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 耐用年数を経過した町営住宅の取り壊し及び用途廃止につきましては、平成22年度には用沢団地3棟10戸、平成23年度には富士見ヶ丘団地2棟16戸、平成25年度には大胡田団地6棟12戸の取り壊し及び用途廃止を行いました。

今後も平成25年度に策定しました小山町営住宅等長寿命化計画により、耐用年数を経過した町営住宅につきましては、計画的に取り壊し及び用途廃止をしてまいります。

民間資金主導による、いわゆるPFI方式により、公営住宅の建設及び運営をすることにつきましては、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用し、従来の公共が自ら行うよりも効率的に公共サービスを提供することが目的となっております。

事業の類型としましては、民間事業者が施設を建設した後、施設の所有権を行政側に移管し、その施設の運営を行う方式、民間事業者が施設を建設し、運営・管理を行って資金回収をした後に行政側にその施設を移管する方式、民間事業者が施設を建設し、行政側にその施設をリースし、あらかじめ定められたリース料で事業コストを回収した後、行政側に所有権を移管する方式等があります。

民間の資金やノウハウを活用し、事業を行うメリットは事業費に社会資本整備総合交付金を充当し、残りの資金については20年から25年の割賦方式で支払いをするため起債が不要となることや、建設工事の工期の短縮や迅速化が期待できるなどがあります。

デメリットとしましては、基本構想から業者を決定し、契約するまでに通常の工事発注をするよりも時間を要すること、事業規模が小さいと事業費の削減が期待できないなどがあります。

今後も引き続き、近隣市町の実績の調査や聞き取り等を行い、民間導入による方式採用の可能性について検討してまいります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） ぜひ検討していただきたいと思っております。

質問4、内陸フロンティア三来拠点計画の実行による人口増加に大いに期待をいたします。県の計画実行による工業団地の開発事業とともに、従業員宿舍の建設がなければ、人口増加になりません。内陸フロンティア三来拠点事業は、町発展に大きな貢献につながります。このことによ

る人口増加の見込み、想定なる数値についてお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 三来拠点の取り組みによる人口増加の想定数値につきましては、いまだ試算をしておりませんが、雇用の場の創出ということにつきましては、本年6月定例会時にお答えいたしましたとおり、湯船原地区におきましては小山湯船原工業団地や、既に事業を決定した場所が、富士小山次世代施設園芸事業のようにございます。また、ほかの小山パーキングエリア周辺地区や、足柄サービスエリア周辺地区においても、新しい雇用の場を創出できる動きが出てございます。

先ほども町長が答弁いたしましたとおり、雇用の増加は人口の増加につながると考えておりますので、今後もすぐれた事業計画を立案し、精力的に企業誘致を行い、多くの町民を雇用していただけるよう働きかけてまいります。

また、人口増加のシミュレーションにつきましては、企業立地の観点からも庁内で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 大いに期待をさせていただきます。

次に、質問5、いずれの商業地域、商店街には、シャッター店舗といわれる建物があります。寂しい状況が見受けられます。人が住もうとするならば、歩いて消費活動ができることを選択します。郊外のショッピングセンターやコンビニに中心の顧客を取り戻すには、町なかに集約した商業施設の設置による近隣地域の活性化、消費者の利便、人口増加を想定した再開発事業、区画整理による改革が必要と考えます。

住んでよし、働いてよし、安心な町、魅力のある町の構築に、商業地域の再開発事業が必要であります。この点についてお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 人口減少や高齢化が進む等、社会構造が変化してきた中において、まちづくりを進めるに当たっては、高齢者にとって暮らしやすい環境、子育て世代が安心して子どもを生み育てることのできる環境、そして若者が町内に就職できる環境を整備することが必要であると考えております。

特に自家用車を利用できなくなる高齢者が買い物などの日常生活に支障が生じないよう、公共交通の移動手段の確保と併せて、歩いて暮らせる町づくりを進めることも必要であると考えております。

議員御指摘のとおり、町なかに集約した商業施設の設置による市街地の活性化、消費者の利便性を考慮した事業の実施については、国のコンパクトシティの考え方とも整合することから、配慮していくべきものと考えております。

先ほどの御質問にもありましたが、町ではおおむね10年から20年後の目指すべき都市の将来像

を明確にするため、都市計画マスタープランの改定に取り組んでおります。

具体的には、一般の方々を対象とした説明会開催、小学校区を単位とした地域まちづくり委員会の設置、また、町民アンケートを実施することにより、住民の意見を反映しながら町づくりの方針策定に取り組んでおります。

今後の町づくりにおいては、個性、魅力の創出が重要であると考え、地域の意見を反映し、土地所有者や関係機関等と連携を図りながら、町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） ぜひ推進をしていただきたいと思っております。

質問6、人口を確保していくためには、年配者には限りなく長生きをしてもらう。若き夫婦には2人以上の子どもであってほしい。出生率の向上であります。二世帯、三世帯の家庭には理想とするところではありますが、そのために住宅増改築の支援が必要であります。

最近、高齢者の死亡率が高く、半面、出生率は低迷の状況は、生と死のアンバランスでおのずと人口減になります。自然増減の状況はいかがでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 平成25年1月1日から12月31日までの1年間における出生数は133人、死亡数は226人で、出生と死亡の差は93人と自然減であります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） こうした現象は今後も続くのではなからうかと、おのずから人口減につながっていくのではなからうかと思っております。

次に、質問7、どこでも良いから家が建つ場所があればの感覚は通用しない。家を希望する人の感覚は、条件や環境に良好な場所を選びます。2万人の人口確保には、こうした条件に即した対応する時代であります。

若者の住みたい条件には、下水道が完備している、安全な場所、交通が便利である、景観が良い、こういう価値観の町の対応はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 須走において整備したような下水道区域を指定し、大規模な施設をもって下水を処理するといったやり方については、現在のところ計画をしておりませんが、合併処理浄化槽の設置に対する町の助成制度があることから、町に家を構えたいと希望する若い方々の御理解を得ていきたいと考えております。

安全なところ、交通の便が良いという点につきましては、都市計画マスタープランまたは、公共交通計画の中で方向づけを行ってまいりたいと考えております。

町における景観につきましては、世界遺産にふさわしい景観の形成及び現在の良好な景観を保全するため、景観行政を担う主体であり、景観計画を策定することのできる景観行政団体に、本年7月1日に移行しました。

景観計画については、現在、策定作業に取り組んでいるところであり、景観形成の方針や具体的な建築物や工作物に関する基準等を定めていきます。

また、構成資産である富士浅間神社のある須走地区におきましては、門前町にふさわしい景観を形成し、保全していくために、景観形成重点地区として位置付け、より魅力的な町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 次に、質問させていただきます。

毎年、高校や大学の卒業者はどこに行っているのでしょうか。町内での雇用の創出は少ない。離れて都市の生活に慣れると、都会がいいよと言う。我が町の実家は田舎になってしまう。事実、一家の跡取りである長男が在家にいない家庭が多くあります。町では雇用がないことが原因でしょうか。

学卒、高卒の町内就職状況は多くありません。町外に働く場を求めて町を去る。勤労者、町内企業の雇用バランス、有効求人倍率はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 最近の有効求人倍率についてであります。小山町が含まれるハローワーク沼津管内の6月の有効求人倍率は1.00倍で、これは前年同月に比べ0.38ポイント上昇しており、新規求人倍率は1.56倍で、前年同月に比べ0.42ポイント上昇しております。

そのうち、小山町における状況は、月間有効求職者数306人に対して、月間有効求人数266人でしたので、有効求人倍率は0.87倍となりますが、前年同月に比べ0.27ポイント上昇しておりますので、雇用の状況は改善されてきていると考えられます。

大学生や高校生の新規学校卒業者の採用につきまして、小山町企業懇話会に加盟している事業所に確認したところ、40社中、回答のあった32社のうち、地元から採用を予定している事業所は14社で、本社採用のみが4社、残り14社は採用を予定していないという状況でした。

町といたしましては、今後も地元事業者に地元からの採用枠の拡大をお願いしていくとともに、現在進めております内陸のフロンティアを拓く取組の中で、企業誘致などの雇用拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） ぜひお願いをいたします。

続きまして、質問9、町内各地区には子どもの声やにぎわいがありません。子どものいないことは極めて深刻な状況であります。学校経営において、1学級20人を割ったら合併を考えなさい、10人を切ったら合併しなさいという言葉聞いたことがあります。

町内の小学校にても、この言に近い現況が考えられます。更に減少が進むとしたら、どうなりましようか。分校、複式学級、2校、3校、学校統合、小中一貫教育、寂しい選択肢が想定されます。

人口の減少に比例して、必然的に子ども、生徒、児童数も減となる。現在の幼稚園や小学校の規模は、持続的に維持できる限界はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 学校等の規模についてであります。

適正な学校規模につきましては、これまでも検討がなされてきております。平成22年4月に小山町教育環境懇談会から町長及び教育委員長に対しまして、「小中学校における教育環境について」と題した報告がされております。

この報告書の学校規模の適正化の項目において、小学校につきましては、複式学級は課題が多過ぎるので避けるべきであり、その場合は統合することが望ましいとあります。中学校につきましては、単学級の学校については課題が多いとの意見があることから、更なる検討の必要性を感じるので、引き続き検討することが望ましいとあります。この考え方が現行の小山町の方針であると理解をしております。

小中学校等の統合につきましては、いろいろな考え方がありますが、学校は地域の文化的な拠点であり、住民の方の心のよりどころという側面も持っております。したがって、小中学校等の統合につきましては、長期的な視野に立って丁寧な説明が必要であると考えております。

小規模校には小規模校の良さがありますので、まず今は、この良いところを伸ばすことに努力をしてみたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） ぜひ、現状維持を確保するように御努力いただきたいと思っております。

最後になりました。人口を減らさず、現状に歯どめをする、維持する、新たな対策で増加を図る。この人口問題は長期的戦略となります。我が町の得意とするもの、特徴となるもの、住みよい環境づくりの構築であります。町の将来、次の世代に向け、農業では就業者の増、工・商業各分野で雇用の安定確保、町内各企業の理解と協力、官民産学一体協力が必要と考えます。

この小山町で生まれてよし、育ってよし、住んでよし、町の居住環境の整備、町の将来を委ねる人、人材育成を確保する方向はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） はじめに、この町で生まれてよし、育ってよし、住んでよし、町の居住環境の整備については、冒頭の町長の答弁でも申し上げましたとおり、内陸のフロンティアを拓く取組や、定住促進事業、そして各部署における小山町の魅力を底上げする様々な施策によって、この実現を図っているところであります。

次に、町の将来を委ねる人材を確保する方策等についてであります。農業につきましては、ほ場整備等の農業基盤整備を行い、農業の効率化や生産性の向上を図り、農家の安定した収入を確保することなどにより、後継者や担い手農家を支援していきたいと考えております。

また、雇用の確保ということにつきましては、8番目の御質問で商工観光課長が答弁いたしま

したとおり、町内の事業者に対して、地元からの新規採用者の拡大をお願いしているところであり  
ます。

また、人材育成確保につきましては、キャリア教育ということで毎年町内の事業所から小山高  
校へ出向き、1・2年生を対象に講演をしていただいたり、夏休みには職業体験を行うインター  
ンシップで、今年度は町内8事業所が小山高校生の受け入れをしていただいております。

うちの小山町役場におきましても、先月、1週間ですが、県内、県外の大学生5人、そのうち  
2人が小山町民ですが、インターンシップを初めて受け入れをいたしました。ここでは、小山町  
のことに学習していただくなど、町内企業等への就職も意識していただくように働きかけ  
もいたしました。町といたしましても、このような取り組みを今後も行っていきたいと考えてお  
ります。

そして、企業誘致への取り組みであります。議員御指摘のとおり、本町は三来拠点の取り組  
みを推進しており、既に湯船原の工業団地の造成や次世代施設園芸施設の立地が決定しておりま  
す。また、足柄地先には、高齢者の介護施設が来年の9月にオープンする予定となっております。

今後、町内各所で新しい雇用の場が創出される動きが出てきておりますので、更に企業誘致を  
精力的に行い、町民の雇用機会の拡大に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 県下30市町の中で、唯一人口が増加する町は長泉町で、他の市町は老化現  
象と判断をされました。今までに経験したことのない少子化、人口減少の進展は、核家族、独居  
老人、老老介護が現実には迫っています。お達者度では我が町の女性は県下で最低の位置付けがさ  
れています。人口の減は、財政的リスクが拡大をされます。特に社会福祉関係、行政負担に小規  
模自治体では対応が困難になります。よって、近隣自治体業務の統一化、広域連合なる対応措置、  
新たな行政サービスの変化する可能性があります。

町民人口の減少状況に将来の町政に向けて、危機危険状態として認識し、町民の他地区流出を  
防止し、女性の子育て支援、職場環境の整備、経済産業の発展、雇用関係の充実、他市町にまさ  
る政策立案を展開され、新たな小山町の人口確保に御尽力をいただきますことをお願いし、質問  
とさせていただきます。

終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月30日火曜日 午前10時開議

議案第31号から議案第44号までの議案21件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を  
行います。更に議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時07分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成26年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成26年9月30日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計収納課長	相原 浩君	町長戦略課長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健康増進課長	米山 民恵君	地域防災課長	後藤 喜昭君
建設課長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総務課長補佐	鈴木 辰弥君
監 査 委 員	池谷 浩君		

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 2番 阿部 司君 3番 渡辺 悦郎君

閉 会 午後2時00分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第4号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第5号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第6号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第22 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第3号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書
- 追加日程第2 発議第4号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書
- 追加日程第3 発議第5号 公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

- 
- 日程第1 議案第31号 町道路線の認定について  
日程第2 議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について  
日程第3 議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について  
日程第4 議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について  
日程第5 議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）  
日程第8 議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第9 議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第31号から日程第13 議案第43号までの議案13件を一括議題とします。

それでは、9月4日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） おはようございます。ただいまから、9月4日、総務建設委員会に付託されました5議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

9月18日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第31号 町道路線の認定について、議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）について、議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて、議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についての5議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された5議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、9月4日、文教厚生委員会に付託されました9議案についての審議の経過と結果について御報告いたします。

9月24日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名が出席し、審査を行いました。

まず、議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について報告いたします。

委員から、近い将来、パークゴルフ場の管理運営を指定管理に委ねるつもりか。利用料金の改定後利用客数が減っている、その分析ができているのか。この料金体系をこのまま続けていくのか。との質疑に。

今回、条例を作ったのは、パークゴルフ場を健康増進施設として明確に位置づけたい。それから、今回の一括指定管理から外したいということもあり、独立した条例であります。

料金について、体育協会から来ている資料等を見ますと、それらの分析はできておりません。今回、新たに1回当たりの料金を設定するとともに、規定の料金以内と条例で規定しています。健康増進施設として、幾らが良いのか現在検討中です。との答弁がありました。

委員から、パークゴルフ場は、独立して指定管理制度を導入するとの解釈でよいのか。また、その狙いはどこにあるのか。との質疑に。

新たに健康増進施設として位置づけたことにより、今後、直営、委託、指定管理という3つの管理方法が考えられるため、検討している状態です。との答弁がありました。

委員から、パークゴルフ場の土地、その他について私的所有権があると思うが、これについての措置は。との質疑に。

所有権関係の整備については、今回の条例制定時には行っておりません。町との賃貸借関係のままです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について報告いたします。

委員から、なぜ図書館を指定管理にしようとするのか。また、指定管理にしてメリットとなる点は何か。との質疑に。

図書館は、総合文化会館の中に一体として設置されており、その部分だけを外して管理業務を

別にすることは、余計なお金がかかることでもあり、必要最低限の指定管理ということで整理しております。メリットとして、社会教育事業全般の中で図書館事業が推進されると思います。総合文化会館と一体的に指定管理するのがよいと判断をしています。との答弁がありました。

委員から、公立の図書館は別に果たす役割があるはずで、小山町で、もし図書館を指定管理にした場合、今とどこが変わるのか。との質疑に。

基本的には変わらないと思っています。ただし、今までやっていた業務について、ほとんどの業務を指定管理者に移行するわけですが、協議会を設置し、その中でコントロールしていくことを考えております。との答弁がありました。

委員から、平成25年度、静岡県立中央図書館が発行している「静岡県の図書館」の報告の中の、文部科学大臣の発言で、図書館への指定管理制度は導入にはなじまないという認識が示されています。図書館は町の文化の集積場所であり、発信拠点です。その場を指定管理に任せてよいのか疑問です。町が責任を持って直営でやるべきと考えるが。との質疑に。

利益追求・費用削減を目的とした指定管理については、図書館にはなじまないというふうにおっしゃったと解釈をしております。限定的な指定管理という意味での整理をしております。現行の生涯学習課に司書を持っている方を正規・臨時職員は別として配置しながら、図書館業務もその方が指導助言できる体制をとっていきたいと思っています。との答弁がありました。

委員から、図書館管理は、図書館司書の免許がある人間でなくては無理です。指定管理にした場合、その点は保障できるのか。との質疑に。

募集要項の中で、図書館司書を置くという条件をつけています。なるべく今の図書館運営、考え方について変わらぬようお願いを記載してあります。との答弁がありました。

委員から、図書館は文化施設です。運営に当たる法人または団体については、専門的な知識や能力が必要ではないかと考えます。公募においては厳正に留意されたか。との質疑に。

指定管理者には町立図書館へ図書館司書の資格を有している者の配置を義務づけております。小山町文化会館等運営協議会を設置することにより、専門的知識・能力等については担保できるものと考えています。との答弁がありました。

委員から、指定管理者に対する当局の基本的な考えは。との質疑に。

図書館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育機関とされ、社会教育法で社会教育施設とされています。町では、町民の教育、文化振興を図る拠点として図書館の設置を規定しています。総合文化会館に併設され、一体管理している状況から、総合文化会館と併せて指定管理をするものです。図書館単独の事業だけではなく、総合文化会館及び体育施設と合わせた生涯学習施設全体の事業が効率的にできるものと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第33号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について報告いた

します。

委員から、指定管理制度導入のメリットの説明と、文化会館2階に設置している緊急時における対策本部の機能や運営について説明をお願いしたい。との質疑に。

指定管理者制度を導入することにより、施設のより効果的、効率的な管理に民間の能力を活用することができ、住民サービスの向上が図れるものと考えております。緊急時における災害対策本部については、文化会館2階小会議室の財産処分を行い、専用室として利用できるように考え、現在、防衛と協議中です。との答弁がありました。

委員から、指定管理になった場合、もうけ第一主義になって、文化芸術のレベル低下を招かないか。運営協議会が本当にブレーキ役になって、小山町の文化水準のレベルアップに寄与できるのかどうか。指定管理ありきでなく、詳細な仕様内容も検討したい。順番が逆ではないか。との質疑に。

募集要項の中で、現在の公演数等について確保するように記載し、ある一定の金額について町が補償して、演目については協議会の中で検討できる体制にしたいと考えて、募集要項等を整備しています。平成25年7月に議会にお話をしてありましたので、平成27年4月1日から実施するために、同時並行的に検討しなければならなかったものです。との答弁がありました。

委員から、営業活動と町民活動の整合性は。との質疑に。

指定管理者募集要項等で、公的行事については年度ごとに利用日の年間利用調整を行うこととしています。また、営業活動と町民活動の整合性については、小山町文化会館等運営協議会及び連絡調整会議の中でも検討できるものと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第4号）について報告いたします。

委員から、生涯スポーツ人材育成事業の内容は。との質疑に。

緊急雇用創出事業補助金を活用し、生涯スポーツ推進のため、各種スポーツの指導に精通した人材またはスポーツ事業の企画立案等で即戦力となる人材を各種講習会に参加することや、スポーツ関連の資格を取得することを中心に育成し、スポーツ関係団体等への就労につなげることを目的とした事業です。NPO法人小山町体育協会を対象として考えている事業です。との答弁がありました。

委員から、障害児施設措置費負担金の内容は。との質疑に。

児童福祉法に基づく障害児通所給付の県の負担金で、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する経費の一部を負担しております。放課後児童通所支援事業が歳出となっており、昨年の実績から、今回利用者が2倍以上に増加していることから、歳入歳出とも増額の補正を行ってい

ます。との答弁がありました。

委員から、学校管理寄附金の内訳は。との質疑に。

一色郷栄会様からの寄附金です。綱山五徳会様からの寄附金と合わせ、北郷小学校及び北郷中学校の各教室へ扇風機を設置しました。との答弁がありました。

委員から、分団車庫外灯設置工事関連で、分団の外灯の設置状況と老朽化の車庫の現状は。との質疑に。

分団詰所は町内の7か所にあり、既に車庫に外灯を設置して活動をしている詰所は4か所分団です。現在建設中の第3分団車庫詰所にも外灯を設置し、夜間の団員の安全管理を確保する体制が整っています。その他、外灯の設置が計画されていない第1分団車庫につきましては、今後整備していきたいと考えております。小山町消防団車庫詰所の老朽化の状況ですが、現在建設中の第3分団を除く全ての分団車庫が耐震性構造と把握しています。との答弁がありました。

委員から、スクールバス運営事業費の内容は。との質疑に。

地域公共交通会議の検討を経まして、この10月から巡回バスのあり方が変わります。これまで巡回バス等を利用していたスクールバスが、こども育成課の管理になることから、必要となる経費を予算計上しました。内容は、マイクロバスの車検費用や、想定される修繕料、燃料費などが主なものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、繰越金が1,971万8,000円補正されている。この補正は、歳出で必要性があって計上されたのか、あるいは規定に基づいて計上したのか。歳入の補正金額の算出根拠は。との質疑に。

これは、繰越金の確定によるもので、精算に基づいて確定したもので、ここに補正したものです。との答弁がありました。

委員から、もう少し基金を多く積み立てるべきだと思うが。との質疑に。

昨年中、1億円基金を取り崩し、その後、月々の支払いに対応するため4,000万円追加して取り崩しをさせていただいたので、ここである程度金額が繰越金として出てきましたので、追加して取り崩した4,000万円を基金に移したということで、結果として基金1億円を取り崩したということになります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）の3議案につきましては、特に質疑もなく、採決の結果、全員

賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された9議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第31号 町道路線の認定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第32号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 私は、議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

公立図書館の指定管理制度については、多くの議論がされております。静岡県では、静岡県中央図書館が出している平成25年度「静岡県の図書館」において、県内図書館の動きを細かく調査し、報告しております。それによると、国における議論でも、公立図書館はきちんと行政が直営でスタッフを配置して運営すべきだという見解を示しています。

また、指定管理者制度の導入による弊害についても十分に配慮し、検討することと述べ、平成20年の文部科学大臣の発言では、図書館への指定管理者制度の導入はなじまないという認識が示されています。これらを受けて、本県でも県立図書館も指定管理者制度はなじまないという認識でいますし、静岡市は図書館協議会が図書館の管理運営形態は直営がふさわしいという報告書を提出し、市としても直営の方針を打ち出しました。

一方、お隣の御殿場市は、窓口サービスだけに限定して、市の第三セクター、具体的にはG S Kに業務委託していますが、バックヤードはきちんと市の職員がその職責を果たしております。図書館は町の文化の集積場所であり、発信拠点です。その図書館を指定管理にして業務を任せるとは、町が担うべき文化の伝道を放棄することにもなりかねません。いくら運営協議会を設置し、適正かつ円滑な運営を図ると12条でうたっても、根本的な直営とは異なる以上、町として図書館運営と図書を通しての文化の発信をするという視点で捉えた場合、本当にそれでいいのかという疑問を持たざるを得ません。

文教厚生委員会での議論では、指定管理にする理由として、総合文化会館内の一体施設であり、管理費に余分なものがなくなるという説明をしていましたが、そう大金にはならないと思える管理費の削減が大事なのか、図書館を誰が責任を持って運営するのかという根本的な理念が大事なのか、その本質論で考えるべきものと私は考えます。現状でも2名の職員でその任に当たっており、人員削減のしようもない上に、指定管理に移行する大きなメリットが見出せません。

私は、総合文化会館の指定管理については、民間活力を生かしながら、金太郎ホールの自主文化事業などの多角的な取り組みが可能になる点から反対はしません。しかし、図書館については別です。総合文化会館とは切り離し、図書館は今までどおり直営で、町が責任を持って管理運営すべきものと考えます。

また、今回の指定管理についての当局提案は甚だ唐突で、議会との十分な議論の時間が保障されないまま議案の可否を求めています。

以上の理由から、私は本条例案に反対の意を表明いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。4番 桜井光一君。

○4番（桜井光一君） ただいま議題となっております議案第33号 小山町立図書館の設置及び管理に関する条例につきまして、承認すべき立場から賛成討論を行います。

現在、全国の公立図書館では、新たなニーズや地域の情報基盤としての図書館に寄せられる期待が高まる一方で、図書館の設置者である自治体の厳しい財政状況に伴い、公の施設である図書館でも予算削減、人的資源の確保が困難な状態にあります。この厳しい財政状況は、今後も続くことが予想され、図書館サービスを拡充するために必要な資源は、必ずしも十分とはいえません。限られた資源と厳しい財政状況に対応するには、新しい管理運営手法であり、指定管理制度を推進すべきと考えます。

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理制度として指定管理者制度が導入されて以来、社会教育法により社会教育施設と定められた公立図書館においても、その管理運営を指定管理者へ委託するケースが増えています。平成24年には、図書館の設置及び運営上の望ましい基準が告示され、その中に指定管理者を規定する項目が盛り込まれ、それまで曖昧であった図書館運営における指定管理者の要件が明確にされています。しかしながら、現状においても公立図書館への指定管理制度の導入の是非をめぐっては多くの議論が続けられており、更に、佐賀県武雄市図書館のような、これまでの委託形態とは異なった形での運営が行われている図書館も見られるようになって様々な形態の指定管理が行われています。

現在、公立図書館では、新たなニーズや地域の情報基盤としての図書館に寄せられる期待が高まる一方で、図書館の設置者である自治体の厳しい財政状況に伴い、公の施設である図書館でも予算削減、人的資源の確保が困難な状況にあります。この厳しい財政状況は今後も続くことが予想され、図書館サービスを拡充するために必要な資源は必ずしも十分とはいえません。限られた資源と厳しい財政状況に対応するには、新しい管理運営手法である指定管理者制度の可能性が必要ではないかと考えます。

現在の公立図書館の概況を図書館の施設数・施設利用者数・資料費予算額から概観すると、2009年度の全国の図書館数は3,165館に上り、そのうち地方自治体が設置した公立図書館は3,140館であり、日本の図書館の99.2%が公立であることがわかります。この数は10年で1.2倍の増加率で、施設利用者数も年々増加しており、10年で1.5倍の増加率を示しております。

一方、全国の図書館資料費の予算額は1999年にピークを達し、その後減少傾向にあります。ほかにも人件費を削減するために専任職員を非常勤職員にしたり、施設管理費なども見直したり、全体の予算額は減少傾向にあります。この概況を踏まえ、指定管理制度が検討され、平成15年の地方自治法の一部改正により、これまで公の施設の管理運営は地方公共団体が2分の1以上出資する法人、公共団体、公共的団体の3つに限られていたのに対し、株式会社やNPO法人も公の施設の管理運営を行うことができる制度に変化しました。

公立図書館での指定管理の導入状況は、日本の図書館3,165館のうち、地方公共団体が設置した公立図書館は3,140館であり、図書館全体の99.2%が公立であります。そのうち、指定管理制度が

導入された図書館は203施設で、導入率は全体の6.5%にとどまっておりますが、前回調査した2005年度と比べると、導入館数は149館と増加しています。

公立図書館の課題として認識しなければならないと考えますが、指定管理者制度は公立図書館になじまないという意見もあり、指定管理者制度にある本質的な問題は、物的能力・人的能力・指定期間・賃金労働条件にあると言及しています。

自治体については、図書館の運営の使命と目的を明確にすること。指定管理者制度を導入する目的と、導入してから達成してほしい目標を提示し、サービスを向上・進化することができる仕組みを提示すること。官民の業務分担・裁量権を検討し、責任範囲を明確にすること。図書館の利用者・潜在的利用者・地域特性を考慮した上で、長期的な視点で事業計画が立てられるような枠組みを指定管理者側に提示し、指定管理者が一定の収益が構築できるようにすること。

また、指定管理者については、図書館の利用者・潜在的利用者・地域特性が考慮された枠組みをもとに、中長期的に効果を上げることができる計画と目標を策定すること。これまでの図書館業務経験や知見を生かした取り組みを蓄積するとともに、職員が継続して働くことのできる研修の実施・給与制度等雇用の継続と安定化を図る仕組みづくりを進めること。独自の取り組み、図書館運営の経験の蓄積を通して、その手法を確立していくことと具体的に指摘されています。

これに対して、文部科学省は、平成24年12月に、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（以下旧基準）を改正し、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（以下新基準）として告示しています。その中で、公立図書館の運営に関して、旧基準では、市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ、地域の実情に即した運営に努めるものとするのみ規定していましたが、新基準では、指定管理制度の導入を受け、図書館運営環境が多様化してきたことから、公立図書館の運営の基本として、図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。図書館の設置者は、当該図書館の管理をほかの者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図れるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準を定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。というように規定されており、旧基準の改正に当たっては、日本図書館協会は図書館の設置目的達成のために、原則として設置者が管理することとしており、指定管理者制度の導入や基幹的業務の外部化について検討する場合には、図書館法改正の審議における文部科学大臣の答弁、総務省通知「指定管理者制度の運用について」等を引用し、図書館の設置目的達成のために適切な管理を行うことに留意し、

基準策定が行われるべきであるという意見を表明しています。

公の施設とされる公立図書館への導入には、平成17年1月に文部科学省の全国生涯学習・社会教育主管部課長会議において、社会教育施設における指定管理者制度の適用についてとして、図書館等の社会教育施設については、指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業者にも館長業務をはじめ、全面的に管理を行わせることができること。社会教育法第21条第1項、図書館法第13条第1項及び博物館法第4条第1項が館長の必置を定めているところ、図書館等に指定管理制度を適用する場合においても、地方公共団体または指定管理者が館長を必ず置かなければならないこと。図書館等に指定管理者制度を適用する場合において、指定管理者が雇う者は公務員ではないことから、教育委員会の任命権の対象ではなく、社会教育法第21条及び地方教育行政法第34条には適用されず、教育委員会による任命は不要であること。

更に留意事項として、公共図書館等における指定管理者制度の適用について、住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体が指定管理者制度を適用するか否かを判断する。指定管理者に管理を行わせる業務の範囲については、施設の目的や態様等を踏まえ、地域の実情に応じて、公の施設の設置目的を効果的に達成する観点から設定し、条例において明確に定めること。図書館等に指定管理者制度を適用する場合においても、施設の適正な管理の確保に努めるとともに、個人情報の取り扱いには特に留意すること。図書館に指定管理者制度を適用する場合においては、利用料金の設定に際して、図書館法第17条が入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価の徴収を禁じていることに注意すること。管理委託制度を適用している施設について、管理委託制度にかえて引き続き指定管理者制度を適用する場合においては、平成15年9月2日から起算して3年以内に当該施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者の指定等を行う必要があることとの見解が示され、公立図書館に関しても指定管理者制度の導入が可能であるとされています。

指定管理制度を導入している図書館で見受けられるのが、利用者本位のサービスの向上であり、取り入れた図書館の理由として、民間のノウハウを生かしたサービスの向上などを挙げています。

このような現状を踏まえ、小山町も管理のあり方の見直しと、今後の町立図書館のあり方に関して、指定管理制度の導入により利用者本位の住民サービスを充実させる方向を選択したと考えます。

よって、小山町立図書館の設置及び管理に関する条例を承認すべき立場から賛成討論を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立多数です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第4号)について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第9 議案第39号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第41号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第42号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第43号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第14 認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第4号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第5号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第6号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第14 認定第1号から日程第20 認定第7号までの平成25年度決算7件と、日程第21 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、合計8件を一括議題とします。

それでは、9月11日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） 9月11日、総務建設委員会に付託されました平成25年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係4件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、足柄ふれあい公園使用料の内訳は。また、ふれあい公園内にあるパークゴルフ場利用者の過去からの動向は。今後の使用料収入アップについての方策は。費用対効果がどの程度が望ましいか。との質疑に。

使用料の内訳ですが、パークゴルフ場の使用料が41万3,200円、ふれあい農村公園の使用料が39万4,000円、自動販売機の設置使用料が9万6,792円、合計で90万3,992円という内訳になっています。パークゴルフ場の利用者数は、平成22年度が695人、平成23年度が758人、平成24年度が1,585人、平成25年度が1,395人という内訳となっています。使用料のアップについては、今後とも町内各施設にパンフレット等を置き、町のホームページ等でPRをしていきたいと考えています。費用対効果について、公園管理者の全てを使用料で賄うことはなかなか難しいと考えています。歳出の削減を図り、今後ともパークゴルフ場あるいはふれあい公園の利用者を増やす方を検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、パークゴルフ場は、ある程度のアンジュレーションをコースに作ることができるのか。との質疑に。

コースのレイアウトについては、地元の皆さんの御意見を伺いながら改修をしていきます。少しずつコース改善が図られていますので、引き続き改修等は検討したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、町外の人がどのぐらい利用しているのか。との質疑に。

町外・町内の内訳について、現在は把握しておりませんので、今後は整理をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、住宅使用料について、未納者はどのぐらいの人数なのか。未納最高金額はどのぐらいか。未納者に対して法的手段に訴え、退去を含めたどのような収納策があるのか。との質疑に。

未納者数は平成25年度末現在で117人です。未納最高額は年度内中最高262万7,600円です。法的手段については、24年度に3件、長期滞納者に対して住宅の明け渡し請求訴訟を行っています。訴訟対象者を決めるに当たり、保証人の確認作業を現在行っているところです。会計収納課と連携を図りながら進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、町民いこいの家利用料、道の駅地域振興センター利用料について、指定管理者になって当局の期待どおりの結果になっているのか。また、道の駅交流センターを含めて、指定管理者になってからの問題点やよかった点は。との質疑に。

町民いこいの家あしがら温泉について、指定管理者という地域の民間活力を導入することによって、利用時間の延長など、利用者の利便性を高めるという取り組みを行うことにより、平成24年度の10万7,528人から、平成25年度は11万7,217人となっています。その結果、利用料を当初予算の448万4,000円から32万7,000円増額補正しています。

道の駅地域振興センターについて、平成25年度道の駅地域振興センターの歳入は、施設利用料として2,226万3,484円で、平成24年度に比べ若干減額しています。施設利用料の算出根拠となる施設の総売上が平成24年度に比べ1,000万円程度下がっています。この大きな要因の一つとしては、2月の大雪による影響により、営業ができなかったことで下がっていると考えられます。これらの要因から判断すると、施設全体の売り上げとしては、ほぼ前年並みであったと考えています。

指定管理者導入の効果は、民間の活力を導入したことにより、イベントなどを数多く道の駅で開催し、12月31日にも営業するなど、道の駅のPRと売上増加に取り組んでいるところです。また、消耗品購入や管理委託契約、簡易な修繕等は直接指定管理者が対応しているため、迅速に対応ができているところです。問題としては特にありません。との答弁がありました。

委員から、25年度で光ファイバ網が小山町に整備されました。今後の活用は。との質疑に。

年度内、町内に小山町地域公共ネットワークプロジェクトチームを職員で立ち上げ、光ファイバの利活用について検討しています。更に、NTTからも各種住民サービスについて、セミナー、あるいはデモをしており、多くの職員がこの研修を受けています。

現状では、光ファイバを活用したサービスを検討中で、具体的なものは現在ございません。ただし、富士山が世界遺産に登録されたことにより、富士山周辺のネット環境を整備するため、スマートフォンやタブレット向けのフリーのWi-Fiスポットの整備を進めています。町としてもWi-Fiのフリースポットの整備を今後考えていきたいと思っております。なお、現在、文化会館にはWi-Fiのフリースポットが整備されており、本庁舎には自販機設置のサービスでWi-Fiのフリースポットを置いています。今後、道の駅や公共施設にWi-Fiのフリースポットを設けることを検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、富士山麓特用林産物開発業務について、本会議でアンケートをとっていると話があったが、その結果をいつ出すのか。今後の予定は。過去にこのような開発事例があるのかどうか。との質疑に。

アンケート調査は、あくまでも基礎資料の収集及び現状の分析のために業務の一環としてアンケートを実施しました。アンケートの結果のみを公表していくことは、今後予定がありません。調査結果の公表は、個別に請求があれば、可能な範囲で対応していきたいと考えています。

過去の開発事例としては、須走地区のNPO木の根会が取り組んできた経緯があります。試験的に行っている取り組みですが、広場の倒木処理、一部のキノコや山菜（サンショウ）の種をまいた、あるいは接ぎ木をしたということで、今現在、その成果を確認しているところです。との答弁がありました。

委員から、現在の有害鳥獣の捕獲頭数と捕獲計画頭数は。また、計画どおりにいつているのか。今後、捕獲数を増やすために、現在の問題点と今後の対策は。との質疑に。

平成26年度の捕獲頭数は、平成26年3月1日（許可日）から8月末までの数字で、シカ118頭、イノシシ36頭です。本年度の捕獲目標頭数は、シカ175頭、イノシシ80頭という目標となっております。町では、平成25年度に有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金制度を制定しました。これによって従事者を増やしていこうとする取り組みも行っております。また、電気柵やワイヤーメッシュの設置をしております。との答弁がありました。

委員から、有害鳥獣が広域的にどのぐらい頭数があるのか、確認してからでないかと減らしていく頭数が出てこないと思う。現在、どの程度の有害鳥獣がいるのか。との質疑に。

現在、県が把握している数字で、県東部でシカが1万7,000頭いると言われております。小山町でどのぐらいいるのかということは把握し切れれておりません。また、イノシシについても、頭数を確認する手段がないため、把握しておりません。との答弁がありました。

委員から、富士登山案内人配置業務の案内回数は。また、緊急雇用ということではあるが、次年度以降も案内人配置を行っていく考えは。との質疑に。

平成25年度の配置期間63日間の中で、総案内人数が1万4,329人、その内訳として、登山指導が1万4,001人、観光案内が216人、下山間違いが73人、その他として、トイレの案内など簡易なものが39人でした。参考として、平成26年度に対応した実績は63日間で、総案内人数は9,414人でし

た。次年度以降の案内人配置について、案内の実績もあり、配置していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、定住促進事業の助成について、町内、町外、県外の構成と年代層は。特に町外からの定住促進について考えていることは。との質疑に。

土地、建物、賃貸を含めた数字で、町内の転居者は28件、町外からの転入者に対して35件、そのうち、県外から来られた方は8件です。年代別は、20代が19件、30代が26件、40代が14件、50代が4件です。なお、北駿材使用住宅への助成金は8件あり、土地の購入助成との重複があるため、全体の助成件数71件から8件分を控除した63件ということでした。

町外からの定住促進に関して、現在鋭意進めております御殿場市内住宅展示場以外の三島市・富士市内、小田原市・秦野市内にある住宅展示場に赴いて、町の定住促進事業助成制度や不動産バンクの物件案内を実施しています。との答弁がありました。

委員から、フィルムコミッションロケ協力費の内容と、現在の状況と今後の見通しは。との質疑に。

平成25年度の撮影本数は合計で177本です。主なものは映画、ドラマ、プロモーションビデオ、コマーシャルが主なものです。延べ日数は510日です。経済効果として、食糧費、宿泊、使用料、オープンセット、出演料等を合計して1億1,206万9,755円です。平成25年度までは撮影ポイントが町内に点在していましたが、撮影ポイントが減ったため、今年度は減っていくのではないかと考えています。との答弁がありました。

委員から、町は有害鳥獣を捕獲後、どのようにしているのか。全国ではジビエ料理が話題になっているが、今後、有害鳥獣被害を逆手に取ったような対策の考えは。との質疑に。

ジビエとして利用しているのは非常に限られた数です。有害鳥獣の捕獲は猟友会にお願いしていますが、ジビエとして利用が少ない理由として、ジビエとして活用する場合、捕獲後、速やかに処理をしなければなりません。その施設が整っていないということがあります。したがって、ジビエについてはなかなか進んでいないというのが現状です。との答弁がありました。

委員から、捕獲したシカやイノシシはどう処理しているのか。との質疑に。

捕獲後の処分は、猟友会でも苦慮しているところでございます。捕獲後は問題とならない場所を掘って、そこに埋めています。現在、小山町に限らず御殿場市など広域的な問題として処分場を作ることができないかと検討しているところです。との答弁がありました。

委員から、借金時計の取り組みは非常に良いことだと思うが、パソコンが使えない人は見ることができない。庁舎の玄関に1か月とか6か月などのスパンで掲示し、パソコンが使えない人にも見えるようにしてはどうか。との質疑に。

ホームページ上で借金時計をリアルタイムの数値で掲げていますが、提案があった内容について、前向きに検討させていただきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、小山町の現在の合併処理浄化槽の普及率は。今後もこの事業を継続していくのか。

との質疑に。

合併処理浄化槽の現在の普及率は、県の公表した資料では、小山町は34.1%となっています。助成事業は引き続き助成を行っていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、過年度町税過誤納金還付金が2,000万円近い金額だが、内容は。との質問に。

ゴルフ場の固定資産評価について課税誤りがあり、還付させていただいたものが主なものです。現在問題となっている還付問題も、還付する必要があるればこの科目から支出します。小山町では問題ありませんでした。との答弁がありました。

委員から、企画渉外総務費の不用額が3,600万円ほどあるが、その理由は。との質疑に。

光ファイバ網整備事業費において当初見込んでいた事業費が大きく削減されたことが、精算時でないとはわからなかったため、3月補正時点で減額できなかったことにより、不用額のうち、ほとんどが補助額の残となっています。との答弁がありました。

委員から、活性化センターについて、使用回数が少ないので、6次産業化も叫ばれており、活性化センターを営利目的に使っていくことはできないのか。との質疑に。

活性化センターは、現在、設置条例を設け、その目的に従って運営しています。有効活用していく手段を検討し、その中で費用対効果が十分得られるよう、運用の方法を研究してまいりたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定2件については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員から、平成24年度、25年度は、給水原価が供給単価を上回っているが、この原因と今後の予想は。との質疑に。

原因として、水道使用料の減少と、減価償却費などの水道事業費用の増加によるものです。今後は、節水意識の向上や給水人口の減少により、水需要の伸びが期待できない厳しい状況が予想されます。平成26年4月に料金改定がなされ、平成26年度3期分までの水道使用料の現況を25年度決算に合わせ推測すると、給水原価が供給単価を上回る逆ざや減少は改善されると考えています。との答弁がありました。

委員から、欠損額及び欠損金額が年度ごとに増えていますが、この原因と対応は。また、水道使用料未収額について、滞納の人数と最高滞納額は。給水停止も含めた滞納低減策は。との質疑に。

納期が到来し、未納となっている方については、口座振替不能通知や督促状、催告書を送付するなど、自主納付を促すとともに滞納整理による納付や納付指導を行っているところです。生活

困窮や居住不明、納付指導をするが納付されない方など、未収金の解消が容易に図れないのが現状です。水道使用料の滞納人数は平成21年度から25年度までの5年間で2,090人、最高滞納額は31万円となっています。今後は、滞納者が常習化していることから、水道事業者には常時給水義務が課せられていますが、料金が支払われないときはこの義務が免除されるため、水道使用料の債務が履行されるまでの間、給水停止の措置を実施し、滞納者の解消に努めたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成25年度決算関係4件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道路線の認定箇所の確認及び町道3975号線橋梁整備工事（(仮称)須川橋下部工）の確認のための現地視察を実施しましたことを報告します。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから9月11日、文教厚生委員会に付託されました平成25年度決算の、委員会での審議の経過と結果について報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、各種がん検診の受診率を昨年度と比較して見ると、低下しています。それらの原因をどう分析しているのか。との質疑に。

平成20年度から受診率は県内上位となり、現在でも数十人の上下により推移していますが、受診率の上下はあるものの、おおよそのこの受診率を維持しているものと考えております。年代別に見ると、胃がん健診が30歳から50歳までの男性が、子宮がん検診では20歳代、30歳代、70歳代の受診率がそれぞれ低くなっていることを把握しております。今後、啓発と受診の利便性の向上に向けて、受診率向上、未受診者の理由の把握に努めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブについて、各クラブの運営主体の違い、保育の質、指導員の勤務条件の違いなどについて、基準の統一に向けた検討を平成25年度内でされたか。県内の多くの自治体が、この9月議会に基準の条例案が提出されていますが、本町の見通しは。との質疑に。

本年度から、各クラブの公平さを保つために、委託料の算出基準を大きく変更したところです。過渡的な段階ですので、来年度新たに制度が発足することもあり、今後、保護者会や指導委員会と協議を重ねていく必要があると考えています。

条例案ですが、現在の状況は、原案を作成しているところであります。新設が必要なほかの条例とともに、議会12月定例会に上程したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、一時的保育保育料の一時的保育とはどういうものか。待機児童はいるのか。保育希

望者が増加した場合、それを受け入れる態勢にあるのか。との質疑に。

一時的保育は児童福祉法に規定する、家庭で一時的に保育が困難になった乳幼児を保育園で一時的に預かる一時預かり事業です。待機児童は、平成25年度については実績はありません。ただし、今年度に入り、年齢的には希望どおりに入れず、待っている状況の方もおります。平成27年4月から新たな子ども子育て支援計画を立てます。現在策定している最中ですが、今の施設レベルで十分に受け入れ態勢ができるという方向になっています。との答弁がありました。

委員から、交通指導員活動費で、現在25名の指導員体制で行っているとの説明ですが、平均年齢と後継者の育成状況は。との質疑に。

交通指導員25名の平均年齢ですが、65.4歳です。このうち最高齢は73歳、最少年齢は46歳となっています。交通指導員の方には、御殿場警察署の交通安全指導員から実技指導を受けていただき、静岡県交通指導員会連合会主催の初級・中級研修会への参加をお願いし、実技の習得をお願いしています。との答弁がありました。

委員から、手話奉仕員養成講座負担金の内容は。町内在住の手話奉仕員は何名いるのか。との質疑に。

御殿場、裾野、小山町の2市1町で実施している講座があります。入門課程と基礎課程を各年で実施しており、平成25年度は基礎課程を行いました。主に講師の関係費用を負担するもので、負担割合は2市1町の人口割を使っております。25年度は25人が受講し、小山町民は3名です。町内の手話奉仕員ですが、その数は把握しておりません。手話通訳の派遣事業を利用している方は3名です。小山町の手話奉仕員の登録者はおりません。との答弁がありました。

委員から、ALT派遣で小学校における学年、クラスごとの授業時間数、中学校におけるクラスごとの授業時間数は。との質疑に。

町内5小学校に1人のALTが配置されています。町内の小学校において、年間34時間、1学年について配置できることとなり、実際、町内44学級を考えると、年間23.2回の配置が現状です。3中学校に1人のALTが配置となります。1校当たり年間68日が配置となり、1学級当たりに換算すると、町内22学級あるので46.4回、年間来ている計算になります。との答弁がありました。

委員から、消防団員の状況を見ると、本部及び第1分団から第5分団まで、定員に満たない人数しか団員がいないようです。団員の増員対策の強化を図らなければなりません、具体的にどうするつもりか。との質疑に。

充足率については93.6%となります。募集方法として、町内での催し会場での消防団の重要性を広報し、団員の勧誘を行っております。分団員の知人や友人を積極的に勧誘しておりますので、勧誘された団員の勤める事業所等に伺い、団員が活動しやすい環境を作りたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、総合文化会館の自主文化事業年次比較に関して、有料公演の入場者数は微減なのに、事業収入全体は大幅な落ち込みをしています。それはなぜか。との質疑に。

総合文化会館リニューアル工事により、例年2月から3月に実施している大ホールでの有料公演が実施できなかったことが事業収入の大幅落ち込みの原因となっています。との答弁がありました。

委員から、社会教育施設の利用状況の町民プールについては、成美小学校プールの代替利用の利用者減少と、パークゴルフについては町外からの利用者が激減したと聞くが、見解は。との質疑に。

成美小学校のプールを利用して開放しているところです。利用人数の減少については、利用日数の減少によるもの、また、一般の方、保護者以外の18歳以上の利用を禁止したことによるもの、子ども数の減少によるものなどと考えております。

パークゴルフ場の町外からの利用者につきましては、松田町、山北町、御殿場市にパークゴルフ場がオープンしたことに伴い減少しています。更に、利用料金の改定があったことから、平成24年度の町外者の利用率約44%が、平成25年度は約24%と減ってしまったものと考えております。今後は、健康増進施設として明確に位置づけ、1回当たりの料金を設定するなど、利用しやすい施設にしたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、各小中学校、幼稚園、保育園の各管理運営費に関して、予算内でうまくやりくりしているのでしょうか、実際、消耗品や修繕料は足りているのか、実態は。との質疑に。

各施設からの要望に全て応えられる状況ではないと考えています。常に学校等と調整しておりますが、優先順位をつけ対応しております。各施設の要望に全て応えられていない状況は事実ですが、平成25年度の備品に関しては、ほぼ100%期待に応えられているものと考えています。との答弁がありました。

その他、各種予防接種の状況、中学校での柔道の授業で、外部指導員の配置について、社会福祉協議会が開始した役場本庁地下の収益事業の経営状況について、NPO支援センターの成果について、公共施設、教育施設へのAEDの設置の状況についての質疑がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は多数賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、今後も更なる高齢化の進展が考えられるが、国保の健全運営に関して、今後、どのように考えているのか。との質疑に。

現在、国保運営協議会において、毎年度の決算等の審議をいただいておりますが、見直しについては検討せざるを得ない状況であると国保運営協議会にも説明しています。本年度中に国保税の見直しについて協議をしていただきたいと考えています。今後、高齢化等の進展に伴い、現状の保険税では維持が無理であると解釈をしています。との答弁がありました。

委員から、このような状況を町民に知らしめるとともに、町民に見えるような十分な説明をし

ていきたいと思うし、当局もしていただきたいと思う。との意見に。

住民の皆さんにわかりやすく説明できるように努力していきます。との答弁がありました。

委員から、小山町が国保税をいつから値上げをしていないのか。との質疑に。

平成12年度国民健康保険税の見直しを行いました。後期高齢者の平成20年度税率改正を除けば、平成12年度から現状のままの負担率が変わらずに来ている状況です。との答弁がありました。

委員から、保険税の見直し等を視野に入れながら、健全運営に向けて取り組まれないかと記されていますが、一般会計からの法定外繰り入れを検討すべきではないのか。平成25年度の国保運営でそれを考えなかったのか。との質疑に。

国保事業は、公費5割と国保税を財源として保険給付を支出する特定の支出に充てています。法定外繰入金とは、本来の収入だけでは国保事業が運営できない場合に、一般会計から国保会計に対し財政支援を行うものです。基金に手をつけずに法定外繰り入れを行う方法は、果たして良い方法なのか。国保以外の被用者保険に加入している町民の町税等を国保会計に入れることにより、社会保障とはいえ、二重三重の負担が生じてきます。そのような理由から、25年度は法定外繰り入れを考えずに保険運営をしました。との答弁がありました。

委員から、自己の管理のため、受診しない方にアンケート調査を実施し、受診しない理由や実情を把握され、対策を考えては。との質疑に。

受診票を郵送の際に、各種がん検診等の受診票も同封していますが、この中に特定検診を受けない方が返信するアンケート用の返信はがきを同封し、実情の把握に努めています。未受診者には個別通知や電話勧誘を今後も継続して実施し、受診率の向上を図っていきたいと考えています。との答弁がありました。

その他、収入未済額、不納欠損額、未納者への対処について、助産院の開業支援についての質疑がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の2議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、介護保険計画第5期の2年目の年でした。平成24年度より差引残高が増加しています。5期の中間年ではもっとフラットになっていいと思うのですが、どう判断すればよいのか。また、5期の3年目を、今年を見通した場合、介護給付が見込んでいた額より抑えられているのではないだろうかと思料するのですが、その点について説明をお願いします。との質疑に。

理論的には中間年度の25年度に歳入歳出の差は余り生じないものです。国、県、町からの公費、第2号被保険者保険料の支払基金交付金については、決算による給付額の確定の後に精算を行い、

26年度会計で行います。今回の補正予算で財源のお願いをしておりますが、前年度繰越金がこの中に含まれておりますので、差引額が生じた原因です。との答弁がありました。

委員から、国は来年4月以降、要支援者に対する訪問・通所サービスを保険給付から外し、市町村が実施する総合事業に移します。この要支援1・2の訪問介護・通所介護サービスを町に移行する点で、小山町の対応の見通しは。との質疑に。

現在出ている情報では、保険から切り離されるサービスは、総合支援事業の中で市町の判断で行うものとなっています。来年4月に一斉に移行すると混乱が予想されることから、3年間の猶予期間が設けられ、全国の市町村は平成29年度末までに移行しなければならないとされております。町では、第6期事業計画を策定中で、この中で総合支援事業についても検討していきます。介護認定審査会を共同設置している御殿場市をはじめ、近隣市町との格差が生じないように調整しながら慎重に進めていく必要があります。近隣からの情報では、29年4月以降に移行とのことですので、町も同一歩調で進めていきたい考えです。との答弁がありました。

委員から、施設介護・在宅介護の件数と傾向は。申請から認定までの期間は。介護予防に対する取り組みは。との質疑に。

件数と傾向についてです。平成23年度から平成25年度までの3年で、施設介護サービスを利用された方は198人、219人、227人と増加しています。また、在宅介護サービスを利用した方は、415人、443人、493人と、こちらも増加傾向にあります。25年度の在宅サービスと施設サービスの受給割合は、在宅が68.5%、施設が31.5%です。認定までの期間は、通常新規の申請は、およそ1か月程度となります。予防に対する取り組みとして、毎年、町内65歳以上の方を対象にして実施している基本チェックリストにより対象者を抽出し、個別に事業の案内をさせていただいています。25年度は一次予防として、介護予防教室や相談会を実施し、延べ1,200人の参加がありました。また、二次予防事業は、運動機能や口腔機能の向上を目指した事業や認知機能低下予防教室等を実施し、延べ105人の参加がありました。との答弁がありました。

その他に、町内の介護士・介護ヘルパー等の状況について、町内の介護施設の職員数の不足の状況について、介護施設入所希望者の待機者の状況についての質疑がありました。

以上の質疑、答弁の後に、採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました平成25年度決算の5件、審査の経過と結果について委員長報告とします。

なお、委員会終了後、建築工事予定の須走小学校多目的教室確認のために現地視察を実施したことも報告いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、ここで午後1時10分まで休憩します。

午後0時07分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第14 認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 私は、認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

世間ではアベノミクス効果として円高、株高や各企業の経営回復の傾向から給与アップに至った点を殊さら取り上げますが、中小零細企業にはその効果もほとんどなく、一般庶民にとっては景気回復と生活のしやすさのレベルアップの実感はありません。むしろ年金の減額や物価の高騰、消費税アップによる生活苦の現実があります。

そんな中での平成25年度決算ですが、6年ぶりの町税の増加や単年度収支額1億8,358万1,000円の黒字になった点がクローズアップされますが、その中身については幾つか指摘しなければなりません。もちろん、既に執行された事業について全てを否定するものではありませんが、今後の行政に生かす意味からも、反対の立場で討論をします。

反対理由の1つ目ですが、昨年度と比較して、自主財源の柱となる町税は6,941万2,000円の増ですが、構成比では3.1%の減であります。また、分担金及び負担金、使用料及び手数料などは軒並み減額で、自主財源全体では4,210万1,000円の減少で、自主財源比率は前年度比で5.9%の落ち込みを示しました。

それに対して、昨年度と比べ国庫支出金が2億6,562万6,000円の増で、構成比の上でも1.7%の増、県支出金も5億4,165万4,000円増で、構成比は5.1%の大幅増を示し、依存財源全体では928万8,000円の増です。明らかに補助金頼みの歳入決算であったことは明らかです。

反対理由の2つ目に挙げたいのが、実質公債費比率と将来負担比率の点です。県は、平成25年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率、財政状況を示す4指標の速報値を公表しました。それによると、借金の返済負担の重さを示す実質公債費比率は11.5ポイントで、政令指定都市を除く33市町の中で26位と、下から7番目に位置しています。また、将来賄う実質的な負債が標準的な年間収入額の何倍にあるかを示す将来負担比率は101.7ポイントで、県下で下から3位という大変心配な数字が明らかになりました。借金に頼らない健全財政運営が求められることは、これらの数値からも明らかです。

反対理由の3つ目に挙げたいのは、歳出の中身についてであります。町は、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点の構想を打ち出し、平成25年度も調査研究を進めてきました。私は、これらの内陸のフロンティアを拓く取組を全面否定する考えはありません。しかし、100年の計と銘打って取り組む大型開発行為に対して、今生活している状況の改善は100年先のことではなく、今、町民が直面している切望する内容です。旧市街地の生活環境改善の具体策は一向に打ち出せず、買物難民にも似た状況が出ている点も重大な問題点です。その一方で、小山町はお祭り好きだという専らの評価があります。町制100周年記念の年以降も、1年を通し、お祭り・イベントの多さを感じます。そこにかかる費用を、もっと町民の日頃の生活の助けになる使い道に向けるべきだとも言えます。

4点目に挙げたいのが、投資的経費の大幅増に対して、福祉・教育分野等が置き去りになっている点を指摘しないわけにはなりません。投資的経費では、普通建設事業費が昨年より5億2,061万9,000円増の19億1,564万6,000円で、性質別歳出決算額構成比で、昨年度比4.5%増の20.4%を占めました。これは新東名関連町道整備やきたごうこども園建設、デジタル行政無線機整備などの大型事業のためです。

一方、毎年指摘している北郷小、足柄小放課後児童クラブの抜本的移転の課題は未解決のままですし、国保会計が1億4,000万円の基金取り崩しをしてしのいでいますが、一般会計からの法定外繰り入れは依然としてやろうとしないのは問題です。法定外繰り入れの手当もしないで、国保税の値上げ止むなしという決算分析は到底納得できません。

最後に挙げたいのが、義務的経費の中の人件費が、昨年度より6,857万円増えています。職員定数適正化計画の策定も行っているところですが、町民に対して住民サービスをぎりぎり削るなら、職員数の見直しを迫られるのは当然です。ただ、相変わらず職員の非正規化の現状は改善されないうままの状態です。特に行ってみて驚くのは、幼稚園、保育園の臨時職員の多さです。子どもの発達を担う教諭や保育士の臨時職員は、賃金をはじめ、待遇面で大きな格差がある中でも懸命にその職責を果たしております。子育てや教育に臨時はあり得ません。常に待ったなしの真剣勝負です。公共サービスの質を守るという立場からも、賃金格差や有給休暇、特別休暇などの待遇改善をする必要性は大です。

また、副町長2名制とて決して町民の全てが納得しているわけではありません。

以上、るる反対理由を述べましたが、台風被害箇所の継続的な復旧の努力の結果、ほぼ完了した点、こども医療費助成事業などの継続など、高く評価したい点も多くありますし、何よりも職員の皆さんの日頃の努力には敬意を表したい点をつけ加えて、私の反対討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております、認定第1号 平成25年度小山町一般会計歳入歳出決算につきまして、認定すべし立場から賛成討論を行います。

町長の提案説明にもありましたが、平成25年度は平成22年の台風からの災害復旧事業も完了し、

町制施行101年目として新たな一步を踏み出す年となりました。

一般会計の決算は、歳入総額98億2,721万円で、前年度対比9.7%の増、歳出総額93億8,036万7,000円で、7.2%の増、歳入歳出差引残高は4億4,684万3,000円となっております。この差し引き額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると3億3,190万1,000円が実質収支額となり、純繰越金となっております。これから前年度の実質収支額1億4,832万円を差し引いた単年度収支額では1億8,358万1,000円の黒字となっております。

いわゆるアベノミクスと呼ばれる大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資の喚起の三本の矢からなる経済政策による国の補正予算もあり、決算額は前年に比べて大きなものとなりました。

災害復旧事業が完了したとはいえ、厳しい財政状況の中で、町長は「金太郎のような元気なまち」を目指し、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進しております。

情報通信基盤の整備として光ファイバ網整備事業、新東名関連町道整備事業として町道3975号線橋梁整備工事に着手するなど、「便利で快適なまち」の推進を図られております。

また、保育園の耐震化事業としてきたごうこども園建設、災害に強い町づくりとしてデジタル行政無線機整備に取り組み、「安心・安全なまち」を目指してきました。

更に、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点の構想を打ち出し、新しいまちづくりに取り組み、「いきいきとしたまちづくり」を進めております。

計画推進のための取り組みとして、地区別の金太郎計画2020が成美地区と須走地区で素案ができ上がるなど、地域住民との協働・共創の歩みが着実に進んできました。

小山町のこれからの大きな課題としては、内陸のフロンティアを拓く取組として、湯船原、小山PA周辺や足柄SA周辺地域の開発や、新東名高速道路関連町道整備をはじめとする投資的経費に対する対応や、扶助費や公債費などの義務的経費に対する対応など、今後も多額な財源を必要とされる課題が多々あります。

これらの課題をなし遂げながら、総合計画の将来像「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」の実現に向け、財源の確保とともに財源の裏づけされた実施計画の策定が課題であると考えます。

監査報告にもありますように、予算の執行については議決の趣旨に沿い、概ね適正に執行されており、所期の目的を達成し、成果を得たものと認められます。

しかしながら、いまだ十分とはいえない基金残高の中、将来的に持続可能な財源運営を図るため、限られた財源を有効的、効率的に活用し、最大の効果を上げる更なる努力を望むものであります。

よって、平成25年度一般会計決算を認定すべき立場からの賛成討論を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第15 認定第2号から日程第20 認定第7号までの平成25年度特別会計決算6件及び日程第21 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件、合計7件については、一括質疑とすることにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第44号までを一括質疑とします。

それでは、認定第2号から議案第44号までについて、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15 認定第2号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第16 認定第3号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第17 認定第4号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第18 認定第5号 平成25年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第6号 平成25年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第7号 平成25年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立多数です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第21 議案第44号 平成25年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第44号は、可決及び認定することに決定しました。

---

日程第22 議員の派遣について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第22 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月3日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長、10月7日に静岡市で開催されます静岡県町村議会定期総会研修会に副議長及び議長が指名する議員、10月9日に小山町で開催します南足柄市議会との両議会交流研修会に全議員、10月17日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員、10月28日から30日までの間に秋田県及び山形県で行う行政視察に全議員、11月7日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会広報研修会に議長が指名する議員、11月11日に沼津市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、11月18日に御殿場市で開催されます2市1町議員研修会に全議員を、派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま議会から発議第3号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてと、発議第4号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出について、発議第5号 公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議の3件の追加議案が提出されました。

発議3件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。

議案を配付します。

(追加議案配付)

---

追加日程第1 発議第3号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 発議第3号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。2番 阿部 司君。

○2番(阿部 司君) ただいま議題となりました発議第3号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、静岡県町村議会議長会会長から、小山町議会へ意見書の採択を求める依頼が提出をされ、議会運営委員会にて総務建設委員会へ付託され、9月18日の委員会で慎重審議、協議をしていただき、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は平成26年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路・消防施設の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月30日

静岡県駿東郡小山町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官、以上のとおり提出するものです。

提出者 阿部 司

賛成者 池谷 弘、梶 繁美、込山恒広、池谷洋子、真田 勝

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

阿部 司君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第2 発議第4号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） ただいま議題となりました発議第4号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、静岡県東部ろうあ協会会長から小山町議会へ意見書の提出を求める陳情書が提出され、議会運営委員会にて文教厚生委員会に付託され、9月24日の委員会で慎重に審議、協議され、本会議に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

国においては、本年1月20日に障害者権利条約を批准したところであり、平成23年に改正された障害者基本法第3条にも、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されているところである。

さらに、同法第22条では国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって国においては、上記の趣旨を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月30日

静岡県駿東郡小山町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、以上のとおり提出するものです。

提出者 渡辺悦郎

賛成者 高畑博行、桜井光一、湯山鉄夫、米山千晴

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

3番 渡辺悦郎君提出の発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

---

追加日程第3 発議第5号 公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第3 発議第5号 公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） ただいま議題となりました発議第5号 公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

本決議につきましては、昨今、公職選挙法の規定に触れる事例の発生が報道されるなど、改めて議員としてのモラル、責任ある行動が求められております。

年末年始、また来年の統一地方選挙を控える中、町民の協力と理解を得ながら、気を引き締めて行動しなければなりません。

それでは、決議書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案を御覧ください。

決議第1号 公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年9月30日

提出者 池谷洋子

賛成者 高畑博行、阿部 司、渡辺悦郎、桜井光一、池谷 弘、梶 繁美、込山恒広、  
湯山鉄夫、真田 勝、米山千晴

公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議

私たち小山町議会議員は、町民の負託を受けた代表者であり、高い倫理観と責任を持って議員

活動を行うとともに、法令の遵守に努めなければならない。

今般、公職選挙法の規定に触れる事例が報道されています。

私たち小山町議会議員は、清潔な議員活動の推進を図るため、町民・議員とも「贈らない」、「求めない」、「受け取らない」の3つのルールを再確認し、真に公職選挙法を遵守しなければならない。

小山町議会はここに改めて、議員みずからの襟を正し、町民の協力と理解を得ながら、公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に努めていくことを決意するものである。

以上、決議する。

平成26年9月30日

小山町議会

以上のとおり決議書を提出するものです。

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本件は決議書の採択で賛成者が全員でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

8番 池谷洋子君提出の発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成26年第4回小山町議会9月定例会を閉会します。

午後2時00分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎